



IMFを通じた日本の技術支援活動等
に関する年次報告書

2011年度



IMFを通じた日本の技術支援活動等に関する年次報告書

2011年度

略語リスト	V
I. はじめに	1
IMFの技術支援：需要と供給	1
II. JSAが支援する活動	3
日本のJSAへの拠出額の水準	3
日本とIMFのパートナーシップ	4
技術支援及び関連活動	4
プロジェクト及びプログラムの承認プロセス	6
評価と審査	7
コミットメント	7
地域別の資金配分	9
分野別の資金配分	9
JSA資金による技術支援の実効性	12
アジア太平洋地域事務所	16
域内情勢のモニタリング	16
地域フォーラムとの連携	17
アウトリーチ及びキャパシティ・ビルディング	18
日本－IMFアジア奨学金プログラム	18
博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム	22
添付資料	
1. IMF－目的と活動	29
2A. JSAの技術支援プログラム	34
2B. JSAの技術支援プロジェクト	85
3. JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について	125
4. JSA2011年度財務諸表	131
Box	
Box 1：抵当市場、証券化とストラクチャード・ファイナンスに関するセミナー（タイ・バンコク）	5
Box 2：セネガルにおける税務管理業務の近代化	8
Box 3：南東欧における公的財政管理	11
Box 4：CEMAC域内の地域金融機関の強化	14
Box 5：実効性のある銀行監督によるASEAN地域の金融安定化の推進	16
Box 6：モンテネグロ及びコソボにおける統計能力の育成	19
Box 7：太平洋諸島地域におけるマルチセクター統計の改善	21
Box 8：IMFの技術支援における中心的分野	30

表		
表1.	日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2011年度）	3
表2.	JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2011年度）	9
表3.	JSAによる技術支援の地域別受益国・機関（上位10位）（1998年度～2011年度）	10
表4.	JSAの分野別年間コミットメント（1993年度～2011年度）	13
表5.	日本－IMFアジア奨学金プログラム…国別、出身機関別構成（1993年～2011年）	20
表6.	博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム…奨学生の出身国／地域構成 （1996年～2011年）	22
表7.	博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム…大学別奨学生数（1996年～2011年）	23
表8.	博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム…奨学生の現況及び卒業生の就職状況 （1996年～2011年7月）	24
図		
図1a.	IMFのキャパシティ・ビルディングに対する外部資金にJSAが占める割合 （2007年度～2011年度）	2
図1b.	IMFの現地でのキャパシティ・ビルディングに占めるJSAの割合（2000年度～2011年度）	2
図2.	技術支援に対する日本の年間拠出額（1990年度～2011年度）	4
図3.	JSAによる技術支援の年間コミットメント額（1993年度～2011年度）	7
図4.	JSAによる技術支援の地域別配分（2011年度）	8
図5a.	JSAによる技術支援の地域別受益上位3カ国（2009年度～2011年度）	10
図5b.	JSAによる技術支援の地域別受益状況（2009年度～2011年度）	10
図6.	JSAによる技術支援のIMF各局テーマ別配分（2010年度～2011年度）	12
図7.	JSAによる技術支援の分野別配分（2011年度）	13

ACD	アフガニスタン税関
ADB	アジア開発銀行
AFRITAC	アフリカ地域技術支援センター
ALM	資産負債管理
APD	IMFアジア太平洋局
APEC	アジア太平洋経済協力
ARC	公表カレンダー
ASEAN	東南アジア諸国連合
ASYCUDA	税関データ自動システム
BB	バングラデシュ中央銀行
BEAC	中部アフリカ諸国銀行
BI	インドネシア中央銀行
BM	モザンビーク中央銀行
BOP	国際収支
BPNG	パプアニューギニア中央銀行
BSP	フィリピン中央銀行
CAR	中央アフリカ共和国
CEF	経済金融センター
CEMAC	中部アフリカ経済通貨共同体
COA	勘定科目一覧表
COBAC	中部アフリカ諸国金融委員会
CRMS	包括的準備高管理システム
CSO	中央統計機構
DAC	開発援助委員会
DGT	国税総局
DSBB	データ公表基準掲示板 (Data Standards Bulletin Board)
EMEAP	東アジア・オセアニア中央銀行役員会議
EP	エコノミスト・プログラム
FAA	枠組み管理勘定
FAD	財政局
FIRST	金融セクター改革強化イニシアティブ
FMIS	ペルー財政管理情報システム
FRL	財政責任法
FSAP	金融セクター評価プログラム
FPAS	予測・政策分析システム
FY	年度 (IMFの会計年度は、2010年5月1日から2011年4月30日まで)
GDP	国内総生産

GFSM	政府財政統計マニュアル
GFSR	国際金融安定性報告書
GIFMIS	ガーナ統合財務情報管理システム
HQ	本部
HWI	富裕層
ICP	国際比較プログラム
IFMIS	情報管理システム
IFRS	国際財務報告基準(国際会計基準に代わる国際的な会計フレームワーク)
IIP	国際投資ポジション
IRD	税務局
IT	情報技術
IMF	国際通貨基金
JISP	博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム
JISPA	日本－IMFアジア奨学金プログラム
JSA	IMFの特定活動にかかる日本管理勘定
LEG	IMF法律局
LOU	基本合意書
LTA	長期アドバイザー
LTO	高額納税者事務所
LTU	高額納税者部門
MCM	IMF金融資本市場局
METAC	中東地域技術支援センター
MFS	通貨・金融統計
MTEF	中期歳出枠組み
MMA	モルジブ通貨庁
MOF	財務省
MPC	金融政策委員会
MSP	マクロ経済セミナープログラム
MTBF	中期予算枠組み
MTO	普通納税者事務所
NA	国民経済計算
NBC	カンボジア中央銀行
NBM	モルドバ国立銀行
NSDP	ナショナル・サマリー・データ・ページ (National Summary Data Page)
NRB	ネパール中央銀行

OAP	アジア太平洋地域事務所
OBR	ブルンジ歳入庁
ODA	政府開発援助
OECD	経済協力開発機構
OTM	IMF技術支援管理室
PBB	業績ベースの予算編成 (performance-based budgeting)、 プログラムベースの予算編成 (program-based budgeting)
PCA	早期是正措置
PEFA	公的支出財政評価
PFM	公的財政管理
PFTAC	太平洋金融技術支援センター
PIT	個人所得税
PRGT	貧困削減・成長トラスト
RA	歳入庁
RAA	歳入行政アドバイザー
RTAC	地域技術支援センター
SBA	スタンバイ・アレンジメント
SBV	ベトナム国家銀行
SEE	南東欧諸国
SOE	国有企業
SRC	スキル・リフレッシュ・コース
SRF	標準報告様式
STA	IMF統計局
STI	IMFシンガポール地域研修所
STO	少額納税者事務所
STS	国税局
TA	技術支援
TSA	単一の財政会計
WEO	世界経済見通し
VAT	付加価値税



I. はじめに

IMFの技術支援：需要と供給

1946年の設立以来、IMF¹が初めて技術支援（TA）を実施したのは1960年代はじめ、当時新たにIMF加盟国となったアフリカとアジアの新興独立国の要請を受けてのことだった。それ以来、TAプログラムは様々な経済問題に対応し、その需要は大幅に拡大していった。近年では、当然ながら、世界的な金融危機からの回復を目指す国々への支援が、技術支援の焦点になっている。例えば、財政分野では、世界的な金融危機によって大きな打撃を受けた国にとり採用可能な租税措置及び歳出対策を明確にすることが、技術支援の対象となった。またIMFは公的財政の強化を目的として、予算管理、公的財政管理及び歳入行政の改善策についても提言を行った。金融セクターにおいては、IMFの技術支援は金融危機の原因と結果を追究し、特に危機の解決、金融セクターのサーベイランス、ストレステスト、規制改革、クロスボーダーな銀行問題の解決、マクロプルデンシャル政策、システミックな流動性管理、及び公的部門のバランスシート・リスク管理に取り組んだ。

IMFは年間運営予算の25%を技術支援活動及び研修に割り当てている。このように技術支援の大部分は、IMF独自の財源で行われているが、ここ数年はパートナーの拠出金が重要度を増している。例えば、2011年度においては、こうした外部資金による支援が、現地で実施される技術支援の3分の2超を占め

た²。日本は1990年以来、IMFの技術支援プログラムの拠出国として、常にIMFの最重要パートナーに名を連ねている。2011年度だけでも日本の拠出金は外部資金総額の25%近くを占め、またIMFの現地における技術支援の実施額の約14%を占めている（2007年度から2011年度までの外部資金に占めるJSA拠出の割合については図1a、2000年度から2011年度までの技術支援の現地実施額に占めるJSA拠出の割合については図1bを、それぞれ参照のこと）。外部資金管理のための枠組みアカウントの下にあるIMFの特定活動にかかる日本管理勘定（JSA）は、日本からの資金の拠出先になっている³。

IMFの技術支援は様々な形態で実施される。主に、IMFスタッフ、本部を拠点とする専門家、及びIMFが短期ベースまたは長期ベースで採用する現地専門家が、助言と研修を提供する形態で行われる。IMF研修所は、本

² 技術支援に関連するIMF本部での活動（例えば、研修、政策立案・研究、評価、管理、運営など）は、最近まで主にIMF独自の財源で賄われていた。

³ 2010年4月まで、日本の資金拠出は、「IMFの特定活動にかかる日本管理勘定」及び「博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム勘定」（技術支援活動のための枠組み管理勘定の下に設立されたサブアカウント）を通じて行われてきた。2010年4月、IMF理事会は外部資金管理のための枠組みアカウント（SFA）の下に日本のサブアカウントを設置することを承認した。これにより、日本はより影響力が大きく認知度の高い包括的な技術支援プログラムに資金を拠出することが可能になった。この新たなサブアカウントでは、各種経費に関してもさらに透明性の高い報告を提供する。この新しい、IMFの特定活動にかかる日本管理勘定は、2010年4月に能力強化活動への資金拠出をすでに開始したが、従来の特定活動にかかる日本管理勘定についても、現在実施中のプロジェクトが完了するまでは維持される。一方、「博士号取得のための日本—IMF奨学金プログラム勘定」は既に口座を閉じている。以下、本報告書において、JSAはやがて期限を迎える、従来の、IMFの特定活動にかかる日本管理勘定とSFAの下に開設された日本のサブアカウント双方を意味する。

¹ IMFの目的及び主な活動については、添付資料1に詳述している。

図1a. IMFのキャパシティ・ビルディングに対する外部資金にJSAが占める割合 (2007～2011年度)

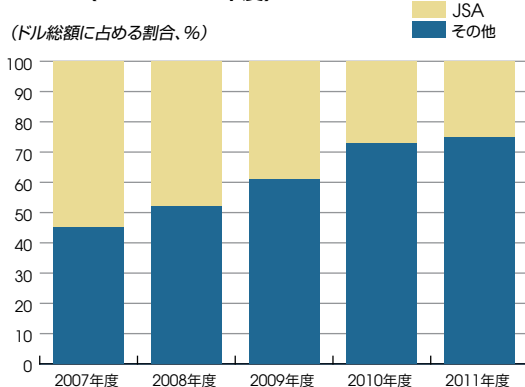
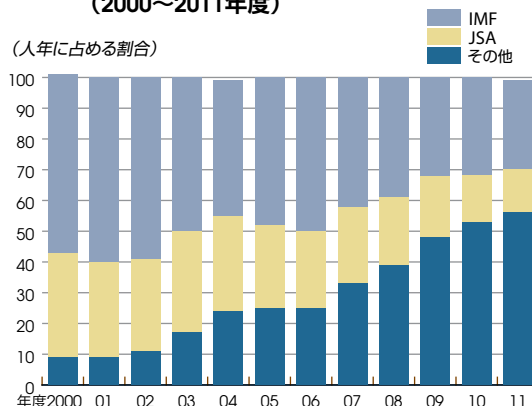


図1b. IMFの現地でのキャパシティ・ビルディングに占めるJSAの割合 (2000～2011年度)



部、各受益国、及び地域研修機関⁴において研修を実施する。

1993年以降、IMFが地域技術支援センター(RTAC)を通じて行っている技術支援は増加している。現在、計7カ所のRTACが機能しているほか、2011年の後半に、8番目となる「南部アフリカ地域技術支援センター」(AFRITAC South)がモーリシャスのポートルイスに開設される予定である⁵。技術支援のこうした地域

主導アプローチの経験は、非常に積極的に活用されている。

2011年度に、能力強化活動に約227人年分のIMFスタッフ及び専門家が動員された。その機能局別の内訳は、財政局が43%、金融資本市場局が25%、統計局が11%、そして法律局が8%であった。残りの13%はIMF研修所その他の局による実施分である⁶。

⁴ IMFがドナー及びホスト国政府と共同スポンサーになっている地域研修機関/プログラムは次の7件である。オーストリアの合同ウィーン研修所、シンガポールのIMFシンガポール地域研修所、チュニジア・チュニスにおけるIMF-アフリカ開発銀行アフリカ合同パートナーシップ、中国・大連における中国-IMF合同研修プログラム、ブラジル・ブラジルにおけるラテンアメリカ合同地域研修センター、インド・プネにおけるインド-IMF合同研修プログラム、及びクウェート・クウェートシティにおけるIMF-中東経済金融センターである。アブダビにおけるIMF-アラブ通貨基金地域研修プログラムは、2011年度末に運営を停止した。

⁵ 7カ所の地域技術支援センターとは、3カ所のアフリカ地域技術支援センター(ガボンのリブレビルを拠点とする中央AFRITAC、タンザニアのダルエスサラームを拠点とする東部

AFRITAC、マリのバマコを拠点とする西部AFRITAC)、グアテマラのグアテマラシティを拠点とする中米・パナマ・ドミニカ共和国地域技術支援センター(CAPTAC-DR)、バルバドスのブリッジタウンを拠点とするカリブ地域技術支援センター(CARTAC)、レバノンのベイルートを拠点とする中東地域技術支援センター(METAC)、及びフィジーのスバを拠点とする太平洋金融技術支援センター(PFTAC)である。

⁶ 技術支援を評価する方法として、IMFは、スタッフ及び専門家が技術支援活動に費やす時間を記録している。1人年は約260就業日に相当する。

II. JSA が支援する活動

日本の JSA への拠出額の水準

1990年、日本は、IMF加盟国のマクロ経済プログラム及び構造調整プログラムの策定、実施、維持能力の強化を目的とするIMFの技術支援に対して資金援助を行うことに合意した。以来、日本はIMFの技術支援及び研修活動に対する最大の資金供与国である。また日本は2つの奨学金プログラムとIMFアジア太平洋地域事務所（OAP）の活動にも資金を拠出している。本報告書は、JSAが2011年度⁷

⁷ IMFの会計年度は5月1日から4月30日までであり、本報告書では2010年5月1日から2011年4月30日までの活動を取り扱う。2000年度から2010年度までの報告書は、IMFの以下のウェブサイトで閲覧可能である。URL: www.imf.org/external/pubs/ft/ta/index.asp



石井詳悟 IMFアジア太平洋地域事務所(OAP)所長（前列左から2人目）及びスタッフ（東京）

表1. 日本のJSAへの拠出状況（1990年度～2011年度）

(百万米ドル)

	1990- 2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	1990- 2011年度 合計
JSA ¹	160.9	26.4	27.0	21.9	22.4	23.7	20.8	19.8	22.5	27.2	30.2	402.7
技術支援 ^{2,3}	145.6	22.6	22.8	17.6	18.3	19.4	16.9	15.6	18.6	23.0	25.4	345.9
上記のうち： アジア太平洋地域事務所	4.4	1.0	1.2	1.4	1.2	1.8	1.6	1.8	1.3	1.6	2.5	19.9
日本-IMF アジア奨学金プログラム	8.0	2.3	2.7	2.7	2.6	2.7	2.4	2.6	2.3	2.9	3.8	35.1
博士号取得のための日本-IMF 奨学金プログラム ⁴	7.2	1.4	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.5	1.6	1.3	1.0	21.7

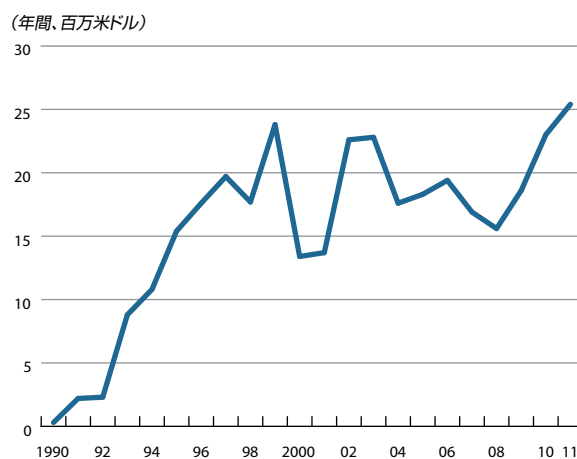
¹ 2010年度まで、「JSA」及び「博士号取得のための日本-IMF奨学金プログラム」への拠出金は、それぞれJapan Administered Account for Selected IMF Activities (JAA) 及びFramework Administered Account for Selected IMF Activities (FAA) の下で管理されていた。現在は、「外部資金管理のための枠組みアカウント (IMF Framework Administered Account for Selected Fund Activities)」(SFA) の下で一元管理されている。

² 2010年度と2011年度の各年度に、資金洗浄及びテロ資金対策 (AML/CFT) 信託基金の活動支援に振り替えられた拠出金、年額40万ドルを含む。

³ 2011年度に、IMF日本理事室の業務の支援資金に振り替えられた154,603ドルを含む。

⁴ 2010年度までは、「博士号取得のための日本-IMF奨学金プログラム」は、FAAの下にあったが、その後SFAの下に移された。

図2. 技術支援に対する日本の年間拠出額
(1990年度～2011年度)



JISPA 奨学生を対象に東京で開催されたセミナーで講演する篠原尚之 IMF 副専務理事

に支援した技術支援活動、奨学金プログラム、及び OAP の活動について説明する。

1990 年度から 2011 年度までの日本の拠出額は総額 4 億 300 万ドルに達した。そのうち、約 3 億 4,600 万ドルは技術支援プロジェクト及

びプログラム並びにアジア太平洋地域事務所の活動に、3,500 万ドルはアジア奨学金プログラムに、そして 2,200 万ドルは博士号取得のための日本－IMF 奨学金プログラムに充てられている（表 1 及び図 2 を参照）⁸。

日本と IMF のパートナーシップ

IMF と日本政府は、定期的に公式会合を開いて、共同の取り組みの実効性の評価および今後の活動についての協議を行っている。直近の会合は 2011 年 4 月に行われた。会合では、IMF の技術支援プログラム全般にわたる簡単な状況報告に加えて、通常、(i) 技術支援に関する拠出金の使途先として日本が今後希望する地域やテーマ、(ii) コストの見積もり及び利用可能な資金、(iii) 日本政府と IMF による合同現地視察の構成、(iv) 近い将来に起こり得る問題点といったテーマ等が取り上げられる。また IMF スタッフが適宜来日し、日本政府当局と詳細な協議を行う。

技術支援及び関連活動

日本政府は、JSA の資金の柔軟な運用を認めており、短期及び長期の技術支援専門家、セミナー、ワークショップの支援に充てられる。2010 年 4 月以降、JSA の資金は、IMF 本部による品質管理の徹底やプロジェクト運営、及び大規模な技術支援介入の戦略的優先順位を決める診断的ミッションの実施に対する支援にも充てられている。技術支援活動には可能な限り日本人専門家の採用が考慮されるが、JSA の資金の使用を日本人専門家に限定する

⁸ 博士号取得のための日本－IMF 奨学金プログラムへの出資は、2010 年まで別アカウントで実施されていたが、2011 年度に JSA の下に組み入れられた。

Box 1： 抵当市場、証券化とストラクチャード・ファイナンスに関するセミナー (2010年11月29日～12月3日、タイ・バンコクにて開催)

IMF 研修所は、アジアにおけるカリキュラムを、アジアの政策立案者が直面する課題の進展に合わせて常に改訂している。最近では、マクロ金融リンクージュに重点を置いたカリキュラムとなっている。その一例として、ここではJSAが資金支援を行った「抵当市場、証券化とストラクチャード・ファイナンス (MSF) に関するセミナー」について振り返る。このセミナーはIMFシンガポール地域研修所 (STI) が2010年後半に、上級政府職員向けにバンコクで開催したものである。

このセミナーでは、現在の政策論議上極めて重要な問題として、次の事項が取り上げられた。

- 証券化とストラクチャード・ファイナンスに関する問題、特に抵当市場に関する問題は、最近の世界的な金融危機において極めて重要であった。
- アジアの新興市場諸国は、自国の債券市場の発展に重点的に取り組んできた¹。
- アジア諸国は現在、大量の資本流入を前にして、マクロ経済と金融の安定維持に努めており、その多くの国が資産価格の上昇を抑制する目的で、不動産関連融資の引き締め措置を取っている。

同セミナーは抵当市場の発展に焦点を当て、(i) 証券化とストラクチャード・ファイナンス

商品が果たす役割、(ii) これらの業務実施に必要な市場インフラ、(iii) 金融機関、機関投資家、企業、そして政府がこれらの市場に参加する仕組みと理由、(iv) 市場の発展に伴う監督上及び規制上の課題などを取り上げた。

抵当市場と関連制度に関するケーススタディを通じて、これらの問題の吟味が進んだ。また米国の抵当市場を検証することで、発覚せずにまたチェックされることなく、リスクが金融機関や市場に積み上がってしまったという、サーベイランス上及び規制上の失敗が明確になった。ゲストスピーカーを務めたアジア地域の専門家と、セミナーに参加した上級政府職員の主導で、アジアにおける多くの事例 (香港特別行政区、マレーシア、フィリピン、及びタイ) について、広範にわたる討議が行われた。

セミナーに参加した37名はいずれも、アジア地域で金融市場の規制、監督、サーベイランスと発展に関わっている上級政府職員であり、アジア各国の中央銀行、規制機関、及び財務省を代表して出席していた。

セミナーは大成功を収めた。特に、最近の危機から学んだ教訓に基づきマクロプラデンシャル政策の策定と実施について複数国にまたがる分析と討議を行ったセッションは、参加者から高い評価を得た。バンコクの在タイ日本大使館の経済担当公使が参加者を前に演説し、参加者たちはセミナー開催を可能にした日本の支援に心からの感謝を表明した。

¹ 広範囲にわたる討議については、一例として最近のIMFワーキングペーパー (WP/11/132) "The Development of Local Debt Markets in Asia" (文責: Mangal Goswami 及び Sunil Sharma) を参照のこと。



JSA－IMF年次協議に参加したIMF日本理事室のスタッフ及びIMFスタッフ（2010年4月）

との条件は付けられていない。

JSAは、世界全域を対象として技術支援への資金援助を行っているが、日本政府は、アジア・太平洋地域及び中央アジアに重点を置いている。日本政府は、IMFの技術支援方針に沿って、経済改革に本格的に取り組み成果を挙げている低所得国及び下位中所得国を優先的に支援している。これらの国々はいずれも、成長促進政策の実施に必要な制度や能力の強化に明確にコミットしている。**Box 1**から**Box 7**では、JSAが支援する活動の成功事例を紹介する。

2010年度に、日本は、能力強化には時間を要するとの認識から、従来のプロジェクトによるアプローチに代わり、プログラムによるアプローチを採用した。この新しいアプローチは集中度においても、対象範囲においても、従来型を上回る。現在、JSAが支援するプログラムは、一般に期間3年で、複数国や複数

の技術支援テーマを対象としている。これらのテーマに応じたプログラムの採用により、受益国にとっては従来よりも実質的で持続的な成果が期待されるとともに、日本にとってもドナー国としての認知度が高まることが期待される。また、このプログラムによるアプローチでは、IMFは、外部の専門家とIMFスタッフの専門知識を最大限に活用した、より包括的な技術支援計画を受益国向けに策定することが可能となる。

プロジェクト及びプログラムの承認プロセス

IMF加盟国は技術支援を受けたいか否かを決定する。加盟国からの要請は、IMFの機能局と地域局で検討された後、地域戦略ノート（RSN）に基づき優先順位が決定される。各地域局は、担当国について、機能局及び該当国の政府当局と協議の上、戦略ノートの草稿を作成する⁹。RSNは国及び地域に向けた中期技術支援戦略を提示するものであり、これにより資金分配の最適化、資金動員の計画立案、及び他の技術支援国・機関との調整が図られるため、極めて重要である。RSNの承認は、IMFキャパシティ・ビルディング委員会が行う。この委員会は、IMFの政策関連作業を取りまとめ、資金の分配を担当している。

JSAの資金による活動は、IMFの技術支援計画プロセスに強固に組み込まれ、IMFのサーベイランス及び融資活動、日本の優先項目、各受益国の優先項目との連携が密に図られる。各年度の初めに、IMFは、承認の検討を予

⁹ 地域戦略ノート（RSN）は、技術支援における優先順位決定プロセスの強化に向けたIMFの取り組みの一環として、2008年度に導入された。

定している新規及び継続中のプロジェクト及びプログラムのリストを日本政府に提出する。新規プログラムに関しては、複数年度にわたるプログラムの全体計画、及び初年度の詳細な作業計画が承認申請される。2年目以降については、次年度の作業計画についてのみ承認が必要となる。

評価と審査

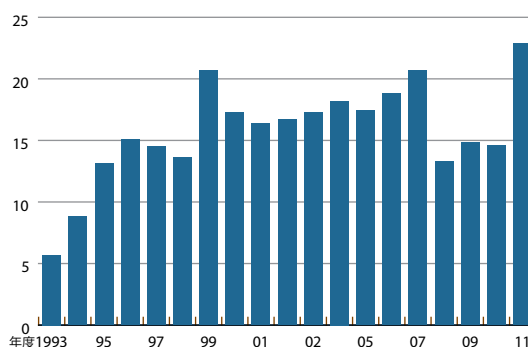
IMFは、JSAの資金による各プロジェクトの完了から3カ月以内に、プロジェクトに対する評価報告書を日本政府に提出するとともに、技術支援を受けた機関に対してアンケート用紙を送付しフィードバックを求める。IMFは、アンケートの回答内容について検討し、技術支援の効果を高めるための改善点を明確にする。これらの回答は日本政府にも提出される。

プログラムに対しては各年度末に中間評価が実施され、中間アンケート調査の結果と合わせて日本に提出される。プログラムの完了から3カ月後に、全体の評価報告書とアンケート調査結果が日本側に提出される。

また日本とIMFの合同ミッションが、毎年2～3カ国を訪問し、JSAの資金による技術支援の現地視察を行っている。これらの視察により、日本側はJSAの拠出金の有効性について直接見聞する機会を得る。この合同ミッションは、視察の期間中、JSAの支援により派遣されている専門家の業務に対する受益国の見解を査定するばかりでなく、受益国が技術支援を有効活用しているか、またその支援がどのように改革プロセスに貢献しているかについても評価する。

図3. JSAによる技術支援の年間コミットメント額
(1993～2011年度)¹

(百万米ドル)



¹ 2010年度及び2011年度における日本からAML/CFT信託基金への年額40万ドルの拠出金は含まれない。

IMFは先ごろ、日本政府の要請を受け、独立した外部機関にJSAに関する評価を依頼した。この評価は2011年7月に終了した（詳細については、「JSA資金による技術支援の実効性」の項を参照）。

コミットメント

1993年度から2011年度までの期間に、技術支援に拠出されたJSA資金は、総額3億ドル近くに達し、計1,912件のプロジェクト及びプログラムを支援した¹⁰。2011年度においては、3件の新規プログラムと8件の継続プログラム、及びその他の項目に計2,290万ドルがコミットされた¹¹。図3は、1993年度から2011年度ま

¹⁰ コミットメントは、日本が個別に承認したプロジェクト及びプログラムに対する予算と定義される。

¹¹ 資金拠出された活動の件数は、JSAが大規模プログラムのみを支援するアカウントに完全に移行したため、2010年度よりも大幅に減少した。

Box 2：セネガルにおける税務管理業務の近代化

セネガルは他の西アフリカ諸国に比べて優れた歳入実績を上げているが、同国税務当局は改善の余地があることを認識している。税務管理業務の実効性のさらなる向上は、セネガルの成長促進戦略の下で税収増をもたらし、ひいては財政赤字の削減につながる。

IMF 財政局 (FAD) は、JSA の支援により、セネガルの「税務管理業務の近代化のための戦略的開発計画」について助言を行っている。この計画は、(1) 納税者サービスの改善、(2) 税務管理組織と業務の近代化、(3) 歳入の増加という3つの目標を掲げている。JSA の地域プログラムに基づく技術支援の一環として、IMF 本部からの戦略的ミッションの派遣や、税務行政専門家による数回の短期派遣が実施され、2011 年初めからは税務管理情報技術の地域専門家1名をダカールに配属している。

セネガルの税務当局は FAD の提言を受け入れ、4カ年戦略案をまとめた。この新戦略では、

(1) 税務当局の本部と地方機関の役割と組織、(2) 本格的な高額納税者窓口の設置と試験的な普通納税者事務所 (MTO) の設立、(3) 新しい小企業課税システムの設計、及び (4) 調査・情報部門の拡充という4項目に重点を置いている。同戦略の実施部隊として、変更管理部門が創設された。2012年10月にダカールに開設される予定の試験的 MTO は、今回の改革戦略の最初の成果となるだろう。地域専門家の支援を受けながら、税務部は、大部分が旧態依然としていて効果がないプロシーチャーのリエンジニアリングや納税者マスターファイルのクリーニングとアップデート等のコンピューターシステム上の弱点に取り組んでいる。税務行政改革の今日までの進展は、現職の税務行政リーダーの管理手腕とビジョンによるところが大きい。このリーダーは IMF の支援の下に策定した戦略計画の実施に全面的にコミットしている。

で承認された技術支援プロジェクト及びプログラムのコミットメントを示している (2011 年度に承認された新規または継続プログラムの概要については添付資料 2A、また 2011 年度に完了したプロジェクトの評価概要については添付資料 2B を、それぞれ参照のこと) ¹²。

¹² IMF は、IMF 本体の勘定についての年次独立監査と併せて、IMF の特定活動にかかる日本管理勘定についても、外部監査人による年次監査を実施し、独立した監査証明書を日本政府に提出している。2011 年度の JSA 及び博士号取得のための日本-IMF 奨学金プログラムの監査済み財務諸表については、添付資料 4 を参照のこと。外部資金管理のための枠組みアカウントの下にある日本のサブアカウントを通じて、会計年度内に実施された業務と取引については、SFA 枠組み勘定の一環として監査を受ける。SFA 枠組み勘定に関する外部監査法人による報告書は、IMF 年次報告書の一部として、一般向けウェブサイトに掲載される。

図4. JSAによる技術支援の地域別配分 (2011年度)

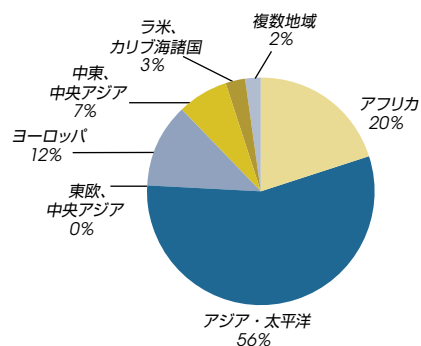


表2. JSAの地域別年間コミットメント（1993年度～2011年度）**

(百万米ドル)

	1993- 2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011年度		1993-2011年度	
											合計	%	合計	%
アフリカ	24.7	4.8	4.9	5.1	4.8	4.6	6.0	4.7	4.2	3.0	4.6	20.0	71.3	23.8
アジア・太平洋	41.8	6.2	6.6	7.0	7.6	7.9	8.3	5.3	5.9	6.0	12.9	56.1	115.5	38.6
東欧、中央アジア *	30.9	1.4	1.5	1.4	0.6	1.4	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.9	13.0
西、中央ヨーロッパ	7.4	1.6	1.2	1.0	0.7	1.4	1.3	0.5	2.0	2.1	2.8	12.2	22.1	7.4
ラ米、カリブ海諸 国	7.9	0.6	0.6	0.6	0.9	1.0	0.9	0.9	0.7	0.4	0.5	2.4	15.0	5.0
中東、中央アジア *	3.2	0.4	1.1	1.6	1.2	2.1	2.4	1.7	2.1	2.4	1.6	7.2	19.7	6.6
複数地域	8.6	1.7	1.3	1.6	1.7	0.5	0.2	0.2	0.0	0.7	0.5	2.1	16.9	5.6
合計	124.6	16.7	17.3	18.2	17.4	18.8	20.7	13.3	14.8	14.6	22.9	100.0	299.4	100.0

* (2008年度からは、中央アジアに関するデータは中東諸国のデータとともに集計される。)

** 2010年度と2011年度に日本がAML/CFT信託基金に対して拠出した年間40万ドルは含まれていない。

地域別の資金配分

現在までに、IMF加盟国のうち125カ国、及びRTACとIMF地域研修センターがJSAによる技術支援の恩恵を受けている¹³。1993年度以降、アジア・太平洋地域の国は技術支援プロジェクトとして総額1億1,550万ドルを受け取っている。これは承認された技術支援プロジェクト全体の38.6%に相当する。表2は、1993年度から2011年度までの地域別年間コミットメント額をドルベースで示している。また図4は、2011年度の地域別配分の割合を示したものである。

2011年度には、JSAによる資金支援を受けた活動の約49%が低所得国で、25%が下位中所得国で、それぞれ実施された。地域の能力

¹³ 2011年度末時点で、地域研修センターは8カ所、RTACは7カ所ある。

強化の取り組み（RTACへの支援を含む）が占める割合は18%だった。表3は、1998年度から2011年度の間JSAによる支援を受けた国・RTACの上位10位までを地域別に示している。また図5aと図5bは、2009年度から2011年度までの期間にJSAによる支援を受けた国・地域の上位3位を示したものである。

分野別の資金配分

JSAの分野別の資金配分は、IMF全体の技術支援資金の利用配分を概ね反映している。この3年間、JSAもIMFもともに、金融及び中央銀行業務の技術支援への資金拠出を減らし、公的財政管理（PFM）及び国民経済計算の分野により多くの資金を拠出している。

2011年度については、JSAによる年間コミットメント額2,290万ドルは、過去と同様に幅広く配分され、財政局に1,150万ドル（50

図5a. JSAによる技術支援の地域別受益上位3カ国
(2009年度～2011年度)

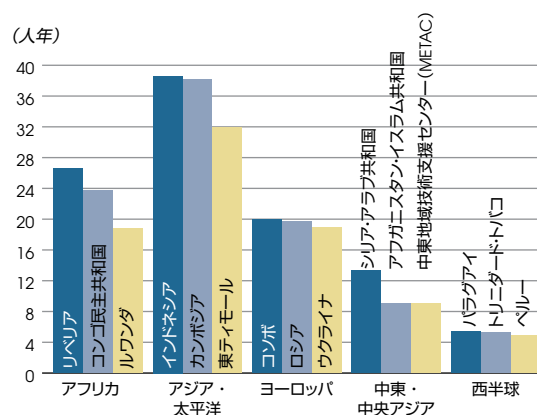


図5b. JSAによる技術支援の地域別受益状況
(2009年度～2011年度)

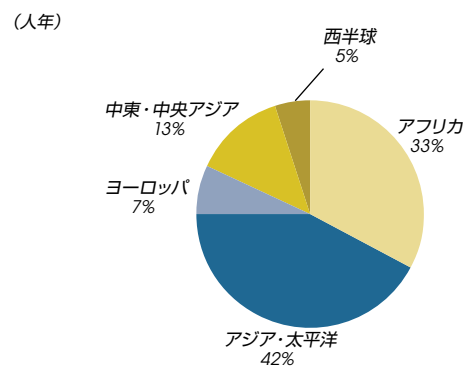


表3. JSAによる技術支援の地域別受益国・機関 (上位10位) (1998年度～2011年度)

(人年の高い順)

アフリカ	アジア・太平洋	ヨーロッパ	中東、中央アジア	ラ米、カリブ海諸国
リベリア	インドネシア	コンボ	シリア・アラブ共和国	パラグアイ
コンゴ民主共和国	カンボジア	ロシア	アフガニスタン・イスラム共和国	トリニダード・トバ
ルワンダ	東ティモール	ウクライナ	アフガニスタン・イスラム共和国	ゴ
ウガンダ	PFTAC ²	ジョージア	METAC ¹	ベルー
ブルンジ	モンゴル	アゼルバイジャン	ウズベキスタン	スリナム
ザンビア	ネパール	ブルガリア	モーリタニア	ガイアナ
ボツワナ	フィリピン	モルドバ	ジョージア	ニカラグア
エリトリア	タイ	アルバニア	キルギス	ポリビア
西部AFRITAC ³	バングラデシュ	アルメニア	ヨルダン	ハイチ
レソト	ベトナム	ボスニア・ヘルツェゴビナ	モロッコ	ホンジュラス
			アルジェリア	コスタリカ

¹ 中東技術支援センター

² 太平洋金融技術支援センター

³ アフリカ地域技術支援センター

Box 3 : 南東欧における公的財政管理

2009年1月以来、JSA資金は、南欧における公的財政管理（PFM）の強化を目的とする地域プロジェクトを支援している。このプロジェクトには地域PFMアドバイザー1名も参加し、極めて活発に運営されている。これまでに、予算編成から財政管理及び調整に至るまで様々なテーマに関して、11か国に助言を提供している。これは同地域のPFM能力を強化するための継続的なプロセスの一環であり、これにより多くの国が著しい進展を遂げた。

その一例が、2011年度に実施された、中期予算枠（MTBF）に基づいた持続可能な財政政策の実施を目指したモンテネグロに対する支援である。IMF 財政局は、JSA プログラムから資金を受け、2011年度に2回の現地視察を行い、モンテネグロ政府当局がMTBFを策定し導入するのを支援した。1回目の視察の目的は、モンテネグロ特有の事情に対応したモデルを提言することだった。様々なオプションが幅広く検討された後、支出総額の上限設定を基本とする枠組みを導入することで、同国政府当局と合意に達した。

2回目の視察では、同国政府当局が新規MTBFの導入計画案を作成し、その重要性について利害関係者を説得するまでの過程を支援し

た。この視察では、予算編成プロセスに関する法律を見直し、修正案を提言した。また、拘束力のある支出上限、ベースライン予測、新しい政策構想の経費見積もり、及び支出上限の完全性を脅かす恐れのある主な財政リスクに関する報告が盛り込まれた、中期財政戦略のテンプレート設計も支援した。さらに予算案が中期的視野に立って作成されるように、各省からの予算提出テンプレートの作成も支援した。最後にワークショップを開いて、財務省や関係省庁の職員など利害関係者に、提案された変更について説明し、MTBFの導入によって生ずる予算編成上の課題とメリットを伝えた。

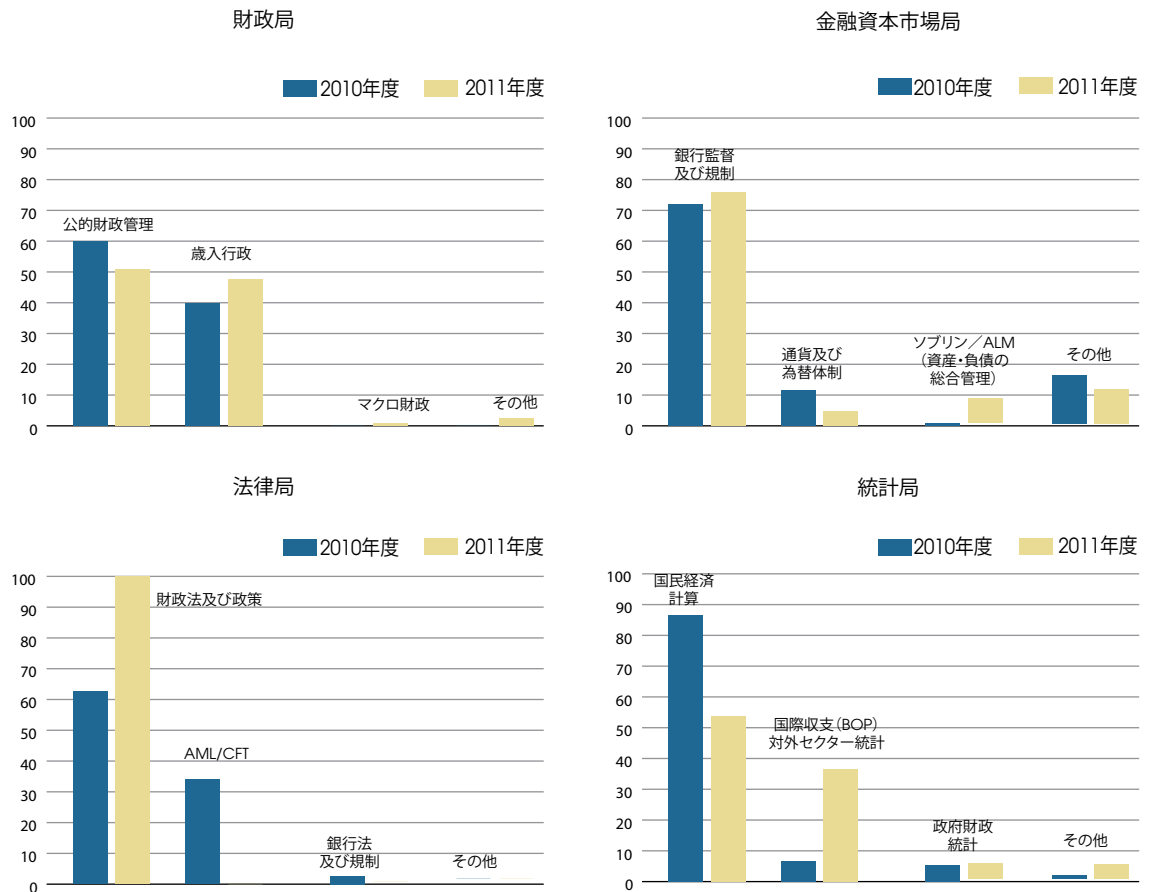
モンテネグロ政府当局は、実施に向け着実に前進している。2回に及んだ視察による提言を検討した後、IMF 財政局と合意に達した方法論に沿った中期予算を実施すること、及びテンプレートを用いて、予算案提出と予算書作成の仕組みを変えることを決定した。また同国政府は、予算プロセス全体にわたって、実施のためのさらなる支援を要請した。地域PFMアドバイザーは、IMF本部の支援を受けながら、全面実施まで戦略的なインプットを引き続き提供する予定である。

%)、金融資本市場局に660万ドル（29%）、統計局に170万ドル（7%）、IMF研修所が実施した研修に12%、その他に2%であった。表4は、1993年度から2011年度までの分野別コミットメントの年間配分をドルベースで示し、また図7は、2011年度における分野別の配分を示している。

技術支援担当各局内のテーマ別技術支援の配分状況は、図6に示すとおりである。過去と同様、財政の分野では、公的財政管理（51%）と歳入行政（48%）に技術支援が集中している。金融資本市場の分野では、銀行監督及び規制（76%）が引き続き突出している。

図6. JSAによる技術支援のIMF各局テーマ別配分(2010年度～2011年度)

(人年の割合、%)



JSA 資金による技術支援の実効性

IMFと日本政府は、JSAの出資による技術支援の質と実効性を、様々な視点から評価する。各プロジェクトの完了時に、IMFが日本政府にプロジェクト評価を提出することに加えて、2000年度以降、受益国当局もアンケー

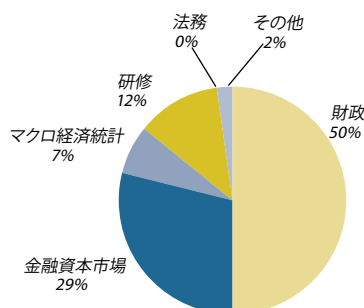
トに回答する形式で独自のプロジェクト評価を提供している。アンケートの内容は支援の妥当性と関連性、JSAにより派遣された専門家の資質に関するものである。また質問項目は、専門家と現地カウンターパートの間の協力関係、アドバイスの有用性、技能の移転に十分な配慮がなされたか否か、さらにIMFに

よる監督の質にまで及んでいる。アンケート集計によると、「大変満足している」と回答した受益国の割合は、約73%に上る。

1996年以來、日本とIMFは技術支援活動の実効性を評価するために、合同で17回の視察を行った。視察チームは、アフリカ、アジア太平洋、中央アジア、中東アジア及び中東欧の受益国計23カ国、並びにシンガポール及びウィーンの両地域研修所、太平洋金融技術支援センター、東アフリカ及び中東の両地域技術支援センターを訪問した。視察先の受益国・機関から繰り返し聞かれた報告によれば、JSAの資金による技術支援活動は関連性が高く、系統立てて実施されており、大いに評価されているとのことだった。また、JSAによって支援された専門家が、非常に必要とされている機能の構築に中心的な役割を果たしていることを指摘する受益国政府もいくつかみられた。(2011年度の合同視察の結果については、添付資料3にまとめられている。)

IMFは、2011年度に、日本との協議の下、2009年度および2010年度に完了したJSAが出

図7. JSAによる技術支援の分野別配分 (2011年度)



資するプロジェクトに関する評価を独立した外部機関に依頼した。2010年2月に公表された前回の評価では、JSAプロジェクトの発足から2008年度までの活動を取り上げたが、今回の評価はこれを補完するものである。2011年度の評価では、JSAが出資する技術支援活動は、OECD開発援助委員会 (DAC) の評価基準のみならず、日本の納税者への説明責任という基準に照らしても、優れているとの

表4. JSAの分野別年間コミットメント (1993年度～2011年度)

(百万米ドル)

	1993-	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011年度		1993-2011度	
	2001										年度	年度	年度	年度
財政	36.1	4.7	3.3	4.3	4.3	4.5	6.0	3.5	5.8	7.1	11.5	50	91.0	30
金融資本市場	48.0	6.6	6.7	6.9	6.6	7.8	8.2	4.7	4.0	3.9	6.6	29	110.0	37
マクロ経済統計	19.6	2.7	3.7	3.3	2.8	3.1	3.7	2.3	2.8	1.3	1.7	7	46.9	16
研修	14.5	2.1	2.1	2.2	2.0	2.0	2.1	1.8	2.0	1.5	2.7	12	34.9	12
法務	1.8	0.2	1.2	1.2	1.2	0.9	0.7	1.0	0.2	0.1	0.0	0	8.5	3
その他	4.7	0.5	0.3	0.2	0.6	0.6	0.0	0.0	0.1	0.7	0.5	2	8.1	3
合計	124.6	16.7	17.3	18.2	17.4	18.8	20.7	13.3	14.8	14.6	22.9	100	299.4	100

Box 4 : CEMAC域内の地域金融機関の強化

中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC¹）の規模と複雑さを踏まえると、CEMACがその域内にある金融機関を強化するためには、相当の技術支援が必要である。多年度にわたるJSAの資金拠出により、IMFの金融資本市場局（MCM）は2011年度から2013年度にわたる3年間のプログラムを策定した。このプログラムの目的は、CEMACによる、セーフガード面での懸念事項への取り組み、並びに域内の金融機関、特に中部アフリカ諸国銀行（BEAC）及び中部アフリカ諸国金融委員会（COBAC）の強化を支援することにある。

2011年度には、MCMはBEACに対し、コーポレート・ガバナンスの近代化、並びに中央銀行勘定及び外貨準備高管理の分野における能力強化を支援した。2012年度の技術支援に関しては、MCMは引き続き、ガバナンス体制の近代化、会計機能の向上、及び金融政策の策定と実施の改善に向けたBEACの取り組みを支援する予定である。

BEACの取締役会、金融政策委員会、監査役会及び上級経営陣のメンバーを対象としたセミナーでは、金融政策の実施と外貨準備高の管理に当たり、BEACが法的責任を果たすうえで対処しなければならない課題すべてについて徹底的に検討した。また、このセミナーは、

¹ CEMACは次の加盟国で構成されている。カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、及びガボン。

CEMACの行動計画の推進を支援しているJSAの資金拠出による技術支援活動について意見を交わす良い機会にもなった。

BEAC総裁の常駐アドバイザー1名が、技術支援の調整を行い、上級経営陣のガバナンス体制の強化を支援すべく、内部統制と監査についての提言を行っている。

またCOBAC事務局長の常駐アドバイザー1名は、事務局の機能強化、及び銀行監督における技術支援の調整を支援している。

今後の視察では、金融政策の策定と実施を支援するほか、金融政策の調査と実施を強化するための作業アジェンダを支援するために、BEAC総裁の常駐アドバイザーがもう1名必要であるかどうかを検討する予定である。

CEMAC加盟国は、1カ国を除き石油輸出国であるため、石油価格の高騰により外貨準備高が大幅に積み上がった状態にある。したがってBEACは、準備高を効果的に管理する能力を強化して加盟国の期待に沿うリターンを上げ、また、フランスとの金融協力取極めに規定されているプーリング・ルールに従い加盟国が自国の外貨準備高すべてをBEACに預託するインセンティブを提供する必要がある。MCMはBEACと協働を続け、準備高管理戦略を綿密に策定している。MCMの提言に従い、BEACは現在、外貨準備高に関するポートフォリオ管理と中央銀行管理の分野で実績のある常駐専門家1名を募集している。

結論が出された。また今回の評価により技術支援について以下の点が明らかにされた。

- 受益国政府のニーズと優先事項との関連性が高い。その理由として、技術支援活動が

受益国の短期的なマクロ経済上の必要性だけでなく当該政府当局の意向も確実に反映するように、その活動内容が慎重に吟味されることが挙げられた。

- 実効性がある。その理由として、担当スタ

ップの吸収能力不足のために提言の実施が妨げられるなどの原因で、受益国間で成果にばらつきがみられたにもかかわらず、主要な目的は概して達成されていることが挙げられた。

- 効率的である。その理由として、資質の高い専門家が妥当な対価で雇用契約されることと、技術支援が相乗効果を発揮できるように、他のドナーによる活動と連携が取られていることが指摘された。
- 持続可能性の評価は「moderate」から「good」の間である。その理由として、受益機関におけるスタッフの高い離職率が主な制約要因になっていることが指摘された。

また、今回の評価結果によれば、JSAが出資するIMFの技術支援活動は、政府開発援助（ODA）に関する日本の政策との整合性の観点からも「優れて」おり、他の日本のODAイニシアティブを補完し、ODAドナー国としての日本の認知度を高めていること、またJSAの運用指針に沿っていることも明らかになった。IMFが提供する技術支援は、他の多国間開発援助や二国間開発援助とは異なるため、IMFの技術援助を支援することには、日本の資金を他のタイプの開発援助に充てることに比べ、多くの利点がある。例えば、(i) IMFのサーベイランスや融資プログラムとの統合により、相乗効果と長期にわたる効果が得られる、(ii) IMFが単独でまたは中心となって技術支援を提供している分野に焦点を絞ることができる、(iii) 需要の変化に迅速に対応できる、(iv) 他のドナーによる支援を補完できる、(v) コスト競争力のある経費で質の高い専門知識や人材を調達できる、などの利点が挙げられる。今回の評価では、日本の納税者への説明責任を果たすために日本政府が情報を提供するイニシアティブを取っ



「博士号取得のための日本奨学金プログラム」2010年オリエンテーションにおける奨学生への講義



「博士号取得のための日本奨学金プログラム」2010年オリエンテーションの参加者を迎えるIMF日本理事室スタッフ及びIMFスタッフ

Box 5：実効性のある銀行監督によるASEAN地域の金融安定化の推進

2011年度、JSAは、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国の銀行監督に関する長期常駐アドバイザーの派遣が延長されたのに伴い、必要経費を拠出した。この3年間の技術支援プロジェクト（2009年5月～2012年4月）の受益国は、カンボジア、インドネシア、フィリピン、及びベトナムである。同プロジェクトの目的は、リスクベースの監督方式を用いて銀行セクターの銀行監督及び規制の向上を支援し、国際基準の達成を促進することにある。これまでのところ概して順調に進んでおり、成果を上げている。

このプロジェクトは、各国の監督慣行を国際的に認められた基準へ収れんさせる取り組みを促進し支援するために、ASEAN加盟国の銀行監督体制の調和に取り組み、金融の統合と仲介の促進を図っている。同プロジェクトは、常駐専門家を各管轄区に配属（これを短期アドバイザーが補足し、IMFスタッフが補佐）するだけでなく、会議の形で協議する方式も導入した点において、革新的である。2010年2月、IMFは17のアジア政府当局が銀

行規制及び監督の経験と見識を共有する目的で、東京で地域会議を開催した。ASEAN地域の銀行システムの統合の促進を目指している常駐アドバイザーの業務を補完するうえで、地域会議及び研修は効果的である。また、このプロジェクトは、各国政府当局の金融セクター評価プログラム（FSAP）の作成を支援することで、技術支援とサーベイランスの統合にも役立った。FSAPは、2010年にカンボジアとインドネシアで初めて実施された。フィリピンは2009年にFSAPのアップデートを行っている。この評価プログラムは、これらの国が、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（パーゼル・コア・プリンシプル）が規定する自己評価の実施に向けて準備をし、またFSAPの提言とこれによって明らかになった問題点に取り組むために自国の銀行監督戦略を計画するにあたり、成果を挙げた。

ベトナムでは、同プロジェクトにより問題点が明らかになり、提言事項を進めて作業プログラムを同国の事情に一層適応させることに役立った。例えば、同国政府は、資源の制約、

たことを評価する一方で、改善策も提言された。JSA及び他の技術支援に関する評価結果は、定期的にIMF理事会に報告され、IMFのウェブサイトに公表される¹⁴。

アジア太平洋地域事務所

IMFのアジア太平洋地域事務所（OAP）は、この地域におけるIMFの窓口として、また、

¹⁴「技術支援評価プログラム：評価所見と改良プログラム」（www.imf.org/external/np/pp/eng/2010/061010.pdf）を参照のこと。

世界経済におけるこの地域の実質的かつ増大しつつある重要性が認識される中で、1997年に設立された。OAPの活動は、主に（i）アジア太平洋地域における経済・金融発展のモニタリング（ii）IMFとアジアにおける地域フォーラムの関係の調整、（iii）アウトリーチ及びキャパシティ・ビルディング活動の実施に重点を置いている。

域内情勢のモニタリング

地域に重点を置いた視点をIMFのサーベイランスに取り入れるために、OAPは金融市場、

スタッフの吸収能力の限界、提案された技術支援プロジェクトが包括的であることを理由に、このプロジェクトを、自ら要請したFSAPのための準備とストレステストに重点を置いた短期専門家の派遣に限定したい意向を示した。

カンボジアでは最近、常駐アドバイザーが、カンボジア中央銀行の自己資本の強化を実施するための行動計画、並びに講義形式の研修及びOJTの監督による能力強化プログラムを提案した。同国当局はめざましい進歩を遂げたが、国際的なベスト・プラクティスに沿った監督を実施するには、一層の取り組みが必要である。

インドネシアでは、同プロジェクトの下で、包括的なリスクベースの監督プログラムが作成され、個々の銀行を評価するアーキテクチャーを大幅に修正する必要が生じた。具体的には (i) 監督方法の改訂、(ii) ミクロプルデンシャルな監督向けの新しい分析ツールの導入、及び (iii) 第一線に立つ監督官用の新しい評価システム／方式の導入を行う必要がある。

現在、このプログラムは、(i) インドネシア中央銀行にある監督官養成校の研修カリキュラムの改訂、及び (ii) 「トレーナーを養成する」方式によりOJT研修で得た専門知識の応用、という2つのプロセスが実施されている。同プロジェクトは今後、同国の規制及び監督の両システムを国際基準に合わせる取り組みを支援する計画である。

フィリピンでは、同プロジェクトは高い効果を上げている。このプロジェクトでは、同国政府当局がリスクベースの監督を確実に実施できるように支援している。なかでも、金融セクターで優越的な複合コングロメリット体制に関連するリスクを当局が認識できるような能力を向上させることに重点を置いている。また同プロジェクトは、検査と執行の両面において一貫性を確保するにはプルデンシャル規制を改善する必要があることを、当局が認識する助けにもなっている。今後は、リスクベースの銀行監督面で得られた成果を確固たるものにするとともに、引き続き新しいプロセスの制度化に努める必要がある。

民間企業、政府役人及び他の国際金融機関との定期的なコンタクトのネットワークを通じて、経済・金融の発展状況のモニタリングを行っている。OAPは、日本経済及び地域発展のサーベイランスに関して、IMFのアジア太平洋局 (APD) が作成する「地域経済見通し」その他の資料の作成に協力している。さらに「国際金融安定性報告書 (GFSR)」や「世界経済見通し (WEO)」に関連する情報を提供して、IMFの世界レベルのサーベイランス活動を支援している。

地域フォーラムとの連携

数あるフォーラムの中でも、OAPは、特にIMFとアジア太平洋経済協力 (APEC)、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、及び東アジア・オセアニア中央銀行役員会議 (EMEAP) との関係を調整している。OAPスタッフはこれらのグループの会議に出席し、見解やイニシアティブの進捗状況をIMF本部に報告する。またマクロ経済のキャパシティ・ビルディング及びアウトリーチに関して、OAPはとりわけアジア開発銀行 (ADB)、国連経済社会委員会、及びアジア太平洋統計研修所 (SIAP)

と特に密接に協力している。

アウトリーチ及びキャパシティ・ビルディング

OAPは、IMFの業務にとり重要なテーマを取り上げる会議や各種イベントを開催し、また参加している。これらの活動例に挙げられるのが、WEO、GFSR、財政モニター、APDが作成する「地域経済見通し」、及びIMFのその他の出版物の普及・公表を目的とするアウトリーチ活動である。さらに、OAPはメディア向けのイベントを開催してメディアとの形式張らないコミュニケーションを図っており、また各国語に翻訳されたIMFの出版物の普及や、ウェブサイトの管理、一般からの質問への回答にも取り組んでいる。OAPは、域内の政府職員を対象とする2つの能力強化プログラム、すなわち、日本－IMFアジア奨学金プログラム（JISPA）と2週間のマクロ経済セミナープログラムを運営しているが、これらはいずれも日本政府からの拠出金を財源としている。またOAPは、域内の政府職員の政策立案能力の強化を目的とするセミナーを企画・支援している。

2011年度には、APECやASEAN+3など各種政策フォーラムに参加するOAPスタッフの経費が日本の拠出金による援助を受けた。OAPスタッフはこれらのフォーラムに招かれ、世界及び地域レベルの発展についてのプレゼンテーションや、特定のテーマについての研究発表を行った。各国の政府当局は、会議のアジェンダや政策協議におけるOAPの貢献を高く評価している。

日本は、OAPがスポンサーまたは共同スポンサーとなって2011年度に東京で開催した以下のセミナーにも資金を提供した。

- Reshaping the Global Landscape: Implications for Asia
- Management seminar for the heads of national statistical offices in Asia and the Pacific
- Public Finance in the Post-Crisis Global Economy
- Tax Policy and Tax Administration Challenges for Restoring Fiscal Sustainability

OAPが運営するマクロ経済セミナープログラムでは、現在のマクロ経済政策をテーマに取り上げ、域内の政府幹部職員に意見交換や議論を行う機会を提供している。このプログラムは参加者から極めて効果的であるとの評価を受けている。

日本－IMFアジア奨学金プログラム

日本－IMFアジア奨学金プログラム（JISPA）は1993年に設立され、日本国内の優れた大学において、マクロ経済学やその関連分野について大学院レベルの研究を支援するプログラムである。その当初の目的は、移行経済圏における行政組織の能力強化に寄与することであったが、今や新興／開発途上経済圏に対する支援へと発展しており、アジア太平洋地域の中央銀行、財務省、経済省、及び金融監督省庁の将来有望な若い職員に対する教育機会を提供している¹⁵。

¹⁵ 奨学生プログラムが対象としている国は、バングラデシュ、ブータン、カンボジア、中国、インド、インドネシア、カザフスタン、キルギス共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、モルジブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、パプアニューギニア、フィリピン、スリランカ、タジキスタン、タイ、東ティモール、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム、及び太平洋島嶼国である。

Box 6：モンテネグロ及びコソボにおける統計能力の育成

IMF統計局（STA）は、マクロ経済統計の改善を目的とする技術支援を、東欧諸国に提供している。IMFのデータ公表イニシアティブの枠組み内で（具体的には一般データ公表システム（GDDS）及び特別データ公表システム（SDDS）を利用して）統計能力を育成する取り組みは、目に見える成果を上げてきた。モンテネグロとコソボは、JSAの出資により、こうした成果が達成された事例である。

モンテネグロ

- 2003年までは、当時の国家連合であったセルビア・モンテネグロの連邦統計局が統計の作成を担当していた。連合の解消に伴い同統計局が二分されて以降、規模の小さなモンテネグロは、自力で統計をまとめるには、資源も訓練を受けたスタッフも不足していた。長期アドバイザーと短期専門家による充実したOJT研修等の技術支援を受け、モンテネグロ統計局（MONSTAT）は1993年版国民経済計算システムのフレームワークを導入し、政策決定、分析、モニタリングに関連するデータを作成できるようになった。データソースは蓄積され、省庁間でデータを共有できるように整備された。

コソボ

- 紛争後の状況を踏まえれば当然ながら、コソボのマクロ経済統計は極めて劣悪な状態にあった。同国は、長期アドバイザーと短期専門家の双方から技術支援を受け、マクロ経済統計において難易度が最も高い分野、すなわち実体経済セクターの統計において、飛躍的な進歩を遂げた。プロジェクトを通じた進展が功を奏して、コソボは2011年4月1日にGDDSへの参加を実現した。こ

のことは、同国統計システムの開発における大きな一歩となった。現在では、コソボの統計資料と公表実務に関する包括的な情報が、IMFデータ公表基準掲示板（Data Standards Bulletin Board、<http://dsbb.imf.org/Applications/web/gdds/gddscountrylist/>）で閲覧できる。

国民経済計算

- GDPの時系列データが不変価格表示で作成、公表された。
- 家計消費支出の作成では、国際的に受け入れられている「コモディティ・フロー法」が採用された。
- 政府消費支出、総固定資本形成、及び純輸出の推計がまとめられた。
- 持家住宅について帰属家賃の推計がまとめられた。

外国貿易及び物価統計

- 輸出入価格指数が月次で作成、公表された。

多くのことが成し遂げられたが、コソボの統計能力を向上させるためには、さらに多くのことが成される必要がある。今後も引き続き取り組むべき課題は、(i) スタッフの人事異動により組織に蓄積された記憶が失われる問題、(ii) 自国及び世界の経済状況の変化を背景に、新しく、かつより時宜にかなったデータを求める政策立案者から寄せられる要求の高まり、及び (iii) 質量ともに一層充実したデータソースの必要性である。一層の技術支援は、統計当局がこれらの課題に対処する助けとなり、既に達成された進歩を強固なものとし維持することになるだろう。

表5. 日本－IMFアジア奨学金プログラム…国別、出身機関別構成（1993年～2011年）

奨学生の出身国	人数	%	修了生	奨学生の出身機関	人数	%	修了生
中国	86	17.3%	78	中央銀行	252	51%	220
ベトナム	76	15.3%	71	財務省／税務当局	112	23%	99
ウズベキスタン	60	12.1%	55	経済関係省及び関係機関	64	13%	54
カンボジア	44	8.9%	38	統計局	20	4%	18
モンゴル	41	8.3%	32	貿易／商業省	16	3%	14
キルギス	38	7.7%	36	内閣府	7	1%	6
ミャンマー	33	6.7%	32	その他	25	5%	23
カザフスタン	31	6.3%	30	総計	496	100%	434
インドネシア	21	4.2%	17				
ラオス	13	2.6%	12				
フィリピン	12	2.4%	11				
タイ	12	2.4%	9				
タジキスタン	10	2.0%	9				
バングラデシュ	6	1.2%	1				
インド	3	0.6%	0				
スリランカ	3	0.6%	0				
フィジー	2	0.4%	1				
トルクメニスタン	2	0.4%	2				
マレーシア	1	0.2%	0				
ネパール	1	0.2%	0				
東ティモール	1	0.2%	0				
総計	496	100%	434				

2010学年度には、新たに29名に奨学金が支給され、JISPAが支援する奨学生は総勢49名となった。そのうち2名は博士号取得のための奨学金を受けている¹⁶。同プログラムには2つの奨学金の形態がある。1つは、4つの提携大学で特別に企画された大学院修士コースを履修する「パートナーシップ・トラック」である¹⁷。また、「オープン・トラック」は、日本の主要な大学でマクロ経済学または関連する分野の修士及び博士レベルのプログラムで学ぶ政府職員に対して提供される制度である。

¹⁶ JISPAの学年度は10月1日から9月30日である。

¹⁷ 2011年度（2010学年度）の提携大学は、政策研究大学院大学、一橋大学、国際大学、及び横浜国立大学である。

同プログラムでは、提携大学での履修前の準備コースとして、数学と英語のスキル・リフレッシュ・コース（SRC）も提供する。2010年には、パートナーシップ・トラックの新規奨学生29名のうち27名が、国際大学で開催されたSRCに参加した。

OAPは、JISPA奨学生が地域における現在の政策課題、及びIMFの業務について理解を深める助けとなるように、奨学生のみを対象としたセミナーを適宜開催している。また、奨学生同士はもちろんのこと、出身国や日本の政府職員とのネットワークを作る機会も提供している。

2009年のJISPA評価事業による提言を受け、

Box 7：太平洋諸島地域におけるマルチセクター統計の改善

JSAの支援を受け任命されている、太平洋金融技術支援センター（PFTAC）のマルチセクター統計アドバイザーの作業プログラムの一環として、様々な太平洋島嶼国（PICs）のマクロ経済統計の重要な分野において進歩が見られた。小さな島国経済では、資金や人材が極めて限られているため、マクロ経済統計に関する能力を養成することは困難である状況を踏まえると、この成果はとりわけ意義深いものである。上記アドバイザーが影響力を発揮し、フィジー、ナウル、サモア、ツバル、及びトンガ各国の統計局のスタッフ配置状況が改善した。また同アドバイザーは、視察先のPICsでセミナーやコースを実施し、データ作成担当者向けに実地研修も行った。

各国政府当局は、改善したデータを政策の策定、分析及びモニタリングに活用している。またIMFは、これらのデータを4条コンサルテーションに利用している。

国民経済計算

- 大半のPICsにおいて、GDPの推計範囲と作成方法が改善
- クック諸島、フィジー、キリバス、パラオ、サモア、ソロモン諸島¹、及びトンガでは、国民経済計算の幅広い項目の総計を算出

¹ ソロモン諸島は、多くの統計分野で進展を示したことが少なからず功を奏し、2011年6月に一般データ公表システムへの参加を実現した。

- クック諸島、フィジー、キリバス、ソロモン諸島、ツバル、及びバヌアツでは、基準年度を更新して、GDP推計値を不変価格表示で作成
- ナウルでは、GDP推計値を不変価格表示で作成

物価統計

- フィジーでは、消費者物価指数の基準年を2005年に改訂、及び生産者物価指数を作成
- フィジー及びサモアでは、輸入物価指数を作成

国際収支（BOP）

- ミクロネシア連邦（FSM）、フィジー、キリバス、パラオ、パプアニューギニア（PNG）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、及びツバルでは、BOP推計値の質を改善
- フィジー、FSM、キリバス、パラオ、PNG、サモア、ソロモン諸島、トンガ、及びバヌアツでは、国際収支マニュアル第6版（BPM6）の分類を用いて、BOP推計値を新たに作成

政府財政統計（GFS）

- クック諸島及びサモアでは、国際基準との一層の整合性を図ってGFSの質を改善

通貨・金融統計（MFS）

- フィジー、PNG、サモア、ソロモン諸島、トンガ、及びバヌアツでは、MFSの質を改善

表6. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム…奨学生の出身国／地域構成（1996年～2011年）

国名	奨学生数															1996～2011年 合計	1996～2011年 %	
	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年 ¹⁾	2010年			2011年
バングラデシュ	0	0	2	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6	3
カンボジア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1
中国(香港を含む)	2	5	2	4	2	2	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	24	12
インドネシア	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3	1
日本	3	7	7	7	7	7	5	7	7	7	8	6	3	7	7	7	102	49
カザフスタン	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	5	2
韓国	2	3	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	19	9
キルギス	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1
マレーシア	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
モンゴル	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	2	1	0	0	0	7	3
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1
ネパール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	1
フィリピン	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
タジキスタン	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
タイ	2	1	2	0	0	1	2	0	1	2	2	1	1	0	0	0	15	7
ウズベキスタン	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	3	1
ベトナム	0	0	0	1	0	1	2	1	2	2	1	0	1	0	0	0	11	5
TOTAL	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	7	7	7	207	100

¹⁾ 2009年から日本人だけがこのプログラムの有資格者である。

マクロ経済政策の策定、中央銀行・金融政策、及び金融市場の専門知識に特化した研修を確実に提供するよう提携大学の入札がなされた。政策研究大学院大学、一橋大学、国際大学、及び東京大学が新たに提携大学として選定され、これら大学が新規にJISPA奨学生を受け入れる。2011学年度には、34名の政府職員が選ばれている。

1993年に最初の学生がJISPAに参加して以降、これまでに総勢496名が奨学金の支給を受け、2009学年度末までに434名が卒業した（奨学生の国籍別、出身機関別の状況については、表5を参照）。大半の奨学生は、このプログラム及びその修了後に開かれた進路に非常に満足している。奨学生の多くは、所属す

る政府機関において中堅及び上級幹部職員への昇進を果たし、政策の策定に直接的に関与している。2011年度には、かつての奨学生が旧交を温められるように、修了生のためのイベントをカザフスタン、キルギス共和国、ウズベキスタンにおいて開催した。また、こうした交流の円滑を図るために、修了生のネットワーク・サイトも立ち上げられた。

博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム

日本政府はまた、IMFでのキャリア形成を目指して博士課程でマクロ経済学の研究を行う日本人を対象に、奨学金も提供している。奨学金応募の条件は、マクロ経済学において

表7. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム…大学別奨学生数（1996年～2011年プログラム）

大学名	奨学生数																	
	合計	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
米国																		
ブランダイス大学	1	1																
ブラウン大学	11	1	2		1	2	1		1	1		1	1					
ボストン大学	8			1				2		1		2		2				
コロンビア大学	16			2	3	1	1	1		5	2	1						
コーネル大学	8		1	2			1					1		1		1	1	
デューク大学	6	2			1	1		1		1								
ジョージタウン大学	7							1	4	1			1					
ジョージ・ワシントン大学	1												1					
ハーバード大学	3			1	1					1								
インディアナ大学	1		1															
ジョンズ・ホプキンス大学	5		1					1	1			2						
マサチューセッツ工科大学	1							1										
ニューヨーク大学	8			1	2		2	1					2					
ノースウエスタン大学	3		1										1	1				
オハイオ州立大学コロンバス校	7					2						2	2		1			
プリンストン大学	2										2							
スタンフォード大学	10	1	2	3	1	1	1							1				
ニューヨーク州立大学	2														1		1	
カリフォルニア大学バークレー校	2						1					1						
カリフォルニア大学ロサンゼルス校	8		1	3	1	1	1					1						
カリフォルニア大学サンディエゴ校	4		1				1				1				1			
シカゴ大学	15		1	1		1	2	1	2		2	1	1		1	1	1	
イリノイ大学(アーバナ・シャンペーン)	3										1				1		1	
メリーランド大学カレッジパーク校	5					1	1			1	1			1				
ミシガン大学アンアバー校	11		2	1	2			1	1				1	1	1	1	1	
ミネソタ大学ミネアポリス校	10					1		1	1	1	1	2	2	1				
ペンシルベニア大学	9	1			2	3	1	1			1							
ロチェスター大学	5	1	1		1				1				1					
テキサス大学オースティン校	2							1			1							
バージニア大学	5									1	1		2	1				
ワシントン大学シアトル校	2					1											1	
ウィスコンシン大学マディソン校	12		1				1	1	4	1				2		1	1	
ヴァンデルビルト大学	2	1					1											
エール大学	4	1	1								1	1						
カナダ																		
マギル大学	1									1								
プリティッシュコロンビア大学	1							1										
トロント大学	2										1				1			
ウェスタン・オンタリオ大学	1																1	
英国																		
ケンブリッジ大学	1																	1
ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス	1																	1
ロンドン大学ロイヤルホロウェイ校	1																	1
合計	207	9	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	11	7	7	7	

表8. 博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム…奨学生の現況及び卒業生の就職状況(1996年～2011年7月)

奨学金 グループ	研究活動を 継続(博士 課程) ¹	IMFに就職 ²			IMF以外に就職 ³			回答者 総数	無回答者数 ⁴	奨学生 総数
		IMFエコノミ スト・プログ ラム (EP)	IMFエコノ ミスト (旧 EP)	IMFミッド キャリア・ エコノミ スト	政府	大学	民間部門			
1996年	0	0	0	0	0	2	1	3	6	9
1997年	0	0	4	1	0	3	0	8	8	16
1998年	0	0	0	0	1	6	1	8	7	15
1999年	0	0	7	0	0	1	0	8	7	15
2000年	0	0	3	1	0	2	1	7	8	15
2001年	0	0	1	1	0	8	0	10	5	15
2002年	0	1	0	0	0	2	0	3	12	15
2003年	0	1	0	0	0	3	1	5	10	15
2004年	0	1	0	0	1	4	0	6	9	15
2005年	0	2	0	0	0	0	1	3	12	15
2006年	1	5	0	0	0	0	1	7	8	15
2007年	2	1	0	0	1	0	0	4	11	15
2008年	6	0	0	0	0	0	0	6	5	11
2009年	6	0	0	0	0	0	0	6	1	7
2010年	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
2011年	7	0	0	0	0	0	0	7	0	7
Total	29	11	15	3	3	31	6	98	109	207

¹ 現役のJISP奨学生すべて及び博士課程を修了していない元JISP奨学生を含む。1996年～2008年までのデータは、2010年に実施した「JISP奨学生及び修了生調査」に基づいている。

² 2011年9月にIMF就職予定のJISP修了生を含む。

³ IMF以外の雇用データは2010年に実施した「JISP奨学生及び修了生調査」に基づいている。

⁴ 無回答者には、博士課程在籍中の奨学生の一部が含まれているとみられる。

優れた博士課程プログラムを提供している日本国外の大学院に入学することである。この奨学金プログラムでは、授業料のほかに最初の2年間にかかる妥当と思われる費用がまかなわれる。残りの研究期間については、奨学生が各自負担するものとしており、通常は大学から追加援助を受けている。

博士号取得のための日本－IMF奨学金プログラム (JISP) はIMF研修所が運営しており、1996年に、経済学における博士号の取得を目指す9名の奨学生から始まった。その後の12年間、米国またはカナダの主要大学への入学

を認められたアジア出身の学生、年間最大15名がこの奨学金を受けてきた。2009年以降、JISPへ応募できるのは日本人のみとなり、奨学生の数は年間最大7名とされている。2011年秋に新たに奨学金が支給された学生を含め、これまでに奨学金を受けた学生は200名を超え、その半数が日本人である。

2000年から2008年の間は、毎年約120名の応募があり、うち26名ほどは日本人であった。2009年、プログラムの制度が変更され、対象が日本人に限定されて資格要件も引き上げられると、応募人数は12名に減少した。だ

が、同プログラムの広告宣伝に力を入れた結果、2011年には18名の応募者があった。

毎年1回、IMFはワシントンDCでオリエンテーション・プログラムを実施し、新しい奨学生にIMFの活動を紹介するとともに、JISPの他の奨学生と接する機会を提供している。奨学生は博士号取得の1年前に、IMFのいずれかの部局において10週間から13週間にわたる夏季インターンシップを完了することが求められる。インターンシップの間、奨学生はIMFの各局において経験豊富なエコノミストの指導の下、リサーチプロジェクトや専門的な業務に取り組む。このインターンシップには、競争率の高いIMFエコノミスト・プログラム（EP）への応募に向けて、面接指導や模擬面接などで構成される有益なメンタリング・プログラムも含まれている。このEPは、博士課程修了後にIMFへの就職を目指すエコノミストにとって、最も重要なエントリーポイントである。

JISP奨学生は優れた成績と高い学術水準を維持することが求められる。このプログラムの学術水準の高さは、日本や北米の多くの著名大学が学生に応募を奨励していることから明らかなように、現在では広く知られている。表6は、この奨学金プログラム開始時からの奨学生の国別分布を示している。表7は、各大学における奨学生数を示している。

2011年秋にIMFへの就職が内定している者を含め、28名のJISP修了生がIMFスタッフになっており、うち13名は日本人である。このJISP修了生のうち、25名は極めて競争の厳しいEPを通じて採用され、残りの3名はミッドキャリア・エコノミストとして採用された。IMFに就職したJISP修了生全員が、現在も

IMFに在職している。2012年以降に新たに奨学金が支給される奨学生については、全員がEPに出願すること、そしてIMFから採用通知を受けた場合は、そのオファーを受諾することが義務付けられる。これに応じない奨学生は、JISP奨学金を返済するよう要請される。

2004年以来、IMF研修所では、国際教育研究所（IIE）の協力を得て、過去の奨学生の就職先を確認し、キャリアパスとその概略について情報を収集するための調査を毎年実施している。表8は、1996学年度から2007学年度¹⁸までの修了生の就職状況を示している。2010年の調査では、89名から回答（2009年の回答者数は91名）があり、そのうち50名（2009年は40名）は日本人であった。回答結果から、修了生がJISPに大いに満足していること（回答者の97%）、またIMFの採用状況に高い関心を抱いていること（同79%、うちミッドキャリア・エコノミストについては63%）が示された。日本人回答者も、IMFの採用状況（74%）や、IMFのミッドキャリアによるIMFへの就職（56%）について、同様に高い関心を示した。

2008年には、IMFの業務に対する知識とIMFで働くことへの関心を高める目的で、JISP奨学生のうち博士課程3年目または4年目の学生が、初めてIMFのJacques Polak Annual Research Conferenceに招待された。2008年には15名、2009年には10名、2010年には7名の奨学生が、この会議に出席した。またIMF研修所は、これらのJISP奨学生が、会議のテーマ及びIMFの業務について、IMFのエコノミストと意見を交わせる場も設けた。出席した奨学生のフィードバックは非常に肯

¹⁸ JISPでは、学年度は8月1日から7月31までの期間である。




統計局がタイ・バンコクで主催したプロジェクト（ICP and Implementation of the 2008 SNA）の参加者（オープニング・ワークショップにて撮影）

定的であり、この取り組みは継続されている。

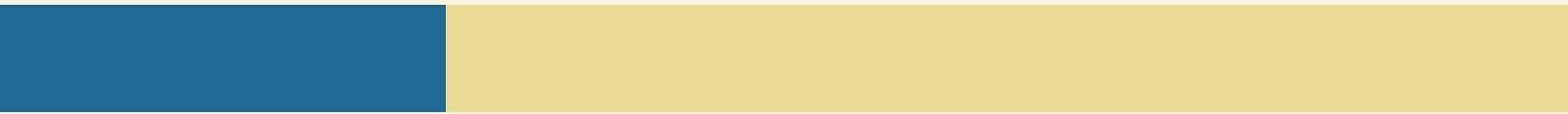
2011年2月に、IMF研修所はJISPの修了生及び奨学生向けの情報ネットワーク・

ウェブサイトを立て、彼らとのコミュニケーションと彼ら同士のコミュニケーションの改善を図っている。例えば、このウェブサイトには、IMF Occasional Papers、Staff Discussion Notes、世界経済見通し（WEO）、及びIMF YouTubeチャンネルへのリンクが掲載されている。また修了生及び奨学生の名簿、交流・紹介フォーラム、及びチャットルームも用意されている。2011年7月現在、50名を超えるユーザーがこのサイトにアクセスしており、その多くはリピーターである。

全般的に見て、JISPはEP候補者を多数輩出していることからうかがえるように、成果を上げており、奨学生も修了生も、引き続き同プログラムを高く評価している。また、JISP奨学生は、自分たちの学業に対する日本政府の寛大な支援に対して、深い感謝を表明している。



添付資料



添付資料1 IMF－目的と活動

IMFは、現在187の加盟国から構成されており、国際的な資金協力、為替の安定、秩序ある為替取極の促進、国際収支困難に陥った国への短期的な資金支援、そして持続可能な経済成長の促進を目的として1946年に設立された。これらの目的を達成するため、IMFはサーベイランス、金融支援、技術支援という3つの機能を果たしている。

サーベイランス：IMFは、加盟国との政策対話を維持しつつ、各国及び世界のマクロ経済状況について評価を行う。IMFは定期的に、加盟各国の為替レート及び関連政策について、4条コンサルテーションとして知られる経済政策の全体的枠組みにおいて評価を行っている。IMFは、さらに多角的なサーベイランス活動も実施しており、その結果の概要については、「世界経済見通し」（年2回発行）及び「国際金融安定性報告書」（年2回発行）に掲載される。

金融支援：国際収支困難にある加盟国が、金融及び経済における安定、さらに持続可能な経済成長に必要な状況を回復できるよう、IMFは融資を提供する。IMFの金融支援により、これらの国においては、貿易上の制限を実施することなく、外貨準備の再構築、通貨の安定化、輸入に対する継続的支払いを行うことが可能となる。IMFは様々な形態により、加盟国に対して支援を提供している。これには、低所得国に対する譲許的融資及び債務削減が含まれる¹。

技術支援：IMFは、加盟国からの支援要請に応じ、マクロ経済政策及び構造的政策の策定・実施、政策決定及び政府職員の研修のための制度の整備に対して、技術支援を提供する。IMFの技術支援は、財政政策・運営、マクロ経済・金融統計、金融政策・財政システム、マネーロンダリング対策／テロ資金対策など、IMFが専門とする分野に対して行われる（Box 8参照）²。

IMFの技術支援は、主に財政局、金融資本市場局、統計局、法律局等の機能局によって実施されるが、技術支援に関する総合的な方針及び調整については、技術支援管理室（OTM）がIMFの他の部局と協議の上で対処している。また、技術支援に関する外部資金の調達及び管理も、OTMが担当している。

¹ IMFの金融支援プログラムに関する詳細情報については、www.imf.org/external/np/exr/facts/howlend.htmを参照。

² IMFの技術支援に関する追加情報は、www.imf.org/external/np/exr/facts/tech.htmを参照。

Box 8 : IMFの技術支援における中心的分野

財政政策及び管理

- 租税政策
- 租税及び関税行政
- 歳出政策
- 予算編成及び歳出管理
- 財政管理
- 財政の地方分権

マクロ経済統計及び金融統計

- 複数部門の統計
- 国際収支及び対外債務統計
- 政府財務統計
- 通貨・金融統計
- 国民経済計算及び物価統計
- データ公表基準

金融政策及び金融システム

- 中央銀行業務及び通貨体制
- 通貨及び為替政策の運用、公的債務の管理
- 通貨、国債及び外国為替市場に特に重点を置いた金融市場開発
- 為替システム及び通貨交換性
- 決済システム
- 銀行監督及び規制
- 銀行再編及び銀行のセーフティネットの整備

マネーロンダリング対策／テロ資金対策

JSA 年次報告インデックス（新規及び継続中のプログラム）

JSA 番号	プログラム名	コミットメント額(ドル)
JPN106	アジア及び太平洋：戦略的財政管理及び行政組織の能力強化の支援	5,430,250
JPN403	アジア及び太平洋：特定 PRGT 諸国における銀行監督・規制、及び危機管理の改善	5,044,433
JPN501	アジア及び太平洋：国民経済計算システム及び国際比較プログラムの実施	5,211,365
JPN101	西アフリカ：戦略的財政管理の整備	5,400,953
JPN102	アジア及び太平洋：効果的かつ効率的な公的財政管理	6,326,989
JPN104	中東及び中央アジア：中央アジア諸国における財源の保護	4,277,228
JPN201	アジア及び太平洋：マクロ経済管理の強化	6,721,131
JPN103	南東ヨーロッパ：財政管理の強化	6,000,902
JPN105	西半球：財政管理、財務報告、及び税務監査の強化	1,516,918
JPN402	東南アジア諸国連合（ASEAN）：銀行監督の改善による地域における金融安定性の強化	6,913,449
JPN401	中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）：地域金融機関の強化	3,543,084

JSA 年次報告インデックス（完了したプロジェクト）

JSA 番号	受益国・機関	コミットメント額（ドル）
4333	アフリカ諸国	93,750
2717	アフリカ諸国	209,300
2757	アフリカ諸国	327,304
4343	アフリカ諸国	150,000
1751	BEAC－中部アフリカ諸国銀行	155,285
2759	ブルキナファソ	62,114
2721	ブルンジ	179,400
2763	ブルンジ	62,114
2743	カメルーン	59,800
2775	カメルーン	62,114
2784	中央アフリカ共和国	60,000
2764	ジブチ	62,114
2776	ガボン	62,114
2773	ガーナ	62,114
3089	マラウイ	31,057
2765	マリ	124,228
2785	モーリタニア	60,000
2767	サントメ・プリンシペ	62,114
2780	ザンビア	60,000
	アジア及び太平洋：ハイレベル租税政策セミナー	299,600
3090	バングラデシュ	30,000
2755	カンボジア	217,399
2772	東ティモール民主共和国	291,804
1749	インドネシア	285,804

JSA 番号	受益国・機関	コミットメント額 (ドル)
1752	モルジブ	124,228
1753	モルジブ	124,228
2777	モンゴル	66,614
2792	モンゴル	121,995
2727	ネパール	93,171
2760	ネパール	302,084
2774	ネパール	93,171
1741	パプアニューギニア	155,285
4345	太平洋金融技術支援センター (PFTAC)	320,788
2723	ベトナム	239,200
4338	ヨーロッパ諸国	93,750
1755	モルドバ	285,804
2783	アフガニスタン・イスラム共和国	62,500
4337	アフガニスタン・イスラム共和国	61,057
4339	アフガニスタン・イスラム共和国	122,114
2787	キルギス共和国	62,500
4332	中東及び中央アジア	300,804
4344	中東及び中央アジア	70,000
2778	中東地域技術支援センター (METAC)	335,804
1758	METAC	280,788
2730	トルコ	221,500
1747	ヨルダン川西岸地区及びガザ地区	62,114
2766	パラグアイ	93,171
2770	ペルー	134,228
2769	西半球諸国	62,114

JSAの技術支援プログラム 2011年度の新しいプログラム (3)

アジア及び太平洋：戦略的財政管理及び行政組織の能力強化の支援 (JPN106)

2011年度から2013年度までの3年間のプログラムでは、アジア7カ国における財政制度の強化、及び予算編成・執行システム、歳入行政・租税政策の近代化に重点を置く。このプログラムは、これに先立つJSA資金によるプロジェクトにより一部の国で既に進行している支援活動を基盤とし、(1) 中期予算枠組み及びプログラム・業績志向の予算編成に向けて徐々に前進しながら、現実的かつ順調に執行される予算の編成と管理、(2) 財政制度の強化、(3) 歳入行政の主要分野における能力強化、(4) 税制上の優遇措置の合理化、(5) 財政システムの法的枠組みの明確化に関して、受益国を支援することを目的とする。

この技術支援では、モンゴルへの常駐アドバイザーの派遣、実施に向けた支援担当の短期専門家の任命、求められている改革活動の評価、改革の進捗状況の見直し及び今後の段取りの決定を目的とした、本部主導の診断的・フォローアップ・ミッションの実施などを行う。

2011年度から2013年度までのプログラム予算	\$5,430,250
2011年度のプログラム予算	\$1,629,931

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ブータン 公的財政管理 (PFM)	プログラムの目的は、(1) 予算編成・執行プロセスの強化、(2) 予算の信頼性の改善、(3) 公共投資計画・審査・実施の強化、(4) 専門的な原価計算のインプット及び関係省庁の予算編成への関与の拡大、(5) 円滑な予算執行を確保するための、予算使用方針によるコミットメント管理及び資金管理の強化である。	本部主導のミッションを1回、短期専門家による公的財政管理 (PFM) 診断的ミッションを2回、それぞれ実施。予算計画・執行に関して、政府当局との協議により、改革の優先分野を決定。	ミッションの派遣は2012年度に延期された。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
インドネシア 歳入行政	プログラムの目的は、特定作業分野において税務行政改革を実施することである。その一環として、(1) 市場セグメント・アプローチに沿って、国税総局 (DGT) 本部とその出先機関の再編を支援、また事業プロセスの近代化を継続、(2) 監査計画、リスク管理、業務実績の改善などの主要分野における監査プログラムのさらなる強化を目指すDGTの取り組みを支援、(3) 富裕層 (HWI) の管理の改善、(4) 不正行為の捜査・裁判を目的として、財務省 (MoF) 及びDGT内に創設された各特別部署の能力向上などにあたる。	税務行政改革の実施について、短期専門家を6回派遣。また、2010年4月に実施されたIMFミッションの提言を推し進める目的でスタッフを1回派遣。その目的は、(1) DGT本部と市場セグメントによる事務所 (高額納税者事務所 (LTO)、普通納税者事務所 (MTO)、少額納税者事務所 (STO)) における組織・事業プロセスの一層の変革を支援、(2) 監査計画プロセスの改善及び富裕層 (HWI) 対象業務の強化である。	MoFとDGTの組織再編のため、2011年度末現在、技術支援活動は実施されていない。
モルジブ 公的財政管理	プログラムの目的は、(1) 新たな「財政責任法 (FRL)」の制定または現行の予算制度法の修正による財政責任の立法化の実施、(2) 財政責任法に関しPFMチームへの協力である。	IMFの財政局 (FAD) 及び法律局 (LEG) の支援の下、短期専門家を2回派遣。財政責任の諸事項を法案化するためのオプションを協議し作成する。	マクロ財政枠組みに関するFADミッションのフォローアップは、2012年度に、一連のSTXミッションを通じて実施する予定である。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
<p>モンゴル</p> <p>公的財政管理及び歳入行政</p>	<p>プログラムの目的は、(1) プログラム予算の策定及び中期歳出枠組みの段階的実施に対する支援の継続、(2) 高額納税者事務所 (LTO) の実効性の強化、(3) 税務部局と民間部門の間で論争を引き起こしている税法上の規定を特定し、これらの分野を分析し、より明確で一貫した税法の適用を目指して、可能な解決策を策定することである。</p>	<p>長期予算計画アドバイザー 1 名が、プログラム予算の策定と中期歳出枠組み (MTEF) を支援する。</p> <p>短期専門家を 6 回派遣し、高額納税者事務所 (LTO) の実効性の強化について、当局を支援。この戦略では、LTO の組織構造とスタッフ配属、中心的な管理プロセス、情報システム、及び人材管理方針を改善するための一連のイニシアティブを幅広く提供する。</p> <p>短期専門家を 2 回派遣し、税務部局と民間部門の間で論争を引き起こしている税法上の規定の特定、及び可能な解決策の策定に重点的に取り組む。</p>	<p>常駐アドバイザー 1 名が予算計画能力の強化を支援している。また短期専門家 1 名が、モンゴルの高額納税者改革戦略の支援を担当し、実際の助言を提供するとともに、多数のドナーから提供される技術支援を調整している。別途実施された短期ミッションでは、現行の税法の弱点を特定し、解決策を提言した。また、予算計画プロセスの自動化が進み、プログラムベースの予算編成と予算分類の改訂に関する作業が継続している。新しい勘定科目一覧が作成された。</p> <p>2011 年度末現在、歳入行政分野において、技術支援活動は実施されていない。</p>
<p>フィリピン</p> <p>租税政策及び法案の起草</p>	<p>プログラムの目的は、税制上の優遇措置の合理化に向けた税制改革計画の策定において、フィリピン当局の能力向上を図ることである。</p>	<p>本部主導の租税政策ミッションを 1 回実施。2010 年実施の IMF ミッションの提言を推し進めるとともに、税制上の優遇措置の合理化に向けた改革計画の策定において、当局を支援。</p> <p>短期専門家を 1 回派遣し、優遇措置に関する税法の修正案の起草において、政府当局を支援。</p>	<p>2011 年度末現在、租税政策や立法の分野における、技術支援活動は実施されていない。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
スリランカ 公的財政管理	プログラムの目的は、政府支出の効率性及び有効性の向上であり、その一環として、歳出管理の改善、歳出の優先順位付けの強化、中期枠組み内での歳出プログラムの立案を図ることである。	予算計画・執行に関し、本部主導の診断的ミッションを1回実施。歳出プログラムの改善を支援。	ミッションは実施されず、2012年度に延期された。

アジア及び太平洋：特定PRGT諸国における銀行監督・規制、及び危機管理の改善（JPN403）

2011年度から2013年度までの3年間のプログラムでは、貧困削減・成長トラスト（PRGT）対象3カ国（バングラデシュ、モルジブ、ネパール）において、銀行監督・規制の強化を図る。これらの国々は、銀行監督分野で相乗作用の最大化を図るといった類似のニーズを抱えている点で選ばれた。このプログラムでは、これらの国々の規制枠組みの強化に焦点を当て、そのための手段として、実効的な銀行監督のためのパーゼル・コア・プリンシプル遵守に対する各国の取り組みを支援する。通常、PRGT諸国における監督はコンプライアンスベースで実施されているため、これらの国々が、よりリスクベースでかつ前向きな監督体制に移行するためには、相当の技術支援が必要である。また、このプログラムは、規制の策定・実施、危機管理枠組みの整備、金融安定性における重要な分野の監督スタッフを対象とした研修・能力強化の実施、及び銀行監督の分野におけるドナーからの支援の調整について当局を支援することにも、重点が置かれる。

技術支援は、技術支援の常駐アドバイザーを対象各国の監督当局を拠点として配置する形で計画している。世界的な金融危機の影響に対する銀行システムの抵抗力を高めるためにも、また明らかになった弱点に取り組むためにも、規制・監督の枠組みの強化に重点を置く予定である。この技術支援には、プロジェクト実施を支援するための短期専門家の派遣、及び完了した作業を審査するための本部主導の助言ミッションの実施も含まれる。

2011年度から2013年度までのプログラム予算	\$5,044,433
2011年度のプログラム予算	\$1,681,535

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アジア及び太平洋諸国 －複数国 銀行監督	プログラムの目的は、特定PRGT国において監督官の能力を強化し、バーゼル・コア・プリンシプルに定義される国際基準に沿ったリスクベースの監督への移行を目指すことである。また、実効性のあるリスクベースの監督の実施を支援する上で必要な補助的支援を提供することも、このプログラムの目的である。	IMFの複数テーマ・ミッションを2回実施し、完了した作業を見直し、次年度の具体的な目標を新たに設定する。技術支援では、包括的な複数年度にわたる能力強化策の開発支援、改革の意欲を起こさせるための継続的な支援の提供、及びニーズのある特定分野をターゲットとした支援の提供を行い、各国の金融システムの安定性の維持に資することを目指す。	常駐アドバイザーは、この1年間、主要リスクに照準を定めた監督方法、利用可能な監督資源の効率的な活用、検査結果の効果的な報告、及びオンサイト検査報告の審査の強化等の主要分野における政策の策定・実施について、各国の銀行監督当局を支援した。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
<p>バングラデシュ 銀行監督</p>	<p>プログラムの目的は、銀行監督をコンプライアンスベースからリスクベースへと効果的に移行させるとともに、バングラデシュ中央銀行(BB)の部局間の協働を促進することである。</p>	<p>長期常駐アドバイザー1名を配置し、短期専門家を2回派遣する。その目的は、(1) 銀行監督官に対する直接的なOJT研修を実施し、提言の実施に着手すること、(2) リスクベースの監督実施に向け、バングラデシュ中央銀行の機能を強化することである。</p>	<p>能力強化の進捗状況は様々であり、広範囲に及ぶ研修が実施された。その内容は、財務分析及び基本的なオフサイト・モニタリング、信用リスク審査(オンサイト検査で使用される基準・方式に加え、融資基準・方針、信用リスクの内部評価システム、意思決定、融資分類、信用リスク管理に対する審査)、信用リスクのストレステストと緊急時資金調達計画の見直し、実効的な銀行監督のためのパーゼル・コア・プリンシプル、オンサイト・オフサイトの監督サイクル及び検査の調整・準備である。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
モルジブ 銀行監督	プログラムの目的は、(1) 銀行セクターのリスクのモニタリング、(2) 監督・規制の枠組みの重要な分野における課題の特定と対処において、モルジブ通貨庁 (MMA) のスタッフの能力を向上させることである。	長期常駐アドバイザー 1 名を配置し、短期専門家を 2 回派遣する。その目的は (1) 資産分類と引当金設定に関する規則の強化、(2) 2009 年に採用された新たなプルデンシャル規制実施の支援である。	作業計画に加えて、常駐アドバイザーは、監督当局がバーゼル・コア・プリンシプルとリスクベースの監督の実施に前向きになったことについて、積極的な役割を果たした。カンボジア、フィリピン、及びインドネシアの事例では、常駐アドバイザーが、新たな自己資本比率規制の実施に向けた規制案とガイダンスを示した説明書の作成を支援した。また、ベトナムでは、常駐アドバイザーが、プルデンシャルな比率、貸倒引当金設定、融資分類など様々なテーマに関して出された多数の回覧書に対して、フィードバックやコメントを提供した。
ネパール 銀行監督	プログラムの目的は、ネパール中央銀行 (NRB) が策定したリスクベースの監督枠組みを強化するとともに、信用リスク測定及び貸倒損失の認識における基準の脆弱さ、不十分な執行力、オフサイト・モニタリング、データ集計等の他の重要事項に対処することである。	長期常駐アドバイザー 1 名を配置し、短期専門家を 2 回派遣する。その目的は (1) ネパール中央銀行 (NRB) によるリスクベース監督の実施に向けたロードマップの作成、(2) 早期是正措置 (PCA) 及びリスク管理体制の実施の支援、(3) オフサイト・モニタリングの強化である。	

アジア及び太平洋：国民経済計算システム及び国際比較プログラムの実施（JPN501）

2011年度から2013年度までの3年間のプログラムでは、アジア太平洋地域内10カ国の国民経済計算と物価統計の質の向上に関し、国際比較プログラム（ICP）補完のための技術支援を提供する。このプログラムの目的は、(1) ICPプログラム補完のための技術支援を提供すること、(2) 国民経済計算及び物価統計の質の向上を目指す技術支援を提供すること、(3) 受益国における能力を強化することである。このプログラムでは、支出総計に基づくGDP推定値及び物価指数に重点を置き、これらのテーマ分野の詳細と内容は、プログラム参加国のニーズが盛り込まれたものとなる。各国は技術支援ニーズに基づき、(1) GDP推定値または物価統計を作成するにあたり、相当の技術支援を必要とする国、(2) GDP推定値または物価統計を改善するにあたり、中程度の技術支援を必要とする国、(3) 現行のGDPまたは物価統計の双方を改善するにあたり、軽度の技術支援を必要とする国の3グループに分類されることになる。各国のグループ分けは、アジア開発銀行（ADB）及び世界銀行本部との協働で実施される。

2011年度から2013年度までのプログラム予算	\$5,044,433
2011年度のプログラム予算	\$1,681,535

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アジア及び太平洋諸国 －複数国 国民経済計算統計	プログラムの目的は、(1) ICPプログラムを補完するための技術支援の提供、(2) 国民経済計算及び物価統計の質の改善、(3) 受益各国において、継続可能な国民経済計算及び物価統計の作成能力の育成である。このプログラムは、(1) 支出総計に基づくGDP推計値、(2) 物価指数、という2つのテーマ分野に、重点的に取り組む。	<p>ワークショップを1回開催。受益国の完全参加とオーナーシップにより、プログラムの目的を各国ごとの行動計画の形にする。</p> <p>プログラム・マネージャー2名を配置。短期専門家派遣の管理と補佐、各国ごとの計画策定の支援、ワークショップの開催、モニタリング及びプログラム実施の支援にあたる。</p> <p>短期プログラム・マネージャー1名を配置。アジア開発銀行（ADB）、世界銀行本部、各国政府当局との間で、プログラム活動を調整する。また同プログラム・マネージャーは、ワークショップの開催、プログラム実施の支援にもあたる。</p> <p>短期専門家派遣を25回、本部視察を7回それぞれ実施し、国民経済計算及び物価統計に関する技術支援を提供するとともに、ワークショップに参加する。</p> <p>生産及び物価の集計調査の強化。</p>	<p>この3カ年プロジェクトは2010年10月にスタートした。</p> <p>2011年度には、IMF本部を拠点とする物価統計及び国民経済計算のプロジェクト・マネージャー複数名と、現地プロジェクト・マネージャー1名を採用した。</p> <p>オープニング・ワークショップが、2011年4月にバンコクで開催された。このワークショップでは、ブータン、カンボジア、フィジー、インドネシア、ラオス人民民主共和国、モルジブ、モンゴル、ネパール、スリランカ、ベトナムの各国代表が、プロジェクトの目的について討議し、その範囲を規定するとともに、各国の指針となる詳細な作業計画を作成した。</p> <p>プログラム参加国への技術支援ミッションは、2012年度から開始する予定である。</p>

JSAの技術支援プログラム 2011年度の継続プログラム (8)

西アフリカ：戦略的財政管理の整備 (JPN101)

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、国家背景や開発状況が類似している西アフリカの10カ国における財政管理の強化に重点が置かれる。技術支援の提供には、改革プロセスの様々な段階において、各国が学んできた教訓から得られる相乗作用が最大化されるアプローチを用いるが、税務行政と予算管理については、支援における課題と目的が類似している。このプログラムの目的は、各国に対し、(1) 予算編成・執行の改善、(2) プログラム及び業績ベース予算編成の強化、(3) 付加価値税 (VAT) の徴収効率の改善、及び(4) 普通納税者からの税徴収と普通納税者によるコンプライアンスの改善、小規模・零細事業者に対するさらに効率的な課税制度の整備を支援することである。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、地域公的財政管理アドバイザー (拠点国リベリア) と税務行政アドバイザー (拠点国ガーナ) に対して資金を拠出する。なお、これらの地域アドバイザーは、ブルキナファソ、コートジボアール、ガンビア、ガーナ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネに対しても支援を行う。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$5,400,953
2011年度のプログラム予算	\$2,714,012

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ブルキナファソ 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、(1) VATの徴収効率の改善、(2) 納税者管理の強化、(3) 予算執行手順及び報告制度の合理化である。	短期専門家を3回派遣し、(1) 会計業務の信頼性の向上、(2) 検証、支払許可、支払の管理手順を含め、予算・会計手順の簡略化・合理化・強化、(3) 歳出サイクルのコンピューター化されたシステムの開発、(4) 資金管理の改善について、当局の取り組みを支援する。	当局は、改革を支援するための制度的枠組みを構築し、省庁の政策・戦略の策定を促進し、業績ベース予算 (PB) の計画・執行及びプログラム・モニタリングのための指針を作成し、効率的な資金管理メカニズムを導入した。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
コートジボワール 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、VAT 免除の合理化、及び普通・少 額納税者管理に必要な改善 点の判断である。	2011年度の活動予定はない。	当局は、VATの徴収効率を 改善する手段として、普通 納税者事務所（MTO）強化 のための詳細なコンセプト・ ノート及び行動計画を採用 した。しかし、他の分野では、 内部対立のために進展が見 られなかった。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ガンビア 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、中期歳出枠組み (MTEF) の改善、予算執行手順及び報告制度の合理化である。また、付加価値税 (VAT) 導入及び普通・少額納税者管理に必要な改善点の判定を支援するために、さらなる政策措置を策定し、税務行政を強化することも、目的である。	歳入行政フォローアップ・ミッションを1回実施。従前のIMF提言実施の進捗状況を確認するとともに、さらなる助言を提供する。 短期専門家を3回派遣し、VAT導入準備作業、特に事務手続きの立案、事務手続き自体、及び実施準備を支援する。	本部主導のミッションでは、歳入行政改革とVATのマトリックスの改訂版を作成した。また3回の短期専門家派遣では、VAT導入の支援、及び任命されたVATチームの作業のために必要な情報システムの改善に取り組んだ。2013年1月のVAT導入に向けて、このプログラムでは、包括的なVAT実施計画及び政策計画の策定に必要な事項の判断に関して、当局を支援した。また、当局は小規模・零細事業者への課税に関する新たな提案を発表した。 2010年6月に派遣された地域PFMアドバイザーは、予算改革のフォローアップを実施するとともに、予算編成及びPFM改革に関して、財務省が主催したワークショップにリソース・パーソンとして出席した。この他に、地域PFMアドバイザー派遣をさらに2回実施した。1回目は新任アドバイザー紹介のために2010年11月に実施し、2回目は2011年1月開催のMTEF研修ワークショップに参加し、また詳細なMTEF実施のためのロードマップ作成に取り組む目的で実施した。MTEF分野では、さらなるフォローアップ支援が電子メールにより提供された。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ガーナ 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、(1) MTEFの改善、(2) 財政管理情報のコンピューターシステムの構築、政府会計改革、財務報告の実施、及び(3) 普通・少額納税者管理の強化である。	本部主導のミッションを1回実施し、MTEFの強化、プログラム予算編成、GIFMIS実施に関して、当局を支援する。	<p>当局は最近、資源配分、支出管理、滞納管理に取り組むための新たな改革戦略を承認した。2011年には、90,000ガーナ・セディ（GHS、ガーナの通貨単位）のVAT課税最低額を導入するとともに、小売税の定率スキームを登録義務最低額未満の全納税者にまで拡大した。少額納税者制度の法制化が2011年に予定されている。</p> <p>2011年1～2月に、IMF財政局（FAD）によるPFMミッションが、地域アドバイザーも加わって実施され、PFM改革の進捗状況を確認するとともに、税の滞納状況を調査した。プログラム予算編成、MTEF、GIFMIS、及び滞納に関する提言が行われた。その後、2011年度末まで地域アドバイザーがフォローアップを行った。FAD提言のフォローアップは遅れていたが、最近は進行ペースが上がり始めている。地域アドバイザーは、ガーナ財務省を拠点として、当局と仕事上の密接な関係を築き上げた。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
リベリア 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、(1) MTEFの改善、(2) 財政管理情報のコンピューターシステムの構築、政府会計改革、財務報告の実施、(3) 予算執行手順の合理化、(4) 将来導入されるVATの管理及び普通納税者管理の強化のために必要な機能の創出を支援することである。	<p>税務行政に関する診断的ミッションを1回実施し、当局に再び関与するとともに、税務行政に関する全診断を完了する。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、歳入部署の創設について、当局を支援する。</p>	<p>診断評価の実施後、本部主導のミッションが、VAT及び歳入部署の制度化に関する検討事項について助言を行い、そのフォローアップとして短期専門家を2回派遣し、総合戦略計画を作成した。当局は改革運営委員会及びプロジェクト・チームを創設し、総合的な戦略計画とコストのマトリックス案を策定するとともに、優先順位と資源が変化することを考慮して、実績の追跡調査と計画改定のための暫定手段を確認した。また関係職員がガーナを訪問し、VAT業務を視察した。普通納税者事務所行政構築の取り組みは、能力及び設備上の制約により、遅れている。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
リベリア 公的財政管理及び歳入 行政			<p>モンロビアを拠点とする PFM 地域アドバイザーが、2011 年度の前半（2010 年 7 月 30 日まで）に、PRF 改革の継続支援を行った。このアドバイザーの後任として 2010 年 11 月に任命されたガーナを拠点とする新アドバイザーは、2010 年 12 月に就任にあたっての最初の視察を行った後、より実質的な視察を 2011 年 3 月に行った。その結果、ドナー全員からのインプットを反映させた包括的 MTEF ロードマップが策定された。このロードマップでは、2012 年 7 月までに MTFE 簡略版を導入する。</p>
マリ 公的財政管理及び歳入 行政	<p>プログラムの目的は、(1) 予算執行及び財務報告の合理化、(2) プログラム予算編成、(3) VAT 還付制度の改善・改革と普通納税者管理の強化に関し、当局を支援することである。</p>	<p>短期専門家を 2 回派遣。従前のミッションが提言した施策の実施、プログラム予算編成への移行、特に移行に対応する法規制上の枠組み整備とプロジェクト・マネージャーの能力強化に関して、当局を支援する。</p>	<p>JSA の従来の資金は、プロジェクト作業の基盤となるプログラム予算編成に関する短期専門家の 4 回の派遣に充当された。これらの派遣では、10 省庁を視察してプログラムのサンプルを分析し、プログラム予算編成のベスト・プラクティスについて助言した。マリのプログラム予算編成は著しい進展を遂げた。今後は、プログラム予算編成のあらゆる面に関して、意思決定者を養成する段階に入る。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ニジェール 公的財政管理	プログラムの目的は、政府会計業務及び報告の改善について、当局を支援することである。またニジェールの資金管理の改善も、プログラムの支援対象である。	短期専門家を3回派遣し、(1)、運用可能な中期予算枠組み (MTBF) の策定、(2) 政府会計における外国出資取引関連業務の記録作成、(3) 会計業務の信頼性向上、(4) 検証、支払許可、支払の管理手順を含め、予算・会計手順の簡略化、合理化・強化、(5) 資金管理の改善について、当局を支援する。	現地でのPFM活動は実施されなかったが、会計業務の信頼性、管理面を中心とした予算・会計手順の合理化、及び資金管理の改善について助言する目的で、本部主導のミッションを実施する計画である。さらに当局は、人材上の制約にもかかわらず、幅広い省庁の代表者から成るMTEFフォローアップ・チームを設置した。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ナイジェリア 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、IFMISの実施、及びVAT課税最低限の導入についての当局への支援である。また、普通・少額納税者管理の改善のために政策枠組みを策定することも、このプログラムの支援対象である。	短期専門家を1回派遣し、単一の財政会計の開設を支援するとともに、会計制度のコンピューター化の取り組みを継続する。	<p>本部主導のミッションと短期専門家を各1回派遣し、(i) 自己評価及びコンプライアンス管理戦略支援、(ii) 納税者サービスの開始、(iii) 小規模・零細事業者に対する課税要件について、助言した。金融セクター改革強化イニシアティブ (FIRST) 理事会が、自己評価システムを承認し、プロジェクト・チームを設置するとともに、行動計画を策定した。</p> <p>ミッション提言の実現に向けたコミットメントは確固たるものであるが、VAT法の改正は、連邦政府と州政府の間の課税管轄問題の解決待ちの状態が続いている。</p> <p>短期専門家を現地に2回派遣し (2010年8月～9月及び2011年2月)、単一の財政会計開設を実施する上での課題、及び会計制度のコンピューター化に関する未解決問題に重点的に取り組んだ。両分野とも、会計局長の管理の下、進展している。コンピューター化された会計・財務システムは十分に機能しており、またTSAテクニカル委員会と資金管理部署が設置されたほか、政府の銀行口座リストが作成された。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
セネガル 歳入行政	セネガルでは、VAT制度の有効性評価を実施し、改善が必要な分野を特定する予定である。このミッションに基づき、このプログラムでは、普通・少額納税者管理に必要な改善点を見極め、その改革の実施に着手する予定である。	<p>税務行政フォローアップ・ミッションを1回実施し、従前のIMF提言実施の進捗状況を確認し、さらなる助言を提供する。</p> <p>上記の税務行政フォローアップ・ミッション実施後、短期専門家を2回派遣し、技術支援の内容を決定する予定である。</p>	本部主導のミッションでは、納税者区分について助言を行い、短期専門家派遣では、普通納税者事務所の強化を支援した。このプロジェクトでは、税務署ネットワークの合理化、本部の再編、及び小規模事業者を対象とした租税システムの提案を含め、納税者区分のさらなる改良に関して、戦略ノート及びコンセプトペーパーを作成した。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
シエラレオネ 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、(1) 予算編成、コミットメント管理、資金管理の改善、(2) VAT導入後モニタリングの継続、及びVAT大規模納税者管理機能を大規模納税者事務所に統合するプロセスの微調整、(3) 少額・普通納税者事務所の改善について、当局を支援することである。	短期専門家を1回派遣し、当局の意向を確認後、技術支援を実施する。	2回の短期専門家派遣では、特に普通・少額納税者に注目した区分戦略の作成に関して、当局を支援した。シエラレオネは2010年からVATを実施しているが、これは別の部局が開始したものであり、国内税務局との統合は予定より遅れている。 2010年11月前半に地域PFMアドバイザーによる最初の視察を実施した後、財務省及びドナー主導のPFM改革評価ミッションへの参加を目的として、同アドバイザーを2010年11月後半に再派遣した。また、2011年4月のFADによるPFM進捗状況確認ミッションでは、この地域アドバイザー参加のもと、MTEF、予算執行、会計の分野で提言を行った。この地域アドバイザーは、MTEFに再び焦点を当てる初期段階について、特に2012年度予算から導入される中期財政予測を視野に入れた「予算枠組みペーパー」の策定に関して、フォローアップ支援を電子メールにより継続的に提供している。

アジア及び太平洋：効果的かつ効率的な公的財政管理（JPN102）

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、アジア太平洋地域の7カ国に対して、公的財政管理及び税務行政の分野における技術支援を提供する。このプログラムの目的は、これらの国々におけるマクロ経済政策・システムの整備を支援し、近代的な予算・財政管理、及び健全な歳入徴収構造に資することである。プログラムの目指すゴールは、(1) 各国のマクロ財政策定分析・予測能力の強化、及びトップダウン方式による予算編成の推進、(2) 財政管理のあらゆる側面の強化、及び財政における透明性の向上、(3) 税務・関税行政の中核的機能である納税者登録、徴収プロセス、リスク評価、監査、高額納税者管理の強化など、多岐にわたる。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、及び地域PFMアドバイザー（拠点国インドネシア）と税務行政アドバイザー（拠点国ネパール）に対して、資金を拠出する。なお、これらの地域アドバイザーは、バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ラオス人民民主共和国、ネパール、東ティモール民主共和国、及びベトナムにも支援を提供する。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,326,989
2011年度のプログラム予算	\$2,572,205

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
バングラデシュ 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は (1) マクロ財政管理及び中期予算枠組み (MTBFs) の改善、(2) 高額納税者管理の改善支援、監査能力の実効性の向上、及びコンプライアンス・プログラムの開発について、当局を支援することである。	前回のミッションの作業を基盤として、フォローアップ・ミッションを1回実施し、特に資金管理、及び債務管理の制度面に重点的に取り組む。 税務行政に関して、診断的ミッションを1回、短期専門家派遣を2回それぞれ実施する。これらの目的は、(1) VATの整備及び実施に向けた計画を見直し、必要に応じて改定、(2) 資源要件を評価し、VAT実施支援を目的とした短期専門家派遣の作業プログラムを策定、(3) 従前のIMF租税政策・税務行政ミッションの助言に続き、当局によるVAT導入準備を支援することである。	アドバイザーが新VAT実施について助言を行ったほか、本部主導のミッションのフォローアップとして、短期専門家による視察が計画された。 PFMに関して、調査ミッションが実施され、スタッフが他のドナーとともに公的支出財政評価 (PEFA) に参加した。2012年度には、新任の地域アドバイザーが、技術支援実施の中期プログラムに同意する予定である。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
カンボジア 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、(1) 政府会計システムの改善、(2) 政府の銀行取極め、資金管理、財務報告の改善、(3) 歳入の徴収と執行の強化について、当局を支援することである。	政府会計、予算分類、及び資金管理・銀行取極めに関して、短期専門家を5回派遣。 (1) 公共投資に関する報告要件の策定、(2) 管理・機能分類の近代化、(3) 資金計画の改善及び単一の財政会計 (TSA) の整備について、当局を支援する。	3回の専門家派遣による支援を受け、当局は、新IFMISで使用する予算歳出の新分類を作成、末日に残高のない政府の銀行口座数を削減、資本や他の支出に関する新勘定科目一覧表の使用を開始して、予算分類システム、銀行取極め、及び資金管理に取り組んだ。現在、38の関連省庁すべてが、給与支払システムを利用し、振込口座を一つの銀行にまとめている。 地域PFMアドバイザー1名が、2011年5月にカンボジアに配置された。
インドネシア 公的財政管理	プログラムの目的は、総合的な予算改革戦略の策定に関して、政府を支援することであり、この戦略には、中期予算枠組み (MTBFs) 及び中期歳出枠組み (MTEFs) が盛り込まれ、またプログラム予算編成が導入される。さらに、財務改革、特に単一の財政会計 (TSA) の開設と資産負債管理 (ALM) の改善について、当局を支援することも、このプログラムの目的である。	短期専門家を1回派遣し、資金管理に関して継続的支援を提供する。	短期専門家は、これ以上の支援は必要ないと当局が判断するに至るまで、資金管理を継続的に支援した。一方、新任の財務大臣は、すべての技術支援及びその優先順位の徹底的な見直しを指揮している。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ラオス人民民主共和国 歳入行政	ラオスにおける技術支援では、新しい法律の施行、及び業務実績、特に納税者コンプライアンス、リスク評価、監査に関して、これらの改善に向けた戦略の策定と実施に重点的に取り組む。	<p>関税行政フォローアップ・ミッションを1回実施し、関税業務に関して短期専門家を1回派遣。これらの目的は、(1) 2009年実施のIMFミッションが提言した改革の進捗状況の評価、(2) IMFの関税専門家が2009年以降提供した技術支援の進捗状況及び効果の評価、(3) 中期的な改革の優先事項について、さらなる提言を行うことである。</p> <p>技術支援の一環として、政策面及び手続き面の改革の実施についても、当局を支援する。改革対象は、2009年5月のミッションで特定された、(1) 世界銀行が資金を拠出したプロジェクトの下で実施される税関データ自動システム (ASYCUDA) に関連したプロセスのリエンジニアリング、(2) 国境におけるVAT徴収手続き(計画、プロジェクト、及び改革管理)、(3) 査定、リスク、選択性を含めたコンプライアンス管理、及び通関後監査などである。</p>	本部主導の関税・税務行政ミッションを受けて、短期専門家を3回派遣し、関税行政当局と協働で、法律、歳入管理及び査定を対象とした改革の実施に当たった。また地域アドバイザーが、法人・個人所得税のコンプライアンスについて指導を行った。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ネパール 公的財政管理及び歳入 行政	<p>プログラムの主な重点は、中期的な歳入徴収の改善、及び納税者のコンプライアンスレベル引き上げのために必要な施策に置かれる。特に、技術支援では、課税範囲（納税者登録）の拡大、納税者の申告レベルの引き上げ、滞納残高の削減、さらに、監査方法の選択の改善と監査担当の研修強化を通じて、監査プログラムの実施による歳入の増加を図ることに重点を置く。</p>	<p>長期財務管理アドバイザーの任期を6カ月延長し、単一の財政会計（TSA）、及び2つの財務区での試験的改革を実施する。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、TSA実施に向けた行動計画の進捗状況を見直し、同計画を改定するとともに、さらなる実施支援に向けた行動計画を策定する。</p> <p>高額納税者監査に関して、短期専門家を3回派遣し、高額納税者事務所の管理を支援する。その目的は、(1) 監査担当に対する研修及び技術指導の実施による監査能力の向上、(2) 年次プログラムに盛り込む監査方法の選択のためのリスク評価プロセスの改善、(3) 監査の質のモニター方法の改善、(4) 年次監査プログラム作成にあたり、体系的アプローチ（リスクタイプ別、業種別等）を開発・実施することである。</p>	<p>常駐アドバイザーが、集中財務管理システム及びTSAの開設に関して、当局を支援した。商業銀行にあった口座の大半を解約し、コンポーネントを構築し（他のドナーからの）コンピューター・サポートを受けられる機能を有する地域サブトレジャリ・ネットワークを設置することを目的として、詳細な計画が策定された。支払及び徴収の両プロセスは合理化された。TSAは現在、中央レベルで実施されており、2012年3月までに全地域を実施対象とすべく取り組んでいる。</p> <p>カトマンズを拠点とする地域アドバイザーから日常的に受ける支援に加えて、2回の短期専門家の派遣では、3カ年関税改革計画における主要な改革実施事項について、助言を提供するとともに、高額納税者監査の担当当局を指導する支援も行った。このアドバイザーは、租税及び関税双方を対象としたコンプライアンス戦略についても、ネパール政府を支援した。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ネパール 公的財政管理及び歳入 行政		関税行政に関して、短期専門家を4回派遣。(1) 2009年－2013年の改革計画のための計画・モニタリング・システムの開発及び実施、(2) 改革管理部局の計画・プロジェクト管理機能の改善、(3)、国際的慣行に沿った通関後監査の策定、(4) 2009年－2013年の改革計画の特定項目、特にITシステム開発とこれに関連した手続き上の再設計において資金拠出を受ける目的で、他のドナーと連携を図ることについて、関税局幹部を支援する。	
東ティモール 民主共和国 公的財政管理	プログラムの目的は、歳出管理、財務業務及び財務報告の強化であり、その一環として、関係省庁及び準国家政府機関に対して歳出割当を委譲した後の財政規律の維持方法について助言を行う。	長期アドバイザー1名が財務管理の近代化支援を継続する。また本部主導のミッションを1回実施し、進捗状況の見直しを行うとともに、割当先報告書案をまとめる。	アドバイザーの尽力により、税収外歳入の会計及び報告を含め、財務管理システムが構築された。TSAの開設時には、当座預金口座の52%が解約された。残りの口座は残高をゼロにした。 2011年度のFADミッションでは、さらなる財務改革のロードマップを提示した。またFADは公的支出財政評価(PEFA)も実施し、当局とドナーから高い評価を得た。

中東及び中央アジア：中央アジア諸国における財源の保護（JPN104）

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、中央アジア地域の8カ国における財源の保護と財政制度の強化に資する技術支援を提供する。プログラムの目的は、(1) 金融に対する監視の強化、危機管理・危機解決メカニズム及び金融におけるセーフティネットの構築、(2) 中期的な戦略的かつ政策指向の予算管理のための制度・枠組みの構築、及び世界的金融危機への対応として求められる財政再建の取り組みに対する支援、(3) 特に財務報告の改善及び中期予算枠組みの導入に重点を置いた、現在進行中の予算・財政改革実施の一層の強化、(4) 問題を抱える銀行に対する改善措置の実施を含め、銀行セクターの規制・監督の強化、(5) ストレステスト及び早期警告システムの分野を含め、監督業務の向上である。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、カザフスタン共和国を拠点とする常駐アドバイザー、ウズベキスタンを拠点とする地域PFMアドバイザーに対して資金を拠出する。なお、地域アドバイザーは、アルメニア、アゼルバイジャン、グルジア、カザフスタン、キルギス共和国、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンに対しても支援を提供する。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$4,277,228
2011年度のプログラム予算	\$1,642,932

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アルメニア 銀行監督	プログラムの目的は、(1) 総合的な中期予算・計画枠組みの導入、(2) 特に対象範囲、分類、及び表示に関して、財務報告を改善することである。	短期専門家を2回派遣し、ストレステスト及び緊急時対応計画に対する支援を提供する。	計画されていた活動は、4月開催の地域会議の準備を理由として、当局の要請により、次年度に延期された。当局がこのプログラムで取り上げる課題に関心を向けるとともに、これらの分野における支援を要請したため、来年度は活動が活発化する見込みである。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アゼルバイジャン 銀行監督	プログラムの目的は、(1) 総合的な中期予算・計画枠組みの導入、(2) 特に対象範囲、分類及び表示に関して、財務報告を改善することである。	短期専門家を2回派遣し、流動性リスク、銀行の資本増強、破たん処理、引当金の計上に関する監督手段の強化を図るとともに、銀行セクターの整理統合に向けた戦略を策定する。	ミッションを1回実施し、引当金計上及び流動性問題に重点的に取り組んだ。銀行セクターの整理統合戦略に関しては、次年度に持越し、2011年5月にミッションを実施する予定である。
グルジア 公的財政管理	プログラムの目的は、総合的な中期予算・計画枠組み、特に対象範囲、分類と表示の点で改善された財務報告を導入することである。	短期専門家を2回派遣し、プログラム予算編成の分野で2010年に実施したIMFミッションのフォローアップを行う。目的は、(1) プログラム手法及び関連ガイドラインの策定、(2) 勘定科目一覧表におけるプログラム予算分類及びプログラム区分の整備について、当局を支援することである。	中期予算計画への移行準備として、当局は、基本データと方向性に関する草案をまとめ、今後4年間の財政・マクロ経済プロジェクトとセクター別戦略を提示した。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
カザフスタン共和国 公的財政管理及び銀行 監督	プログラムの目的は、銀行破たん処理のための法的枠組みの改革実施を支援することである。	<p>本部主導のミッションを1回実施。目的は、(1) PFM 枠組みを見直し、改革計画について合意に至ること、(2) 中期財政・予算枠組みの改善を支援し、現行の3カ年予算・計画プロセスとの統合を図ることである。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、ストレステスト及び銀行再編に向け、支援を提供する。</p>	<p>当局は、中期予算編成の導入にあたり、FADに支援を要請した。さらに必要とされる技術支援を見極めるための研修及びFADミッションを2011年半ばに実施することが計画された。当局は、財政データの作成にあたり、政府財政統計マニュアル (GFMS) の「資金源及び資金運用報告書」を使用する文書化にも取り組んでいる。</p> <p>常駐アドバイザーが身近な存在であることが、中央銀行の監督業務の強化に役立っている。ただし、同アドバイザーは主に、国内最大銀行の破たん処理方法、及び世界銀行の支援の下、問題を抱える他の銀行を対象とした戦略について助言を行うことで多忙である。ストレステストは、主要な人材が去ったため、実施できなかった。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
キルギス共和国 公的財政管理及び銀行 監督	プログラムの目的は、(1) PFMシステムの更新、(2) 予算編成プロセスと中期財政枠組みの強化策、及び未払金管理策について財務省(MoF)に助言、(3) 救済措置(必要であれば、銀行の破たん処理)の枠組みの効果的な実施に向け、当局を支援することである。	短期専門家を1回派遣し、予算編成の強化にあたりとともに、予算と、中期計画、コミットメント管理、及び財務報告を統合する。 長期アドバイザー1名が、銀行監督の強化及び問題を抱える銀行への対処を支援する。	中期予算編成の導入に向けた法律上・手続き上の基盤固めは進んでいるが、予測方法は、まだ予算プロセスに組み込まれていない。当局は、コンピューター化され、財務報告作成機能のある情報システムの構築にも取り組んでおり、2012年には稼働準備が整う予定である。さらに、プログラムの地域アドバイザーの支援の下、報告対象の拡大強化を目指し、勘定科目一覧表(COA)に関連した課題にも取り組む計画である。当局はまた、2011年半ばに銀行間決済システムに加盟し、トランジット口座を閉じることも計画している。2012年1月には、新財務情報管理システム(IFMIS)と並行して、コミットメント管理システムも導入予定である。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
タジキスタン 公的財政管理及び銀行 監督	<p>プログラムの目的は、バーゼル・コア・プリンシプル実施状況の改善等の監督業務の強化、潜在的危機に対するストレステスト機能の強化、銀行の破たん処理のための法的枠組みの強化である。</p> <p>このプログラムは、コミットメント管理、資金管理、完全なTSAシステムの実施など、他の優先分野にも向けられる予定である。</p>	2011年度に実施予定の計画はない。	<p>銀行監督分野の活動は計画されなかった。</p> <p>当局は、予算編成における歳出上限額の定義を予算法に盛り込むための修正案を国会に提出する準備、及び国会で財務リスク評価の年次報告を提示する準備を行った。当局は、IMF本部と地域アドバイザーの提言を受け、新しい管理分類に従って予算を報告している。コミットメント管理・資金管理システム構築のベースとして、財務省の機能に関する見直しも完了に近づいている。当局は、TSAへの移行の一環として、歳入トランジット口座を解約しつつある。また国有企業（SOE）モニタリング部署は本格稼働し、定期報告書を作成している。</p>
トルクメニスタン 公的財政管理及び銀行 監督	<p>プログラムの目的は、(1) 総合的な中期予算・計画枠組みの導入、(2) 特に報告対象、分類と表示に関して、財務報告の改善、(3) 銀行の監督業務強化の実践である。</p>	2011年度に実施予定の活動はない。	2011年度に実施予定の活動はない。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ウズベキスタン 公的財政管理	プログラムの目的は、総合的な中期予算・計画枠組みを導入することである。また、資金管理、コミットメント管理、単一の財政会計、及びその他の会計システムについて、当局を支援することも目的とする。	地域アドバイザーによる視察を1回実施し、新GFSM予算分類の策定について、当局を支援する。	プログラムの地域アドバイザーの支援を受け、当局は一般政府向けに、新たなGFSMベースの予算分類を策定し、統合勘定科目一覧表を承認したほか、指示書案をまとめた。当局は、大半の予算機関、国を対象とした資金、及び予算機関の特別予算資金が、標準コミットメント・支払管理の対象となるよう、財務省の管轄範囲をこれらの機関と資金にまで拡大している。また資金計画・管理のシステム化も進行している。

アジア及び太平洋：マクロ経済管理の強化（JPN201）

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、アジア太平洋地域におけるマクロ経済管理の強化を目指した研修を提供し、政府職員による経済状況の分析、問題の診断、適切な政策の策定・実施における能力向上を図る。研修はIMFシンガポール地域研修所（STI）を通じて提供され、マクロ経済分析・政策、通貨・金融市場、対外セクター、財政セクター、マネーロンダリング対策・テロ資金防止などに関するコースが開設される。

このプログラムは、長期・短期専門家の派遣、本部主導の視察、研修などの参加者、通訳・翻訳、研修コースの準備、スタッフの移動などの経費を負担する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,721,131
2011年度のプログラム予算	\$2,673,781

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アジア及び太平洋諸国 －複数国 銀行監督	プログラムの目的は、経済状況の分析、及びマクロ経済政策の策定と実施に関して、アジア各国政府職員的能力を強化することである。	46週間に及ぶ研修では、マクロ経済診断、マクロ経済予測、金融健全性指標、通貨・為替政策、問題を抱える銀行に対する効果的な法的枠組みの設計、銀行危機の解決、金融安定化のための経済政策、財政問題のマクロ経済への影響、ファイナンシャルプログラミング・政策、対外セクター問題、マクロ経済管理と財政政策、中央銀行における金融保護、金融市場と新たな金融商品、政府財政統計、マクロ経済管理と金融セクターにおける課題など、全29のコースが開設される。	IMFシンガポール地域研修所（STI）の研修プログラムの評価は、極めて高い。コース価値を5段階（1～5）で評価するアンケート調査では、平均スコアは4.6であった。STIは、さらにフィードバックを得るために、サンプルとするコースについて、コースが修了してから12～18カ月後に、受講者、及び受講を後援した機関の幹部に評価アンケート用紙を送付している。すべての回答者が、「コースのおかげで受講者の業務能力が上がり、政策提言能力も向上した」、「受講者は学んだ内容を同僚と共有した」、「コース受講がキャリア・アップにつながるだろう」との評価に同意した。これに加えて、圧倒的大多数が「研修の結果、受講者には新たな職責が加わった」と回答した。

南東ヨーロッパ：財政管理の強化（JPN103）

010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、南東ヨーロッパ（SEE）の11カ国に対して、公的財政管理及び税務行政の分野における技術支援を提供する。プログラムの目的は、各国で現在実施中の予算・財政改革を強化し、域内の歳入行政が国際的なベスト・プラクティスやEU要件に準じたものとなるよう支援することである。このプログラムでは、特に（1）財政再建の達成、（2）財政管理と財政節度の実践、（3）予算編成を通じた資源配分の改善、（4）税法に対する納税者コンプライアンスの向上、及び（5）公平かつサービス志向の税務行政の提供に関して、受益各国を支援する。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、スロベニア他1カ国（未定）に派遣される地域PFMアドバイザーと地域税務行政アドバイザーの2名に対して、資金を拠出する。なお、これらの地域アドバイザーは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モルドバ、モンテネグロ、セルビア、クロアチア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ブルガリア、ルーマニア、スロベニアに対しても支援を提供する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,000,902
2011年度のプログラム予算	\$2,790,346

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ヨーロッパ-複数国 公的財政管理及び歳入行政	プログラムの目的は、現在実施中の予算・財政改革のさらなる強化、及び中期予算枠組み内での予算編成に対して、プログラムによるアプローチの段階的な導入促進を支援することである。このプログラムでは、歳入行政の改善にも重点を置き、戦略的な計画策定、業績管理、コンプライアンス・リスク管理プログラム、人材管理改革、及びIT戦略の導入に向け、歳入関係機関を支援する。	歳入行政を担当する長期地域アドバイザー1名が、このプログラムの受益各国に技術支援と助言を提供し、また、短期専門家が実施する特定の技術支援を管理し調整する。 長期PFMアドバイザー1名が、視察及び本部主導のミッションを通じ、各国の財政管理強化を支援する。	世界的金融危機以降、各国の改革優先事項は短期志向になったが、再び重点は中期的に持続可能な財政政策に戻り、財政責任の新たな法規制に向かう傾向が一般的に見られる。また、特に欧州連合のファンド関係国では、資本予算に対する懸念も存在している。資金・債務管理戦略は、現在、この地域の大半の国で実施されている。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アルバニア 公的財政管理及び歳入行政	プログラムの目的は、(1) より広範な中期予算編成目的を支援し、債務・資金管理における改善と財務改革とを統合すること、(2) コンプライアンスリスクの管理システムの開発、(3) 業務実績測定能力の開発、(4) 高額納税者業務の強化、(5) 中核的な業務プロセスの改善、(6) 新旧のITシステムの交換について当局を支援することである。	税務行政担当の短期専門家を2回派遣。リスク管理原則に基づく納税者コンプライアンス戦略の策定、及び納税者サービス、監査、徴収における主要な業務機能の改善について、当局を支援する。	公的債務戦略と支援立法に関して、重要なデスクベースの助言が当局に提供されたほか、税務行政の明確化と近代化に関して、アドバイザーが当局と共同で準備作業を行った。予算問題が原因で、ITシステムの改革は遅延した。
ボスニア・ヘルツェゴビナ 公的財政管理	プログラムの目的は、中央政府と一般政府機関のあらゆるレベルにわたる財政政策の策定と実施を統合することである。また有意義な政策助言、及び統合された政府財政に関して正確かつタイムリーな情報を提供できるよう、新たに設置された財政審議会の機能を強化することも目的とする。	短期専門家を2回派遣し、本部主導のミッションを1回実施。これらの目的は、(1) 連結財務報告作成能力の強化、(2) 進捗状況を評価し、中期予算枠組み策定のための方策について助言し、財政規則の導入要件を見極めることである。	当局は、財務報告に関する新たな規則集を承認し、連邦政府向けの規則集が起草された。新たに設置された財政審議会は、財務報告が国際基準を満たすよう、会計規則の調整にあたる。財務報告の他の側面についても、アドバイザーと短期専門家が助言を行った。
ブルガリア 公的財政管理	プログラムの目的は、プログラム予算編成及び総合的な中期予算枠組みの策定について、当局を支援することである。	調査ミッションを1回実施。プログラム予算編成の進捗状況を評価し、さらなる支援ニーズについて指導する。	地域アドバイザーの多大な支援により、最優先事項である財務省の戦略立案能力が整ってきた。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
クロアチア 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、中期予算戦略及びプログラム予算編成の策定について、当局を支援することである。	2011年度に実施予定の計画はない。	2011年度に実施予定の活動はなかった。
コンボ 公的財政管理及び歳入 行政	プログラムの目的は、(1) 財政地方分権化に関する政府の提案に従い、地方政府における新たな責任遂行能力の強化、(2) 政府の債務管理能力の開発、(3) 納税者組織におけるIT戦略及び納税者コンプライアンス管理の改善について、当局を支援することである。	2011年度に実施予定の計画はない。	2011年度に実施予定の活動はなかった。
マケドニア 旧ユーゴスラビア 共和国 公的財政管理	プログラムの目的は、(1) 中期財政・予算枠組みの実施、(2) 資金・債務に関する能力及び戦略の強化、(3) 納税者コンプライアンスの取り組み強化について、当局を支援することである。	本部主導のミッションを1回実施。中期予算編成の導入について進捗状況を評価し、既存のプログラム予算構造を見直す。 短期専門家を2回派遣し、本部とスロベニア金融研究所(CEF)が行った合同ミッションによる提言の実施のフォローアップを行う。	プログラム・ミッションでは予算改革を見直し、中期予算編成改革のための将来の技術支援について、当局と合意に達し、補助的な技術支援ミッションの計画が立てられた。このプログラムではPBBの導入、債務管理戦略、及びITシステム要件についても助言を行った。また2012年までの公的債務戦略を中期財政枠組みに連動させた。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
モンテネグロ 公的財政管理	プログラムの目的は、中期財政予測能力の強化、及び中期歳出枠組みの策定について、当局を支援することである。	本部主導のミッションを1回実施し、中期予算編成能力の育成状況を見直す。また短期専門家を1回派遣し、債務管理戦略の策定及び中期財政政策との統合を支援する。	本部指導のチームと当局は、MTBF導入戦略に合意した。フォローアップ・ミッションでは、この戦略の実施を支援した。
モルドバ共和国 公的財政管理及び歳入行政	プログラムの目的は、プログラム予算編成の実施、資金管理及びマクロ財政分析に関して、当局を支援することである。また、出先機関、リスク管理、監査、ITシステム、及び高額納税者部署について、同国税務調査当局を支援する。	税務行政に関するフォローアップ・ミッションを1回実施し、これまでにIMFミッションが提言した改革の進捗状況を評価する。 短期専門家を3回派遣し、リスク管理原則に基づく納税者コンプライアンス戦略の策定、及び納税者サービス、監査や徴収等の主要な業務機能の改善に向けて、当局を支援する。	国税庁は、将来の改革のベースとなる包括的戦略をまとめた。技術支援は納税者コンプライアンス戦略に関しても提供され、モルドバはこの戦略に沿って実施計画を調整する方向に向かっている。地域アドバイザーがその微調整を支援している。税務行政改革に向けた戦略計画が策定されれば、ドナーはIT改革分野に出資する用意があると見込まれる。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ルーマニア 公的財政管理	プログラムの目的は、財政責任法（FRL）の施行、予算編成プロセスの改善、及び財政規律の強化について、当局を支援することである。	<p>税務行政に関する診断的ミッションを1回実施。IT改革プログラムの開発に関して当局を支援し、前回のIMFミッション（2009年7月）の提言実施の進捗状況を評価し、富裕層（HWI）納税者に関して、IMF専門家の提供による技術支援の進捗状況と効果を評価する。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、HWI納税者を対象とした戦略及びコンプライアンス・プログラムの策定に関して、当局を支援する。</p> <p>短期専門家を2回派遣し、富裕層納税者を対象としたコンプライアンス体制の構築と実施を支援する。</p>	<p>立法府が財政責任法を承認し、財政審議会の体制が整った。プログラム予算編成の改善に必要な方策について、アドバイザーが助言を行った。ルーマニア政府は、アドバイザーとFADの指導の下、税務行政の戦略計画を進めている。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
セルビア 公的財政管理	プログラムの目的は、総合的な歳入行政改革戦略の策定に関して当局を支援するとともに、リスク・コンプライアンス、IT戦略、監査、及び納税者サービスについても当局を支援し、歳入行政を改善することである。また、このプログラムは、財務報告及び債務・資金管理の改善についても、支援を提供する。	PFM改革及び財政責任法案の提出に関して、本部主導のフォローアップ・ミッションを1回実施する。 短期専門家を1回派遣し、財務省の資金・債務管理業務の強化を図る。	セルビア政府は、このプログラムの技術支援を受け、PFMシステムの改善に向けた行動計画をまとめた。また、地域アドバイザー及び短期専門家の指導の下、各予算機関を対象とした会計方針案を作成中であり、一般政府財務報告の統合に向け、重要な一歩を踏み出している。
スロベニア 公的財政管理	プログラムの目的は、予算プロセスを業績ベース志向へ移行させる当局の取り組みを支援することである。	本部主導のミッションを1回実施し、JSAの出資による地域アドバイザーについて調査し、配属1年目の作業計画に対する同アドバイザーの実績を評価する。	2011年度に実施された活動はなかった。

西半球: 財政管理、財務報告、及び税務監査の強化 (JPN105)

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、南米の4カ国（ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルー）に対して、税務行政及び公的財政管理の分野における技術支援を提供する。プログラムの目的は、中期戦略上及び政策志向の歳入行政・予算管理のための制度・枠組みの構築に向けた取り組みの継続と強化について、上記4カ国を支援することである。特に、このプログラムでは、財政機能におけるコンプライアンス管理と弱点に取り組み、そのための手段として、資金・債務管理及び情報管理システム（IFMIS）の改善を進める。

このプログラムは、ボリビア、コロンビア、パラグアイ、ペルーの各国に支援を行う短期専門家の派遣、本部主導の視察、及びセミナーに対して資金を拠出する。一部の国に対しては、具体的な技術支援に関する中期的ニーズを把握するための調査ミッションを実施する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$1,516,918
2011年度のプログラム予算	\$549,295

受益国/分野	目的	2011年度 作業計画	活動/結果
ボリビア 歳入行政	プログラムの目的は、納税コンプライアンスの改善、脱税対策、制度能力の強化、及び監査機能・関税管理の強化について、当局を支援することである。	2011年度に実施予定の活動はない。	2011年度に実施された活動はなかった。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
コロンビア 歳入行政	プログラムの目的は、コンプライアンスリスクに対する取り組みの向上を図るべく、監査部署を強化すること、及び税の施行と徴収を強化することである。	歳入行政に関するフォローアップ・ミッションを1回派遣し、従前のIMF提言実施の進捗状況を調査し、さらなる助言を提供する。 歳入行政担当の短期専門家を1回派遣し、(1) リスク管理に基づいたコンプライアンス改善計画の策定と実施、(2) 監査戦略、現場業務の計画と監督の強化を図る。	政権が交代したため、計画されたフォローアップ・ミッションは、延期された。また、歳入行政チームに人事異動があった。
パラグアイ 公的財政管理及び歳入行政	プログラムの目的は、資金・債務管理分野における能力向上、及び税務・関税行政の近代化である。	短期専門家を3回派遣し、(1) 査定、(2) 通関後監査の強化、(3) 通関・輸出手続きの合理化、(4) ITのフル活用による中核的な関税機能の管理サポートを増強する取り組みについて、関税当局を支援する。 関税行政に関するフォローアップ・ミッションを1回実施し、これまでのIMF提言実施と、査定に関する初期技術支援の進捗状況を調査する。	中期財政枠組み実施に関する技術支援が提供された。また、財務省内にマクロ財政部署を設立する取り組みについて、当局を支援すべく、短期専門家によるフォローアップ視察が計画されている。債務管理については、別のJSAプロジェクトの出資による短期専門家派遣が、既に支援を行った。以来、FADが債務総局 (Debt Directorate) 職員に対して、様々なテクニカル・ツールに関する助言と研修を行っている。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
ペルー 公的財政管理	プログラムの目的は、新情報管理システム（IFMIS）の実施、及び監査業務と債権回収の強化に向け、当局を支援することである。	短期専門家を2回派遣し、当局による新IFMISの概念モデル開発を支援する。	短期専門家1名が数度の視察を行い、政府による実効性のある新IFMISの設計を支援した。また同システムにおける財務取引の定義づけを支援すべく、さらなる技術支援が近いうちに提供される予定である。

東南アジア諸国連合（ASEAN）：銀行監督の改善による地域における金融安定性の強化（JPN402）

2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、ASEAN加盟4カ国における金融安定性の向上と維持に資する技術支援を提供する。プログラムの目的は、(1) 銀行監督業務と、広く認知された国際基準との一致・調和の推進、及び(2) ASEAN加盟国の銀行システムに対等な条件を導入し、金融統合と介入の円滑化を図ることである。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、及びカンボジア、インドネシア、フィリピン、ベトナムに配置され、これら4カ国に対して支援を提供する地域アドバイザーに対して、資金を拠出する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$6,913,449
2011年度のプログラム予算	\$2,340,585

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
アジア及び太平洋諸国 －複数国 銀行監督	プログラムの目的は、金融安定性の推進であり、そのための手段として、リスクベースの監督、プルデンシャルな規制、問題を抱える銀行の破たん処理に関する法体制、危機管理計画などの分野において、国際基準のコンプライアンス及び銀行監督のベスト・プラクティス利用度の向上を図る。	短期専門家を8回派遣し、特定された課題に着手するよう、当局に助言と支援を行うとともに、監督担当スタッフを対象とした研修を提供する。 長期常駐アドバイザー1名を配置し、銀行監督官を対象として、ASEAN地域諸国の規制枠組みの強化策などに関する実践的な実地研修を継続して提供するとともに、ASEAN全域の銀行監督・規制の強化について継続的に指導を行う。また、本部主導の助言ミッションを1回実施し、達成された成果を見直し、2012年度の目的を新たに設定する。	対象4カ国すべてにおいて、常駐アドバイザーの支援の下、(i) リスク及び監督上の不十分な点のリストを作成、(ii) 実効性のある監督に関して、特に報告書の作成と伝達について、研修を実施、(iii) 特にオンサイト検査に関する監督アプローチを強化、(iv) 新たなプルデンシャル要件に関して、特に自己資本の充実について、規則案及び指針を作成した。また、(i) 流動性の提供、(ii) 預金者の保護、(iii) 資本再編、事業再編または清算計画の推進、(iv) 減損資産の透明かつ有効な管理、(v) 再発の可能性を最小化するための出口戦略などの分野において、危機管理に関する規則案の作成作業が開始した。当局は危機対応の諸相にも取り組んでいる。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
カンボジア 銀行監督	プログラムの目的は、カンボジア中央銀行(NBC)に対し、(1) 銀行業務拡大における監督官のモニタリング能力の向上、(2) リスクベースの監督アプローチによる銀行監督の強化、(3) 問題を抱える銀行の破たん処理をはじめとする監督政策における幅広い課題に関する助言の提供に関して、支援することである。	長期常駐アドバイザー1名を配置し、短期専門家を2回派遣する。これらの目的は、(1) 銀行監督官を対象とした実践的な実地研修と、規制枠組み強化策を継続的に提供、(2) 問題を抱える銀行の破たん処理問題について助言、(3) 銀行業務の拡大に関し、NBCのモニタリング能力向上に向けた枠組みを策定、(4) NBCとの連携により、リスクベースの監督実施に向けた枠組みを策定することである。	技術支援専門家の提言による監督措置は、延期または軟化された。おそらく、監督官に対する法的保護が十分でなかったこと、また是正措置に対する法的基盤が整備されていないことが理由と思われる。銀行の実効性のある破たん処理手続き、及び危機管理手順も依然として整っていない。問題を抱える銀行と銀行破たん処理の枠組みに関して、相当の支援を提供した。有能な人材と専門能力の不足が、実効性のある監督強化の主な制約要因である。
インドネシア 銀行監督	プログラムの目的は、インドネシア中央銀行(BI)に対し、(1) リスクベースの監督の実施支援に向けた規制・監督政策の強化、(2) 銀行業務拡大のモニタリング及びリスクベースの監督の促進に関し、監督官の能力の向上、(3) 銀行システムに対する危機解決枠組みの策定に関する助言の提供に関して、支援することである。	長期常駐アドバイザー1名を配置し、短期専門家を2回派遣する。これらの目的は、(1) 当局との継続的連携により、リスクベースの監督の実施支援に向けた規制・監督政策を策定、(2) 新しい評価システム・アーキテクチャと、その根本的な方式・分析ツールの開発について、監督官を支援することである。	銀行システムにおける破たん処理手続き及び危機管理手順は、依然として実効性に欠けている。リスクベースの監督整備には、一層の支援が必要である。常駐アドバイザーは、新自己資本比率規制の実施に向け、規則案と指針ノートを作成を支援した。

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
フィリピン 銀行監督	プログラムの目的は、フィリピン中央銀行（BSP）に対し、(1) リスクベースの監督強化、(2) 検査及び監督業務の双方の実施において、一貫性を確保するためのプルデンシヤル規制の執行強化、(3) 問題を抱える銀行の特定と破たん処理に関するBSPの能力の向上に関して、支援することである。	長期常駐アドバイザー1名を配置し、短期専門家を2回派遣する。これらの目的は、(1) 簿外活動のモニタリング強化に関する指導の継続、(2) 銀行セクター問題に整然かつ効果的に取り組むために、BSPが利用できる現行の法的手段や規制上の手段を評価、(3) 危機対応の現在のレベルの向上策を提案、(4) PCA枠組みの強化策を提案することである。	アドバイザーによる監督アプローチの改善作業と巡回専門家による補完作業が功を奏し、オンサイト検査能力が形成されたほか、経営不安のある銀行に対応する際の早期是正措置も作成された。問題を抱える銀行と銀行破たん処理の枠組みに関して、相当の支援が提供された。
ベトナム 銀行監督	プログラムの目的は、ベトナム中央銀行（SBV）における銀行監督機能の強化を支援することであり、(1) 組織体制、監督業務・手段を含めた監督・規制枠組みの主要分野における課題の特定及び対処、(2) リスクベースの監督実施に関し、監督スタッフの能力の養成、(3) 必要に応じて追加的なIMF技術支援の調整、及び他の技術支援提供者との調整を行うことである。	長期常駐アドバイザー1名を配置し、短期専門家を2回派遣する。これらの目的は、(1) 規制・監督枠組みの主要分野、組織体制、監督業務・手段における課題への対応の促進、(2) 特定された課題への対処に着手、(3) 数を絞った分野において監督スタッフの能力開発を目的とする研修を提供することである。	銀行業界及び監督官は、いまだ「指令経済」的思考で、活動している。そのため、「監督」は主にコンプライアンスの諸条件と同義とみなされ、銀行監督庁の吸収能力には限度がある。

中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）：地域金融機関の強化（JPN401）

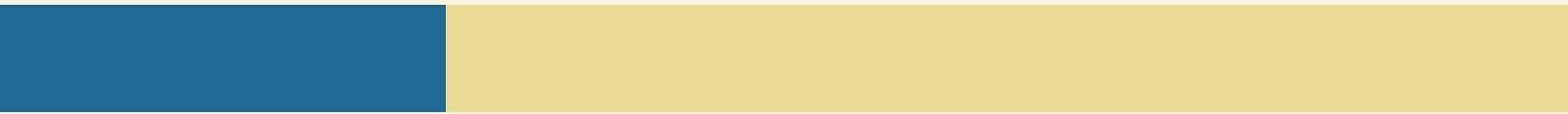
2010年度から2012年度までの3年間のプログラムでは、CEMACに対して地域内の金融安定化、統合、介入の改善に資する技術支援を提供し、経済活動の増大と貧困削減を目指す。プログラムの具体的な目的は、(1) 地域通貨連合の管理改善に向けた政策とメカニズムの整備、及び(2) 地域レベルの金融監督・監視の強化である。

このプログラムは、短期専門家の派遣、本部主導の視察、セミナー、及びカメルーンの中部アフリカ諸国銀行（BEAC）に配置されている地域アドバイザーに対して、資金を拠出する。なお、地域アドバイザーは、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コンゴ共和国、赤道ギニア、及びガボンに対しても支援を提供する。

2010年度から2012年度までのプログラム予算	\$3,543,084
2011年度のプログラム予算	\$1,871,130

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
BEAC－中部アフリカ 諸国銀行 公的債務管理及び銀行 監督	プログラムの目的は、(1) 地域レベルの国債市場の確立に向けた効果的なインフラ整備、(2) BEACの調査能力、ひいては十分な情報に基づき、政策を決定する能力の強化について、BEACを支援することである。また、BEACのガバナンス、特に会計と内部監査の両業務における深刻な問題点にも取り組み、そのための手段として、技術支援を管理・運営分野に集中させる。	<p>本部主導のミッションを1回実施し、プログラムの完遂までに必要な技術支援の詳細を更新・査定する。</p> <p>外貨準備高管理、中央銀行ガバナンス、会計管理と内部統制、及び金融業務と公的債務管理のテーマについて助言を行う、本部主導のミッションを1回実施し、中央銀行業務の強化を図る。</p> <p>長期専門家1名を中央銀行総裁のアドバイザーとして派遣し、地域レベルの公的債務市場の発展を支援する。</p> <p>金融業務、公的債務管理、及び外貨準備高管理に関する短期専門家を8回派遣する。その目的は、地域レベルの公的債務市場の発展に向けた行動計画の実施、能力と内部統制の向上、金融業務の強化、及び新たな規制に関する最終案をまとめることである。</p> <p>地域レベルの公的債務市場について、地域セミナーを1回開催する。</p>	<p>2010年後半に実施したニーズ評価ミッションを受けて策定された技術支援プログラムの概要を、IMF金融資本市場局（MCM）が2011年1月開催のアウトリーチ・セミナーで提示し、BEACの意思決定機関に概要を説明した。これに続き、BEAC改革に向けた詳細な技術支援計画をまとめるため、BEAC及びCOBACの幹部職員との技術議論を行った。MCMは、フランス当局からもこの計画に対する支援を確保した。BEAC担当の長期常駐アドバイザー1名を、2012年初めの着任条件で採用した。このBEAC担当アドバイザーは、情報・管理システムに特に力を入れる予定である。短期専門家1名が、2010年度の財務諸表の作成に関し、BEAC会計部署を支援し、短期流動性管理の促進策について助言を行った。別の短期専門家1名は、BEAC財務業務部署と協働で、ベンチマーク管理手順の整備にあたった。</p>

受益国／分野	目的	2011年度 作業計画	活動／結果
COBAC－中部アフリカ諸国金融委員会 銀行監督	<p>プログラムの目的は、COBACに対し、(1)2006年にCEMACを対象に実施した地域レベルの金融セクター評価プログラム (FSAP) の提言に従った、COBACのオフサイト分析能力及び銀行規制枠組みの強化、(2) オンサイト監督能力の強化、及びCEMAC対象2006年地域レベルFSAP提言のオンサイト検査の分野の実施を支援することである。</p>	<p>銀行再編・銀行監督に関し、本部指導のミッションを1回実施し、経営困難に陥っている多数の銀行の再編・破たん処理に向けた取り組みを支援する。</p> <p>銀行監督担当の長期専門家1名が、特にオンサイト検査に関わるスタッフの能力向上について、当局を支援するとともに、銀行監督に関するあらゆる問題について、COBAC事務局長に助言する。</p> <p>短期専門家を3回派遣し、(1) コンプライアンスに関して国際基準に照らした自己評価の実施と、国際基準に沿った銀行監督に向けた改革の実施、(2) リスクベースの監督 (RBS) への移行について、COBACを支援する。</p> <p>規制枠組みを強化する目的で、短期専門家を2回派遣し、銀行破たん処理枠組みの見直しと最終決定において、COBACを支援する。</p>	<p>COBACは、金融安定性に不可欠な分野の規制枠組み改革において、著しい進展を遂げた。</p> <p>COBAC担当の長期常駐アドバイザー1名を、2012年初めの着任条件で採用した。このCOBAC担当アドバイザーは特に、危機管理などの分野において、新規制案の策定にあたる予定である。また、複数の短期専門家がオンサイトとオフサイトの監督に関し、助言を行う予定である。</p>



JSAの技術支援プロジェクト 2011年度に完了したプロジェクト（49件）－評価

アフリカ

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ諸国－ 南部アフリカ開発共同 (4333) \$93,750	セミナーでは、標準報告様式（SRF）を用いた財政・金融統計の作成に関する情報を提供し、SRF様式の統計をまだ作成していない国に対し、その作成を支援した。またセミナー参加者は、国レベルと地域レベルの整合性のとれた金融統計の作成に向け、複数年作業計画にも取り組み、技術支援が必要な分野を特定した。	セミナー参加者は、財政統計のIMF方式について研修を受け、特にマイクロファイナンス機関、金融会社、保険、電子通貨の取り扱いに注意を向けた。講師は、整合性の取れた統計作成及びSRFの正式採用の実現には、何が必要かについて、国別分析を行った。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>アフリカ－複数国 (2717)</p> <p>\$236,509</p>	<p>歳入行政の専門家がベナン、ブルキナファソ、カメルーン各国をそれぞれ2回、計6回視察し、IMF財政局（FAD）による診断的ミッションで従前に提言された優先施策の整備を支援した。その目標は、高額納税者と普通納税者のコンプライアンスの改善により歳入徴収を増加させ、またインフォーマルな活動を課税範囲に入れて税収基盤を拡大することにあった。専門家は、普通納税者事務所の強化、納税者人口の区分、高額納税者を対象としたコンプライアンス・プログラムの最終決定、及び納税者登録の拡大について、助言を行った。（関税評価及びリスク管理の諸問題に関する助言を行う目的で計画されていた3回目のカメルーン視察は、実施されなかった。）</p>	<p>カメルーンとブルキナファソでは、良好に進展している。両国とも新規登録納税者が多数に上った。高額納税者のコンプライアンス率は、カメルーンで100%、ブルキナファソでは99%だが、普通納税者に関しては若干低い率にとどまっている。ただし現在では、普通納税者事務所（MTO）が、カメルーンのドゥアラとヤウンデ、ブルキナファソのワガドゥグなど、主要都市に開設された。ブルキナファソでは、技術支援の下、納税者登録の取り組みが成果を上げ、普通納税者171名と高額納税者41名の新規登録に至った。技術支援は、業績指標の策定に対して集中的に行われ、納税者事務所の活動と成果のモニタリング向上を目指した。カメルーンでは、申告・納付システムが合理化された。</p> <p>ベナンでは、高額納税者事務所と2カ所にあるMTOの業務について、納税者区分規則の簡素化や、納税者コンプライアンスの継続モニタリングをはじめ、相当の改善作業が必要である。登録済み高額納税者のコンプライアンス率は平均72～92%である。また、課税範囲の拡大は限定的であった。専門家は、ファイルのコンピューター化、コンプライアンス・モニタリング、定期的な課題解決型監査の実施、税に関する情報活動の強化、及び輸入税関手続きを有効に利用した未登録の納税者の摘発・新規登録の方策について、助言を提供した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ－複数国 (2757) \$327,304	<p>地域PFMアドバイザーは、リベリアを拠点とするが、ガンビア、ガーナ、シエラレオネに対しても支援を行う。同アドバイザーは、内部監査戦略から予算編成、勘定科目一覧表に至るまで、公的財政管理のあらゆる側面について、助言を提供するほか、一般的な見直しも行う。</p>	<p>リベリア：「公的財政管理法及び金融規制」が発効したのを受け、新法の内容を反映すべく、内部監査戦略が改訂された。財務省(MOF)内に設置された「援助管理部署」は、予算外ドナー資金拠出情報の収集にあたり、四半期報告書を作成している。アドバイザーは予算執行プロセスも見直し、特に、予算日程を合理化し、フェーズごとに分け、各当事者の責任を明確にすることを提案した。MOFは初の「予算枠組みペーパー」を作成し、これが2010年予算の基盤となった。また、新しい勘定科目一覧表が導入されつつある。アドバイザーは、会計検査院長が統括する統合会計局の創設に関しても、内閣府の「キャビネット・ペーパー」に寄稿した。</p> <p>ガンビア：同国では改革が遅れているため、地域アドバイザーは、財務企画省と会計監査院の職員研修に注力した。</p> <p>ガーナ：2010年4月実施のIMF本部主導のミッションでは、予算編成・執行、及び計画中の財政管理情報システムに改善点を取り込むことに関して提言が出されたが、アドバイザーは、このミッションと連携して、ガーナの公的財政管理を見直している</p> <p>シエラレオネ：アドバイザーが、予算執行の改善及びコミットメント管理の確立に向け、支援を提供している。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>アフリカ－複数国 (4343)</p> <p>\$150,000</p>	<p>巡回専門家が、アンゴラ、中央アフリカ共和国 (CAR)、エリトリア、モザンビーク、ナミビアに対し、国際収支 (BOP)、対外資産負債残高 (IIP)、対外債務関連の統計について、技術支援を提供した。同専門家は各国に対し、2週間の視察を各1回行った。アンゴラ、モザンビーク、ナミビアについては、既にこれらの統計を定期的に作成しているため、視察の目的は、統計の質と適時性の改善であった。一方、CARとエリトリアでは、BOP及びIIP関連統計の定期的作成に着手し、かつこれらの統計をIMFに伝達する方法を探ることが目的であった。専門家は5カ国すべてに対し、対外債務統計の質に関する評価を支援した。</p>	<p>アンゴラ：ミッション期間中に、対外セクター統計が改善され、専門家は、重大なインフォメーションギャップがあるにもかかわらず、石油会社データの分類作業の促進を支援した。また、データ対象を石油会社以外に拡大するために、情報源の特定作業も支援した。同じくミッション期間中に、公的対外債務取引の記録も改善され、専門家は、フォローアップ措置の推奨リストを託して、ミッションを終えた。</p> <p>中央アフリカ共和国：ミッション期間中に対外セクター統計が改善され、専門家はフォローアップ措置を提言したが、年次データはIMF統計局 (STA) には送付されなかった。専門家の支援を受け、当局はBOP及びIIPに関するデータをSTAテンプレートに対応させた。ミッション以降、年次データが定期的に作成、公表されている。</p> <p>エリトリア：ミッション期間中に対外セクター統計が改善され、フォローアップ措置が提言された。現在、BOPデータは年次及び四半期ベースで作成されているが、これらのデータは公表されておらず、またIMFにも送付されていない。専門家は、IIP統計作成に関して、スタッフ研修も実施した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフリカ－複数国 (4343) \$150,000		<p>モザンビーク：ミッション期間中に対外セクター統計が改善され、フォローアップ提言が示された。現在、四半期BOPデータがIMFに送信されている。現在では、モザンビーク中央銀行（BM）、財務省（MOF）、国家統計局、及び関税局は、緊密に連携しており、MOFは、対外債務に関するデータベースにBMがアクセスできるよう取り組んだ。ミッションに良い刺激を受け、金融資産・負債に関する年次調査及び直接投資調査が改善されたため、金融セクターに関するデータも改善された。専門家はBMの準備高データ・テンプレート案の評価も行った。</p> <p>ナミビア：ミッションの結果、現在では、対外統計調査で使用される原則と分類はIMF国際収支マニュアル（第5版）の方式と合致している。ナミビア中央銀行は、統計作成方法の改良時に情報の普及を進めるべく、取り組んでいる。専門家の支援を受け、IIPのセクター・インストルメンタル表示が改善され、企業調査用紙も改訂された。通貨当局、一般政府、及び銀行セクターを対象として、IIPストック及びBOPフローの両データが照合された。（調査用紙では、他のセクター間の照合に十分な情報を収集しなかった。）</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
BEAC－中部アフリカ諸 国銀行 (1751) \$155,285	短期専門家を5回派遣した。目的は、(1) この地域の金融委員会（中部アフリカ諸国金融委員会：COBAC）を支援し、同委員会のオンサイト監督能力の強化を図るとともに、2006年にCEMACを対象に実施した地域レベルの金融セクター評価プログラム（FSAP）の提言の実施を図ること、(2) COBACを支援し、2006年実施のCEMAC対象地域レベルFSAPの提言に従い、同委員会のオフサイト分析能力及び銀行規制枠組みを強化することである。	COBACの報告によると、2006年FSAP以降、プルデンシャルな規則のコンプライアンスが向上した。また、不良債権を抱える銀行に対するCOBACの措置も強化された。
ブルキナファソ (2759) \$62,114	短期専門家を2回派遣した。目的は、(i) 政府関係部署すべてがプログラムベースの予算編成（PBB）に合わせるよう、また業績指標とプログラム構成について詳しく説明するために、当局が方法論的指針を作成する作業を支援すること、及び(ii) 貧困削減戦略との連携をより密接にすることなどにより、中期予算編成の健全性、信用性、有効性の向上を図ることである。	ブルキナファソ政府は助言に従い、省庁間予算運営委員会、及びPBB改革部署を創設した。後者の部署は、幹部クラスの公務員をスタッフに擁し、試験的改革及び日々の活動モニタリングを任務とする。同国はまた、財政の透明性と会計規則における公的財政管理について、西アフリカ経済通貨連合が定めた新地域指令を採用した。直近では、専門家の一人が実践的な提言を行い、プログラムベースの中期歳出枠組みの作成方法に関するマニュアル（技術指針）を作成した。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ブルンジ (2721) \$179,400	前回の技術支援に続き、アドバイザーを2010年4月まで定期的に派遣し、当局による2009年決算作業、予算・会計手続きの合理化、予算・会計手続きマニュアルの最終作成作業、及び単一の財政会計（TSA）の再開設に向けた作業を支援した。	改訂された会計実務に準拠した財政総勘定元帳が2010年1月に作成された。現在、財政勘定元帳は定期的に検証され、キャッシュフローは政府支出報告書と照合されている。会計品質管理が整備され、予算・会計マニュアルが改訂された。歳出サイクル及び改訂された会計続きに対応するコンピューターシステムの適合作業が、徐々に進行している。政府の勘定科目一覧表は、適正な勘定への振替を必要とする未払い勘定及び仮勘定を明示するよう、整備された。2009年には、全公認会計士を対象として、講習会が複数回開催された。多数の口座がTSAに統合されたが、まだかなりの抵抗がある。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ブルンジ (2763) \$62,114	短期専門家を2回派遣し、付加価値税 (VAT) の管理及び徴収効率における問題を診断した。	ブルンジ歳入庁 (OBR) は、納税者教育・支援、申告を怠った者の摘発、及び監査・徴収業績指標の設計に向けた包括的な行動計画に着手した。高額納税者のコンプライアンス率は、2009年の85%から2010年には95%に上昇、普通納税者については70%から88%に上昇した。専門家は、納税者リストの拡充、自発的コンプライアンスと納税申告書の正確さの向上、及び徴収の執行について、当局に書面で助言した。また、納税者を支援し、かつ納税義務とサービスに関する納税者教育を行うための実践的手法も設計した。 専門家はVAT控除の監査に関するプログラム設計を支援した。また2011年には、歳入の最大化、納税者コンプライアンス、有能かつ実効性のある組織、及び実効性のある内部統制を中心として、OBRの戦略的方向性について助言も行った。
カメルーン (2743) \$59,800	技術支援ミッションの提言に従い、専門家1名を2回派遣し、プログラムベースの予算編成 (PBB) 機能についての啓蒙、PBBマニュアルの作成、新PBB法について各省庁に説明する準備作業において、当局を支援した。	予算局内に改革専門部署が設立され、PBBマニュアルがまとまったほか、森林動物省を対象としたプログラム予算素案が起草され、2011年予算案と共に、国会に提出された。ただし、財政管理情報システムの必要な修正が成されなかったため、進捗は遅延した。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
カメルーン (2775) \$62,114	2010年に2回派遣された技術支援ミッションは、高額・普通納税者のコンプライアンス向上及び税収基盤の拡大に向けた税務当局による改革戦略の実施を支援することを目的とした。	税務当局は、専門家の支援を受け、高額納税者11名（高額納税者事務所ポートフォリオの2%に相当）及び普通納税者66名（普通納税者事務所ポートフォリオの13%に相当）を追加登録した。2回目の専門家派遣の終わりに、普通納税者事務所の増設と、納税者リスト未登録の大・中規模企業の摘発に向けた行動計画が、事務総局長に提示され、原則的に承認された。
中央アフリカ共和国 (2784) \$60,000	2010年に2回実施された短期専門家派遣は、税務当局の3カ年行動計画の策定・実施の支援を目的とした。1回目の派遣では、専門家は、戦略的行動計画の最終決定と実施、及び改革の管理手段の綿密な検討について、担当部署を支援した。2回目の派遣は、上記計画の実施状況の評価、及び前回練られた手段の活用に関する助言の提供を目的とした。	1回目の派遣では、改革行動計画が整備されたばかりでなく、専門家は、(i) 高額納税者事務所と普通納税者事務所の業務強化、(ii) 情報部署と監査部署の活用による税収基盤の拡大、(iii) 納税者へのサービス向上を目指す、包括的な戦略に基づき、税務当局の近代化促進も提言した。また税務当局は、戦略計画をモニター・管理するプロジェクト・チームを設置した。（これに続き、中央AFRITACも短期専門家を複数回派遣し、情報部署及び監査計画の構築にあたった。）2回目の派遣では、専門家は、改革が最低限度しか実施されていない状況に気付いたが、事務総局長は改革推進に専心する姿勢を保持しており、当局も専門家の提言に同意し、税務当局の近代化を進める意志を表明した。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ジブチ (2764) \$62,114	能力上の制約と準備不足が原因で中断されたプロジェクトを再開するために、短期専門家を派遣し、中期予算枠組みに対する幹部の受け入れ姿勢の評価、及びプロジェクトのプロセス支援に必要な技術支援の特定にあたらせた。同専門家の報告によると、コラボレーションと受け入れ姿勢は良好だが、関係省庁におけるセクター計画立案能力は依然として不足していた。	トップダウンの中期予算枠組みが策定されたが、ほとんどの関係省庁は、これに難色を示した。この枠組みの利用は内閣府にとどまり、その用途も資料目的に限定されるものと思われる。専門家は、関係省庁における企画力と予算編成能力の育成を主な目的として、フォローアップ技術支援の参照条項をまとめた。複数のドナーがこの作業支援に何らかの関心を示した。
ガボン (2776) \$62,114	専門家2名をガボンに派遣し、リーブルビルにおける試験的な普通納税者事務所の開設、及び関税リスク管理能力（特に主要港における）の育成に関連した改革を支援した。	税務行政専門家は、特に普通納税者ポートフォリオの特定に留意しながら、普通納税者事務所の開設準備について助言を行った。関税専門家は、主要プロジェクトの行動計画策定において、プロジェクト・マネージャーを支援した。プロジェクト・チームは関税リスク管理業務に試験的に着手し、まずリーブルビル通関事務所における関税申告書の選別と、歳入徴収に関連したリスク管理を開始した。
ガーナ (2773) \$62,114	ガーナの意欲的な税制改革プログラムを支援した従前の技術支援ミッションに続き、短期専門家を2回派遣し、計画された改革戦略の実行について、ガーナ歳入当局に助言を提供した。	2010年3月実施の1回目の派遣では、専門家は改革戦略の策定と微調整に貢献したほか、以前のVAT・所得税サービスを総合国内課税サービスに統合するプロセス促進にも貢献した（なお、この専門家は後に、JSA資金による地域税務行政専門家になった）。別の専門家による視察は9月に実施され、新体制の運営に向けた確固たる近代化対策の着手に重点的に取り組んだ。両専門家とも当局と連携し、計画・設計プロセスに取り組んだ。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
マラウイ (3089) \$31,057	IMFは当局による法案の起草を支援した。この法案は、近代的な税務行政のための法的枠組みの提示を目的とし、現行のあらゆる税法の手続き上の規則を統合するとともに、国際的なベスト・プラクティスとの整合性も図るものである。	良質の法案が立法府に提出されたが、法律制定のための政治的な全プロセスを完了していない。
マリ (2765) \$124,228	2010年に、短期専門家派遣が4回実施された。その目的は、プログラム構成・分類・表示、及び業績指標の一貫性の向上について、当局を支援することであった。従って専門家は、プログラムのサンプルに基づき現状を評価するとともに、プログラムベースの予算編成（PBB）のベスト・プラクティスについて、当局に情報を提供した。	これらの派遣により、強み及び問題点が特定された。専門家は (i) 視察した各省庁のPBB改革に関する詳細な評価書、(ii) プログラム審査の実施方法論、(iii) 省庁間プログラム審査委員会の設立に向けた回覧原稿、(iv) PBB管理改善に向けた提案書を作成した。また、公的財政管理の優先順位づけについても、助言を行った。それ以降、政府の公的財政管理戦略、行動計画、及び改革の優先順位が改訂され、西アフリカ経済通貨連合の新指令に手際よく対応した。今後は、評価対象となった省庁がPBB改革に向け、初期パイロット・グループを結成し、省庁間委員会が創設されてプログラムの監査にあたること、及び計画されている予算情報協議を通じ、国民議会財政委員会のメンバーが予算改革の期待される成果について詳しく把握することが見込まれる。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モーリタニア (2785) \$60,000	1回目の短期専門家派遣では、組織及び機能の簡略化と明確化を図るべく、税務当局本部を再編する必要性を指摘した。2回目の専門家派遣では、税に関する情報活動の向上に取り組んだ。	1回目の専門家派遣の成果として、税務当局本部の再編に向けた提案書を作成し、各部署の任務及び目的を詳述した。また、この専門家は手続きマニュアルも起案した。同専門家の帰国時には、前述の提案書を財務省に提出する準備が整った。2回目の専門家派遣では、税に関する情報活動部隊の組織・専門技術・手法を見直した。この専門家はコンセプトペーパーの中で、効果的に情報を引き出す方法など、助言を提示した。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
サントメ・プリンシペ (2767) \$62,114	<p>短期専門家のうち、1名は資金管理に関して、もう1名は公共会計に関して、サントメ・プリンシペ当局に助言を提供した。1回目の専門家は、金融情報 (SAFE-e) システムの予算執行モジュールの見直しによる単一の財政会計 (TSA) の改善、財務省と中央銀行の間の協力関係の改善、及び資金管理の改善に向けた手続きの規定化に取り組んだ。2回目の専門家は、勘定科目一覧表を見直し、IT会計モジュールを評価するとともに、研修ニーズを特定した。</p>	<p>1回目の専門家は、TSAの段階的实施 (TSA以外の全銀行口座の特定方法および独立して存続しうる口座の決定方法が記されている)、中央銀行と銀行システムとの調整の改善、及び歳入徴収の増加に向けた行動計画を作成した。財務省は、この戦略を迅速に承認した。2回目の専門家は、勘定科目一覧表の改善を提案し、当局は即座にこれを実施した。金融情報システム担当会社も、この専門家の提言に迅速に対応した。ただし、財務諸表報告書及び必要な会計手続きすべてを規定するには、時間が不足であった。</p>
ザンビア (2780) \$60,000	<p>専門家を2回派遣し、財務省及びザンビア歳入庁の技術スタッフと協働で、付加価値税 (VAT) システムの徴収効率について、特に納税者コンプライアンスと管理効率性の観点から、詳細に分析した。</p>	<p>このプロジェクトでは、現在のみならず過去にまで遡り、税務管理と取引先からデータを入手し、傾向と発生しうる問題を特定した。専門家はまた、VATの納税者登録、税の申告・納付、還付金処理、及び輸入に関する免除の各手続きについても見直した。草案が指摘したVAT関連の主な問題点は、VAT登録の不完全性、申告に対するコンプライアンスの低さ、輸入品に対するVAT支払い猶予制度の問題点、ITシステムとデータ入力への欠陥、還付認定プロセスの不備、一部のセクターにおける歳入漏れ、及び傾向と問題点をタイムリーに特定するためのより包括的な報告・分析の必要性であった。持続可能な是正を速やかに実施するために、タスクフォース・アプローチが提案された。</p>

アジア太平洋地域

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アジア及び太平洋— 複数国 \$299,600	<p>プロジェクトの目的は、アジア諸国における税務政策立案者及び税務管理官の能力強化である。このプロジェクトでは、IMFアジア太平洋地域事務所と共同でアジア20カ国を対象とした4日間のセミナーを東京で開催した。セミナーの主なテーマは、財政の持続可能性を回復するための税務政策と税務行政の課題である。このセミナーは、税務政策当局及び税務行政機関の幹部職員を対象とし、講演とパネルディスカッションを組み合わせた形式で実施し、IMF財政局（FAD）による関連研究など専門家による評価、及び各国の経験が活用された。このセミナーは日本政府とIMFが共同主催し、FADが日本の財務省と緊密に連携してセミナープログラムを用意した。</p> <p>このプロジェクトの目標は、財政の持続可能性の回復に必要な改革措置について、税務政策当局及び税務行政機関の幹部職員が、理解を深めることである。参加者は、セミナーの終わりには、財政状況の改善に向けて取り得る税務政策オプションについての知識や、税務行政において租税コンプライアンスを改善するベスト・プラクティスについての知識を得るほか、各国の経験についてもより良く理解するものと期待される。</p>	<p>セミナーは10セッション（2011年1月11日～14日）で構成され、財政の持続化可能性を回復するための税務政策及び税務行政の課題を取り上げた。セミナー出席者は、税務政策当局や税務行政機関を統括する幹部職員39名であった。IMF幹部スタッフの他、日本の財務省、日本の学界、グローバル・フォーラム、アジア開発銀行や、全国銀行協会からも幹部職員が、講演者やパネリストとして招かれた。また、オーストラリア、中国、ネパール、シンガポールから参加者があった。参加者は強い関心を示し、積極的に互いの経験を交換し合った。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
バングラデシュ (3090) \$30,000	<p> 専門家をバングラデシュに2回派遣した。1回目の目的は、バングラデシュの間接税制改革の一環として、当局による付加価値税（VAT）法案作成の援助であり、2回目の目的は、当局による修正（特に管理規定）後、この法案を最終決定することであった。 </p>	<p> VAT法案作成チームを相手にした専門家の作業には、教育的要素が多分にあり、同チームは定期的に集まり、VAT法に盛り込むべき租税の諸相について検討した。素案には注釈が記載されたが、新法はVATのみならず、消費税、取引高税、及び税務行政を対象としなければならなかったため、詳細な説明書を補遺として法案に添付することはなかった。だが、2010年12月の2回目の派遣時に、直接会合を重ねるうちに確固たる当事者意識が生まれ、補遺作成作業が開始された。パブリックコメントを求めるために、最初の法案の改訂版が2011年1月に政府のウェブサイトに掲載された。新法は、2011年半ばの導入を目標としていたが、即時発効は必ずしも目指していなかった。 </p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
カンボジア (2755) \$217,399	<p>専門家1名を3回派遣し、当局と協働で、(1) 政府投資に関する会計・報告、(2) 現金前貸しの記録、(3) 税収外歳入及びドナーの資金によるプロジェクトの記録、(4) 月例財政報告の適時性・対象範囲について、改善を図った。また、他の専門家2名を計4回派遣し、(1) 商業銀行パイロット・プロジェクトの順調な進行の確保、(2) 単一の財政会計 (TSA) 開設の促進、(3) 資金予測の改善に関し、当局を支援した。</p>	<p>新しい勘定科目一覧表が中央政府を対象に成功裏に実施され、あらゆる取引の会計が透明化された。また公的財政管理では、進捗ペースはゆっくりではあるが、大幅な改善が見られた。大半の一般政府取引が国家予算に組み込まれ、月次報告されている。債務データも順調に新勘定科目に組み込まれ、債務元利未払金 (デット・サービス) 月次計算書が、翌月内に国庫に送付される。ただし、対外資金による資本支出は、通常の予算プロセスにまだ組み込まれていない。2010年6月時点で、4口座を除いたすべての銀行口座がTSAに統合され、残る4口座はすべて地方の口座であった。税収外歳入に関しては、より質の高いデータを入力し、これらの歳入が確実にTSAに預金されるよう、取り組みが成されたが、会計及び検証の責任の所在はまだ明確でない。政府の金融取引の円滑化に向け、商業銀行システムを利用する取り組みは、着実に進展し、例えば、現在、税収・関税収入は原則的に銀行システム経由で支払われる。また、キャッシュフロー予測に関しては、季節調整済み予測を出すなど、改善が見られる。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
東ティモール民主共和国 (2772) \$291,804	常駐アドバイザー 1 名が、IMF 指導によるこれまでの作業を継続している。具体的な作業内容は、財務省 (MoF) と関係省庁における組織の合理化、財務スタッフに対する知識移転、財政管理情報システム (FMIS) の改善、財政管理法の近代化、単一の財政会計 (TSA) の最適化、及び財務機能に関する政策・手続きを地方政府に分権する取り組みである。	財務局長は納付機能を幹部スタッフに委譲し始め、手続きが効率化された。アドバイザーは、研修を直接提供しているわけではないが、研修の優先事項の規定及び関連省庁に研修を提供する件で、MoF 職員を指導した。同アドバイザーは、給与関連及び歳入と歳出の照合関連の FMIS モジュールの改善においても、財務局長と財務大臣を支援した。この結果、現在は、財務省と関連省庁が FMIS を利用し、予算執行をモニターしている。 2009 年 10 月制定の予算・財政管理法 (法案作成の段階で、アドバイザーが徹底的に支援) は主に、銀行口座の開設、政府借入金、予算カレンダー、特別基金の創設、公務員の違反行為に対する罰則などを扱っている。アドバイザーは規則改定に取り組み、税収外歳入の徴収、現金前貸しの管理、給与の銀行口座への振込 (現在、公務員の 60 % 超に対して完了)、及び銀行口座の照合に関して、改善を図った。この法律では、全財源を TSA に預入することも求めている。財務省は、初めて公共団体の商業銀行口座すべてを把握し、これらの金融資産を最終的に TSA に振り替える戦略を定めた。一方、政府は、一定の財務機能に関しては、地方政府への分権を慎重に進めており、そのための手段として、2013 年の地方選挙に向けた準備作業を行っている。アドバイザーは現地調達規則、FMIS 導入、及び関連課題に取り組んだ。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>インドネシア (1749)</p> <p>\$285,804</p>	<p>この継続中のプログラムは、インドネシア中央銀行（BI）の銀行規制改革の支援を目的とし、現在の重点はリスクベースの監督に置かれている。BIは、監督官研修カリキュラムの改訂作業を進めるとともに、「トレーナーを養成する」方式を使ってアドバイザー主導で実地研修を行っている。プロジェクトの現段階で、BIは、銀行の流動性リスク管理、金融仕組み商品の開発・販売に関するプルデンシャル原則、及び貸倒引当金計上の統制に向けた国際会計基準第39号の適用に関し、諸規制を発令した。</p>	<p>新たな規制は、より強力な銀行リスク管理業務の基盤を提供する。その最終版には、常駐アドバイザーの提言が盛り込まれている。各銀行を対象とした監視システムの全面的見直しにあたり、BIは、新しい定量的・定性的要素を備えた評価システムについて同意したほか、監査作業計画、監督上の主な懸案の概要、及び各規制対象事業体に対する監督戦略の決定プロセスの大幅な改善についても同意した。BIは監督ハンドブックも策定中であり、信用リスク、金利リスク、及び流動性リスクに関する章は既に完了し、現在は資本リスクと法的リスクに関する章を作成中である。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モルジブ (1752) \$124,228	<p>専門家1名を1回につき4週間、計4回派遣した。目的はモルジブ通貨庁（MMA）を支援し、問題を抱える銀行を初期段階で破たん処理する能力の強化、ライセンスの許可、オンサイト検査の実施、オフサイト分析の実施、及びMMAの金融セクター部局の体制・スタッフ配属・ガバナンスの改善を図ることであった。</p>	<p>1回目の派遣では、専門家はMMA理事会へのプレゼンテーション用にライセンシングに関する公式ガイドラインを作成し、国内で2番目に大きな銀行のオンサイト検査を指揮し、標準書式を用いた公式報告書の作成についてスタッフを指導した。2回目の派遣では、専門家が初期介入方法についてMMAに助言し、MMA理事会がライセンス申請に関するガイドラインを承認し、専門家が前回とは別の銀行に対するオンサイト検査を指揮し、オフサイト分析・報告と監督戦略の企画立案について、幅広く指導した。3回目の派遣では、専門家は、スタッフがこれまでに学んだ内容について実践指導し、いくつかある書類の中でも、特に銀行法に関するブリーフィングペーパー、規制範囲を明示した全銀行宛てのレター、及びイスラム銀行に関する分析メモの作成を支援した。最終の派遣では、初期介入を中心とした対応政策に関する公式ペーパーを作成し、MMAのスタッフ配属・体制の改善及びオフサイト・サーベイランスの強化に向けた提言を行った。</p> <p>MMAは専門家が提言したコンセプトと方式の多くを適用したが、確固たる規制権限を行使する準備はまだできていない。ただし、特に、ライセンシングに関する公式ガイドラインは実施されており、オンサイト検査計画も採用された。スタッフが検査報告書を作成する態勢も改善している。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モルジブ (1752) \$124,228	<p>専門家1名を1回につき4週間、計4回派遣した。目的は、(1) 流動性管理のためのモルジブ通貨庁 (MMA) による公開市場操作の開始を支援、(2) マクロ経済・市場の展開を考慮し、市場操作実施のための指標となるターゲットを設定してMMAの政策決定の改善を支援、(3) 利用可能な金融手段の技術的側面を改善、(4) 公開市場操作の強化及び準備預金制度の見直しに向けたスタンド・バイ取極に関するIMFミッションと連携することであった。</p>	<p>専門家の助言を受け、MMAは包括的な一連の政策の採用、財政赤字の貨幣化の中止、デポジット・ロンバード型貸出制度の導入、及び買戻・再割引制度の廃止を行った。1回目の専門家派遣後、逆買戻し条件付契約（逆現先契約）の初回オークションが、成功裏に実施された。2回目の派遣では、MMAは非譲許的な条件で、初の外国為替ソブリン債を発行した。3回目の派遣では、金融政策委員会（MPC）が本格的に稼働し、新制度を採用して旧制度を廃止したほか、アドバイザーの提案に応じて、最低準備預金制度をMMA及び銀行双方にとって管理しやすくするために、同要件に技術上の変更を加えた。これが功を奏して、銀行間取引が活性化し、過剰準備金のニーズが低下した。銀行は即座にオーバーナイト預金制度を利用し始めた。MPCは、その後、流動性を積極的に管理する施策に関する規制を提示した。また、過剰流動性は実際に低下した。</p> <p>4回目の専門家派遣では、SBAミッションとの合意の下、マネタリーベース及び対外純資産を対象として、四半期ごと及び年間の定量的指標となるターゲットが設定された。ただし、公式ターゲットは設定されていない。専門家は多数の提言も提供した。現在、これらの提言は、当局が審議中である。しかし、政策や意思決定を支援するために必要な調査・分析は、信頼できるデータの不足及び情勢の急激な変化のために、実施できなかった。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
モンゴル (2777) \$66,614	税務行政アドバイザー1名を1回につき3週間、計2回派遣し、特に監査機能について、高額納税者事務所（LTO）に助言した。モンゴルの税込総額の70%は170の企業から徴収されており、その大部分は鉱業セクターである。	専門家の派遣後、政府は鉱業税担当部署をLTO内に設置すること、新たに30社をLTOの管轄に置くこと、国際的に優れた実践事例に沿ってLTO監査部を再編すること、及び監査プロセスを近代化することを決定した。また専門家は、LTOスタッフを対象に近代的なリスク管理評価手続きについて、LTO監査担当を対象に法人所得税の基本的な監査方法について、それぞれ研修を行った。
モンゴル (2792) \$121,995	予算計画アドバイザー（2009年半ば以降、ウランバートルに常駐）が、以前の段階で、中期予算編成及びプログラム予算編成を導入する際の主な課題を特定していた。現段階では、同アドバイザーは予算編成に新たなアプローチを導入する計画を策定し、当局から賛同を得た。	アドバイザーは、新予算編成情報システムの設計・実施において相当の支援を提供し、新しい勘定科目一覧表、予算関連と財務関連の情報システム間の調整等の改革によるメリットを最大化するために、その必要性を強調した。また財務省及び関連省庁の職員研修も支援し、財政管理に関するコースを複数回、企画・実施した。同アドバイザーは、予算編成に関し、この他にも数々の改善の促進に貢献している。例えば、予算内での支出振り替えなどにおいて、各省庁がより柔軟に対応できるようにした。アドバイザーは一貫して、MOFの能力的限界の認識の上に立った改革を重視してきた。また、MOFプロジェクト管理チームが、新予算編成情報システムに取り組んでいるが、アドバイザーはこのチーム内で、主題専門家の役割も果たしている。さらに、新たに稼働した公的財政研修センター開設についても、このアドバイザーが指揮を執った。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>ネパール (2727)</p> <p>\$93,171</p>	<p>プロジェクトの目的は、監査技能と監査計画の改善により、ネパール税務局（IRD）のうち、まず高額納税者事務所（LTO）の監査能力を強化し、その後は徐々に監査能力強化の対象をIRDの他の機能部局に拡大していくことであった。IMF財政局（FAD）が高額納税者監査専門家1名を3回派遣し、継続的に改善を維持できるようLTOを支援した。</p>	<p>監査方法の選定及び技術的能力の向上により体系的に取り組んだ結果、2008年から2009年の1年間に、歳入総額は195%、1件当たりの平均歳入額は47%それぞれ増加した。汚職防止政策に従い、監査担当は比較的短期間で他の部局に定期異動するよう義務付けられているため、改善を維持していくことは難しい。当局は、組織の知識を保持するために、監査担当をLTO内の他の職務に就かせてLTO内に留めるよう努めている。</p> <p>このような事情にもかかわらず、コンプライアンス及びスタッフのスキルともに改善に向かっている。LTOスタッフ全員が基本技術の研修を受け、17名は所得監査間接法のベスト・プラクティスについて、7名は移転価格について、それぞれ研修を受けた。移転価格及び間接監査については、専門家は少額・普通納税者事務所のスタッフにも研修を行った。また、監査業績のモニター、及び完了した監査ファイルの品質保証審査のための指標作成に関して、LTOを支援した。さらに、LTO幹部5名にも、監査測定技術について研修を提供した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ネパール (2760) \$302,084	2009年半ば、IMF 財政局は常駐財務アドバイザーを10カ月間、カトマンズに派遣した。目的は、単一の財政会計（TSA）の利用を支援し、政府資源管理の最適化と借入コストの最小化を図ることであった。巡回アドバイザーがこのプロジェクトを補佐した。ネパール特有の問題は、財務省における時代遅れのコンピューター環境、及び一般的に脆弱な通信インフラである。従って、プロジェクトは一つの試験的地区から始め、対象区域を徐々に拡大していった。該当区域の財務省職員訓練がこれを補強した。一般的に技術中立であるが、中央銀行との継続的作業・コミュニケーションを確保するため、政府は各地区に小型発電機1台とファックス1台を設置した。	政情不安があり組織能力の信頼性が不十分であるにもかかわらず、歳出を対象としたTSAが、2つの試験的地区及び他の6地区で実施された（予定では計11区）。これら8地区では、TSAの対象は、予定よりも早く、歳入にまで拡大し、現在、コンピューターによるチェックが行われている。TSA運用ガイドライン案が整備され、2012年3月までに全75地区への導入が完了する予定である。アドバイザーは財務省職員を対象とした研修を20回実施したほか、世界銀行及びインド政府に対する財政支援の要請に成功するよう、ネパール政府を支援した。
ネパール (2774) \$93,171	前回の技術支援のフォローアップとして、FADが短期専門家を3回派遣した。目的は、2009年～2013年の改革・近代化計画における優先事項の実施に向け、関税行政当局を支援することであった（3回目の派遣は、ゼネストが長期化して安全上のリスクを伴ったため、早期に終了した）。専門家たちは特に、計画とモニタリングの実施においてプロジェクト管理アプローチを採用し、互いの技術的専門知識を共有した。	2009年～2013年の5カ年計画の目的を説明してドナーから支援に対する関心を得るべく、開発パートナーとの会合を開催した。企業レベルでの計画は満足のいく水準だが、個々の担当部局は年間行動計画をさらに具体化する必要がある。専門家の助言を受け、各出先機関からの報告を国の月例報告にまとめて管理状況を見直すシステムが整備され、現在稼働している。関税局は利害関係者連絡委員会を設立した。同委員会は今後、四半期ごとに会合を開く予定である。また、関税局ウェブサイト上の改革プログラムに関する情報へのアクセスが、改善に向かっている。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>パプアニューギニア (1741)</p> <p>\$155,285</p>	<p>この継続プロジェクトは、財政会計・報告における課題、及びパプアニューギニア中央銀行（BPNG）の外貨準備高管理の取極における課題に取り組んだ。IMF金融資本市場局（MCM）は、外部専門家2名を派遣し、包括的準備高管理システム（CRMS）の調達と導入について、助言を提供した。</p>	<p>MCM派遣の専門家は、ベンダー資格の規定、入札審査、及びベンダーの以前の顧客に関する調査を支援した。CRMSの導入後、専門家は5回のユーザー受け入れテストのうち3回に立ち会った。CRMSはBPNG内の管理投資向けに2010年5月に稼働を開始したが、BPNGスタッフの情報技術及びリスク管理のスキルがまだ十分でないため、そのメリットを最大限に活用する段階には至っていない。</p> <p>専門家は年次財務諸表の作成についても、BPNGに助言を行い、国際財務報告基準（IFRS）の全面遵守を促した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
太平洋金融技術支援センター (PFTAC) (4345) \$320,788	この複数年プロジェクトの主要目的は、PFTAC全15加盟国において、国民経済計算 (NA)、物価、国際収支 (BOP)、対外債務の各統計、通貨・金融統計 (MFS)、及び政府財政統計の作成能力を強化することである。ただし、技術支援に対する需要は、供給をはるかに上回っている。遠隔地からの随時の技術支援は、要請があれば提供されるが、現地へのミッションについては、各国による特定テーマの優先付け状況、及び統計の改善が持続可能な状態であるか否かに従い、計画が立てられる。歴代の複数年部門統計アドバイザー (MSA) 2名が、7カ国のBOPとNA改善を目的に8回派遣され、12カ国から20名が参加した地域レベルのBOP研修セミナーを実施したほか、7カ国に対する短期専門家派遣を9回準備・補佐した。MSAは現在、技術支援担当機関、ドナー、及び各国統計システムによる取り組みの調整を支援している太平洋統計運営委員会の一員である。またMSAは、太平洋共同体 (SPC) がNAや物価統計について助言する際に、緊密に連携する。	スタッフの離職問題があるとはいえ、マクロ経済統計担当スタッフ数は7カ国で増加した。大半のPFTAC加盟国は、研修に高い優先度を置いており、MSA・短期専門家派遣では可能な限り毎回、その一環として実地研修やセミナーベースの研修を提供している。MSAの支援を受け、同地域の大半の国は、データソースに限りがあるとはいえ、作成方法を大幅に改善した。MSAは、データソースのより有効な活用と国際収支マニュアル (第6版) への移行についても、技術支援を継続的に提供している。またデータソース改善に関するミッション提言の実施についても、常にその場で助言を行っている。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ベトナム (2723) \$239,200	このプロジェクトでは、税務行政専門家の派遣に資金を拠出した。目的は、新しい個人所得税（PIT）及び独自の事務所を備えた高額納税者部門（LTU）の創設という、2つの主要な税務行政改革において、国税庁を支援することだった。1回につき4週間、計8回専門家を派遣した。	PTIは予定どおり2009年1月1日に施行され、IMF財政局（FAD）の提言に沿ったものとなった。LTUは2010年1月1日に稼働を開始したが、その実効性を妨げる制度的・法的障害が残っている。PTIでは、最大限界税率を引き下げると同時に、税率区分を拡大した。また資本的収入を新たに課税対象に加えたが、扶養控除を認めている。新PTIの施行により、小規模事業者は、法人としてではなくPTIの下で課税されることが可能になった。租税識別番号が発行され、すべての人の登録が速やかに実施されると期待された。大々的な広報キャンペーンと税務署員研修が、PTIの導入を支えた。
		新設のLTUは、35の企業グループとその傘下にある子会社400社を監視するが、そのすべてが国営であり、合計すると税収総額の約3分の1を占める。法的及び組織的な困難を考慮して、LTUの現在の任務は主にモニタリングと分析にとどまっているものの、国際的に優れた執行事例の全面的採用に向けた実際的な第一歩である。高額納税者を対象としたリスク評価プロトコルの作成や、高額納税の親会社と子会社に対する組織的な監査方法の設計などが主な優先事項である。

欧州地域

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ヨーロッパ複数国 (4338) \$93,750	旧ソビエト連邦の構成国を対象として、通貨・金融統計（MFS）に関する3週間研修コースを実施した。開催地はロシアのトゥーラであった。MFSデータの作成や報告の質の不備のため、このプロジェクトでは、MFS作成の概念的側面と実践的側面の双方から研修を実施した。	研修コースには、旧ソ連構成国10カ国の中央銀行から参加した21名に加えて、ロシア連邦経済省及びロシア連邦国家統計局からも代表が出席した。参加者は、特に統計方法及び金融統計の利用に関するプレゼンテーションの組み合わせに対して、極めて高い満足度を表明したが、より多くのワークショップや実習を望んだ参加者もいた。一部の出席国は、IMF通貨・金融統計マニュアルの方法を採用する計画を表明した。参加者による自国の統計に関するプレゼンテーションは、極めて有益と受け止められた。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>モルドバ共和国 (1755)</p> <p>\$285,804</p>	<p>長期アドバイザー（LTA）が、モルドバ国立銀行（NBM）によるシンプルかつ体系化された予測・政策分析システム（FPAS）の導入を支援し、意思決定の向上、金融政策の適切なスタンスの常時評価、及び金融政策の透明性と信用性の向上を図る。FPASは、まずマネタリーターゲットを支援する予定だが、インフレターゲットの道筋を開く見込みもある。LTA任期1年目の必要経費は、金融セクター改革強化イニシアティブ（FIRST）が資金を拠出した。LTAはNBMスタッフに対し、統計・計量経済技術に関する集中訓練を実施した。この結果、コアインフレについて新しい処理方式が採用されるとともに、政策文書の2つのトライアル版及びインフレ報告書の初案が、NMB幹部に提示された。NMBスタッフが、多くのこのような種類の文書により取り組んでいるおり、それらの分析内容の改善が見込まれる。</p>	<p>2009年後半に新たに任命された総裁と副総裁は、インフレターゲットの順次採用を明言し、新IMFプログラムが2010年1月に開始された。現在、NBM当局は月次でプレスリリースを発表し、その中で政策決定について説明しているほか、現況と中期的に起こり得る変化に関する金融政策報告書を四半期ベースで発表している。金融政策調査局は、新たな課題により的確に対応すべく再編された。また、一貫性のある中期予測を提供すべく、単一構成のマクロ経済モデルが構築された。しかしながらNMBは、銀行システムの脆弱性や、ノンバンク金融機関の分析といった長期的な金融安定性の諸課題に取り組む必要が依然としてある。現在、内部作業グループが包括的な中央データベースの構築に取り組んでいる。プロジェクトの全期間にわたり、LTAはマクロ経済、計量経済学、動的モデルについて、定期的に講義を行い、実践的なモデル構築実習や時系列分析を通じ、スタッフを指導している。</p>

中東及び中央アジア

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフガニスタン・イスラム共和国 (2783) \$62,500	当局の要請に応じ、専門家を2回派遣し、様々なドナー・プロジェクトの調整とプロジェクト管理、国境付近にある政府機関の合理化、アフガニスタン税関（ACD）本部の組織変更、及びリスクベースの通関後監査手続きの策定について、ACDに助言を提供した。	専門家は、国境政府機関の合理化と国境付近で活動している各省庁の役割の明確化に関する提案の策定、及び閣僚会議への提出に関して、ACDを支援した。また、ACD本部の組織再編についても助言した。ACD内に改革調整部署が設置され、その長が任命された。専門家はこの部署を通じて、ACDのガバナンス及びドナー・プロジェクト全般の改訂モデルを提示した。GDPに対する歳入比率は、2010年度の6.9%から2011年度には8.9%に上昇した。主に行政上の改善がプラス要因となり、名目関税徴収額は50%増加した。
アフガニスタン・イスラム共和国 (4337) \$61,057	アフガニスタンの国民経済計算の精度を改善する目的で、専門家が中央統計機構（CSO）の職員7名を対象に、2週間のワークショップを開催した。カトマンズにあるネパール中央統計局で開催されたため、このワークショップに参加したCSO職員は、経済統計作成に関連する制度上及び技術上の問題について、ネパールの技術スタッフと検討する機会を得た。プロジェクトの目標は、CSOの国内総生産（GDP）推計値の作成能力の向上であった。	ワークショップでは、各種指標の作成に関する概念、定義、分類、及び活用について、実践的な研修を提供した。限られたデータにもかかわらず、家計消費支出、政府消費支出、及び総固定資本形成の作成に加えて、一部の産業分類に関して2007年度・2008年度のGDP推計値の最終確定、2008年度・2009年度のGDP改訂推計値の作成、さらに2009年度・2010年度の暫定推計値が作成された。推定方法の見直しも行ったうえ、次の2年間の作業計画が策定された。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
アフガニスタン・イスラ ム共和国 (4339) \$122,114	財務省 (MOF) と中央統計機構 (CSO) の職員を対象に、2週間の技術支援ワークショップを2回開催し、政府財政統計 (GFS) の作成にあたるアフガニスタン政府職員の能力向上を図った。	一般政府の全サブセクターに関する政府財政統計が、毎年集計・作成されつつある。ただし比較的小規模な地方自治体の一部が中央政府当局に定期報告を行っていないため、一部のサブセクターのデータについてはまだ包括的でないうえ、報告形式も改善を要する。国際的な現物支援に関するデータは、不完全ながら、当事者であるドナーから入手できる。中央政府の予算データは、2009年末から毎月、IMFに報告されている。MOFは、一般政府データを四半期ベースで作成するための実際的措置を取り始めたため、これらのデータに関するIMFへの報告は、2011年半ばには開始の見込みである。
キルギス共和国 (2787) \$62,500	短期専門家を2回派遣し、トップクラス高額納税者からの歳入確保について、技術支援を提供した。	1回目の専門家派遣では、主に高額納税者部門 (LTU) の基準に関連する課題、及び税収基盤の拡大を支えるために必要な人材配置を検討した。最新情報の入手とLTUへの参加は自発的である点を明確化することに、多大な努力を要した。専門家は、非LTU高額納税者の管理担当スタッフを登用して、適切なLTU基盤を確立するために、国税庁 (STS) がプロジェクト・チームを創設するよう提言した。2回目の派遣では、政治的な激変の最中にもかかわらず、専門家は、国内歳入の60%から70%を管理できるようLTUを確実に拡大するための戦略と行動計画を再策定するよう助言することができた。STSは管轄地域に対して、LTU基準に合致する高額納税者を特定し、彼らのファイルの移行作業の準備をするように指示した。また専門家は、人材配置と予算の両ニーズを見積もるベースとして、作業負荷評価枠組みも策定した。この枠組みは、当局も交えて再検討された。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
中東及び中央アジア一複数国 (4332) \$300,804	<p>期間延長されたプロジェクトのアドバイザーは、シリアを拠点とし、レバノンを巡回視察した。同アドバイザーの主な任務は、特に不変価格表示の推計値（実質推計値）に関連して、当局が国民経済計算推計の質を改善するよう支援すること、及びワークショップと実習の形式で研修を提供することであった。また、当局と協働して、政府機関すべての統計作業をまとめるプロセスの改善を図ることも、重要な任務であった。</p>	<p>シリアでは、アドバイザーの支援を受け、2000年から2008年を対象期間として、生産アプローチと支出アプローチの両面から、名目GDP及び実質GDPが新たに作成された。また、シリア中央統計局の国民経済計算総局と経済調査総局のスタッフを対象に、研修を実施した。GDP推計の包括性チェック及びインフォーマルセクターの規模評価用に、2007年の供給・使用表が作成された。さらに、製造業、卸・小売り、運輸、及び建設を対象として、新たな調査が導入された。ただし、公営企業は、まだ経済調査の対象になっていない。</p> <p>レバノンでは、アドバイザー提言の実施が遅れ、またソースデータの収集に関して、当局からコミットメントが得られていない状況にもかかわらず、2004年から2007年を対象期間として、過去の経済調査に基づき、製造、通商、建設、及びサービス活動の名目付加価値推計が作成された。アドバイザーは、推計値の算出の仕方について、詳細に指導した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>中東及び中央アジア一複数国 (4344)</p> <p>\$70,000</p>	<p>IMF統計局が一般データ公表システムの使用に関して、3日間のワークショップをアゼルバイジャンのバクーで実施した。参加者は中東及び中央アジアの7カ国から出席した。講師陣はデータ区分の再編成、及び各区分における望ましい定期性と適時性について説明した。また国別ウェブサイト上での公表に向け、ナショナル・サマリー・データ・ページ（NSDP）と公表カレンダー（ARC）の作成、及びIMFデータ公表基準掲示板（DSBB）へのハイパーリンクの仕方については、参加者に個別指導した。参加者は課題の対処法についてアイデアを交換するのに十分な機会を得た。</p>	<p>参加者全員がNSDPとARCの全面採用、及び改善計画の再作成に同意した。ただし新データ区分の一部については、採用までに時間を要する見込みである。参加国は、国の各種統計作成機関から協力を取り付けることが、主な問題になるであろうとの見方で一致した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>中東地域技術支援センター (METAC) (2778)</p> <p>\$335,804</p>	<p>ベイルートを拠点とする常駐歳入行政アドバイザー (RAA) が、地域レベルのワークショップ、セミナー、視察、研修を企画し、短期専門家による技術支援を特定・管理し、加盟国の現地に赴いて専門家としての助言を提供し、IMF 財政局 (FAD) が加盟国に派遣するミッション団の一員を務めた。</p>	<p>RAA は METAC 加盟全 10 カ国に対し、税務・関税行政に関する支援を提供した。対象となった作業分野は、徴収・滞納管理、リスクベースの監査プログラム、納税者区分、VAT 導入に向けた準備作業、総合的な情報技術支援、関税組織、国境管理などである。RAA 作業計画の平均実行率は 92% であった。</p> <p>METAC 全 10 加盟国のうち、イラクとリビアを除く 8 カ国が、税務行政改革戦略を既に整備し、目下、互いの戦略の調和作業に取り組んでいる。これら国家戦略の大半は FAD の助言に沿っている。納税者サービス提供の近代的アプローチに関するワークショップが、ベイルートで開催され、METAC 全加盟国から政府幹部職員が出席した。また、リスクベースの監査と租税コンプライアンスの管理に関して、ダカールで開催された地域レベルのフランス語圏会議においても、エジプト、レバノン、シリア、及びヨルダンの参加に対して、このプロジェクトが資金援助した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>中東地域技術支援センター (METAC) (1758)</p> <p>\$280,788</p>	<p>METAC加盟国の支援のため、常駐アドバイザー1名を任命した。具体的な支援内容は、証券発行市場の機能改善計画の策定、国債流通市場における流動性の改善、資本市場を広く支援、債務管理・債券市場機能強化に関するワークショップ・セミナーの企画・実施、公的債務管理の強化計画の策定、及び債務管理と金融政策の調整について助言することであった。アドバイザーは各国のニーズを見極めるために、まずシリア、アフガニスタン、イエメン、リビア、スーダン、ヨルダン、西岸地区及びガザ地区、レバノンを視察した。また、ヨルダンの経験を移転する目的で、ヨルダンから短期専門家2名が任命された。しかし2011年2月と4月に予定されていた地域レベルのワークショップは、延期された。</p> <p>各国当局が技術支援ニーズを把握したため、その実施に協力するとのコミットメントを得た。プロジェクト作業計画は、各国の優先事項の改訂に応じ、調整される。</p>	<p>中東地域の各国行政当局は概して、研修と助言を熱心に受け入れた。</p> <p>アフガニスタン：プロジェクトでは、イスラム法「シャリア」遵守の債券市場、特にスクーク市場の実現可能性を検討した。その一環で、中央銀行の債券発行管理能力と研修提供能力も考慮した。さらに関連法も見直したうえで、当局に報告書を提出した。</p> <p>レバノン：プロジェクトでは、レバノンの債務管理戦略案について勧告した。レバノンは2011年3月に同戦略を発表した。</p> <p>リビア：法律により、リビアには債務が存在しない。プロジェクトでは、譲渡性預金証書 (CD) 発行のためのオークション・システム創設とインターバンク市場を導入するための措置について、まず技術支援を、続いて工程表を提供した。アドバイザーは、オークション規則について銀行へプレゼンテーションを行い、CD取引を銀行に許可する旨の声明文を中央銀行の代わりに起草したほか、リビアで営業している銀行とも会談した。その後、アドバイザーは、必要な全書式を完備した詳細な運営マニュアルを中央銀行に提出し、中央銀行の幹部を対象に研修を行い、さらに商業銀行の本部長と財務部長をそれぞれ対象とした別個のワークショップも提供した。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
中東地域技術支援センター (METAC) (続き) \$280,788		<p>シリア：債務管理と債券の発行について、特に流通市場における価格付けと取引のタイミングを中心に、助言した。シリアは2010年12月に初の短期国債と長期国債を発行し、翌1月には2011年の発行カレンダーを発表した。アドバイザーは、個人投資家向け債券プログラムの導入について、実践的な研修を提供した。また同アドバイザーは、金融市場・買戻し条件付契約・逆買戻し条件付契約の管理、市場流動性の予測、及び金融政策実施のための中央銀行の諸制度に関し、マニュアルを中央銀行に渡した。さらに金融市場の発展についても助言を提供した。</p> <p>ヨルダン川西岸及びガザ地区：MCM主導による技術支援ミッションをラマラに派遣し、計画の見直し、国債市場の創出に必要な条件の助言を行い、当局に報告書を送付した。これに続き、アドバイザーは、パレスチナ金融管理当局と資本市場当局向けに、金融市場、債券発行、流通市場及び債務管理に関する研修コースを提供した。</p> <p>イエメン：ミッションを1回派遣し、財務省の債務関連部局に対して、実践的な債務管理研修の提供、債務管理に携わる組織構造の見直し、法案についてコメントした。また中央銀行と財務省の職員を対象に、公的債務管理に関するワークショップも開催した。アドバイザーはその後、インターバンク市場の整備に関して中央銀行と協働し、発行に向けた準備要件の平均化について、銀行に対する指導書を起草した。</p>

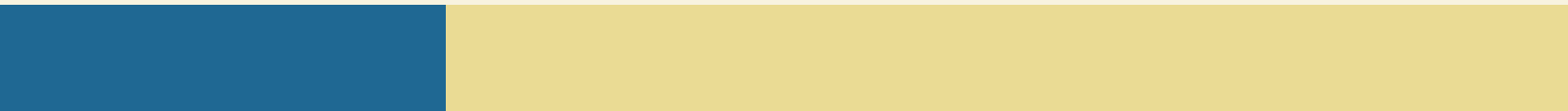
受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
トルコ (2730) \$221,500	4回の短期専門家派遣では、従前の技術支援を契機とする改革を踏まえ、事業計画の策定、税務総局による監督、活動と戦略の連動性に関して、当局の改善に向けた取り組みを支援するとともに、納税者リスクに基づくVAT還付請求における事前控除制度の確立を図った。(予定されていた5回目の派遣は、不要と判断された。)	歳入庁(RA)は、2010年～2013年の新たな戦略計画を作成し、監査、徴収、納税者サービスに関する試験的な事業計画に取り組み、さらに事業計画の推進とモニタリングを目的として、コミッショナーを長とするの理事会を設立した。業績ベースの予算編成システムが、新しい税額控除請求VATリスクモデルとともに整備された。また品質上の課題が特定されたのを受け、対処が進みつつある。コミッショナーは、積極的に関与している。RAによる初の近代的リスク管理システムは、不正行為を取り締まるばかりでなく、納税者負担の軽減にも資する。この他、同システムは、在庫や監査期間などの管理データも作成する。この新システムが監査スタッフに与える影響についての分析作業が計画に組み込まれている。

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ヨルダン川西岸及びガザ地区 (1747) \$62,114	IMF金融資本市場局（MCM）アドバイザーと外部専門家が、準備高管理に関して、以前のMCM提言実施の進捗状況を見直すとともに、短期専門家による技術支援継続に向け、具体的な実施計画と作業プログラムのベースとなる情報を収集した。	パレスチナ金融管理当局（PMA）は、トランザクション・プロセスを合理化し、クレジット・エクスポージャー・リミット（信用総額限度）を導入した。また、フロントオフィスからバックオフィスを切り離したが、主にスタッフの離職と有望なベテラン・スタッフの不足が原因で、ミドル・オフィスはまだ設置されず、また準備高管理に関する基本指針も実施されなかった。ただし、準備高管理政策は、現在起草中である。PMAが本格的な中央銀行を設立するために必要な準備高管理及びより長期の作業に関し、今回のミッションでは、政策の起草と能力強化のために、専門家を数回、再派遣する計画も打ち出された。

西半球

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
<p>パラグアイ (2766) \$93,171</p>	<p>FADが2009年に実施した技術支援ミッションにより、パラグアイの公的債務管理の不備が判明したのを受け、2010年には短期専門家を2回派遣し、インフラの明確化、及び健全な債務戦略・管理に対する主な障害の除去について助言した。</p>	<p>1回目の派遣では、専門家2名が、財務省(MOF)職員を対象に、債務統計の作成に関する研修の実施、報告書とセミナーを通じての債務持続可能性分析についての助言、債務戦略・管理のための制度的環境の改革の提案及び技術的ツールについての助言、国債の国内市場整備の機会及び障害の分析を行った。さらに、評価と提言を報告書にまとめた。2回目の派遣では、前回の専門家2名のうち1名を再派遣し、いくつかのテーマ(例えば債務統計、債務持続可能性モデル)の明確化、さらなる研修の実施、債券発行プロセス及び債務管理事務所の最適設計についての助言を行った。同専門家は報告書の中で、関連法の改正を提言し、公的債務持続可能性の分析方法を提案し、国内市場での債券発行を勧告した。</p> <p>他の成果としては、複数の公的債務管理チームが、以前よりも信頼できる統計を作成している。また債務持続可能性分析、及びストレステストの利用に関し、MOFスタッフの能力が向上し、専門家が提言した方式が使われている。さらに、国内債券の発行頻度も増加傾向にある。</p>

受益国／コミット額	プロジェクト内容	プロジェクト結果
ペルー (2770) \$134,228	短期専門家1名が詳細な視察を2回行い、財務当局のコンピューターシステムの設計と機能仕様について技術的提言を行った。同専門家は、情報技術コンサルティング会社と当局の間の会合すべてに出席した。	専門家による4回の月次報告では、コンサルティング会社の提言を要約、批評し、改善点を提案した。概念モデルには、これらの提言の大半が盛り込まれた。専門家の報告及びITプロジェクトの次期フェーズ担当企業の委託条項は、公的財政管理の現代的な実務に沿ったものとなっている。
西半球－複数国 (2769) \$70,188	コロンビアとペルーは、歳入行政機関を既に近代化しているが、特に監査戦略及びコンプライアンスを徹底させる手続きに関して、脆弱な点が見つかった。プロジェクトの支援の下、3週間のミッションを各国に1回派遣し、監査の質の向上、及びコンプライアンスに取り組むためのリスク管理ツールの利用を支援した。	当局はアドバイザーの提言を受け入れた。コロンビアでは、提言が2010年監査計画に盛り込まれた。ペルーでは、当局が、提言された施策の実施に向け、監査局と高額納税者事務所の組織再編を行った。



添付資料3 JSAに関する日本とIMFの合同評価視察について

目的

日本とIMFの合同視察は、JSA資金が現場でどのように利用されているかを日本政府が直接、把握する機会になる。この視察は、(1) 受益国当局がJSA資金支援で派遣される専門家の仕事をどのように評価しているか、(2) 当局が当該支援を有効に活用しているか、(3) 技術支援が改革のプロセスに役立っているか、という点について調査するものである。また、技術支援政策と運営についても検討が行われる。

実施形態

合同ミッションは通常、日本政府職員2名（財務省とIMF日本理事室の代表各1名）とIMFスタッフ1名から構成される。日本政府が視察ミッションの対象となる国とプロジェクトを決めるに当たっては、経済発展や構造改革の水準、地域・対象分野のバランスなど、配慮すべき多くの考慮に基づいている。

ミッションメンバーは、ブリーフィングノートの受領又はIMF本部でのブリーフィングを受けた後、技術支援が実施されている受益国を訪問し、ホスト機関（通常は財務大臣、中央銀行総裁、又は中央統計機関の長）、JSA資金による専門家の直接受け入れ担当者（通常は局長）、派遣されている当該専門家らと面会する。セミナーやトレーニングの視察時には、受講者と関係研修施設の人材育成担当者双方と面会を行う。視察団は通例、他のドナーとも面会し、見解を求める。

成果

この視察は、1996年度に開始して以降、現時点で17回実施され、23カ国、2地域研修所、太平洋金融技術支援センター、東アフリカ地域技術支援センター及び中東地域技術支援センターを訪問した。視察の結果、JSAの資金が適正に管理され、現場で有効に使われていることを確認した。全ての視察で、受益国当局は日本によるIMFの技術支援活動に対する資金支援の重要性を認識するとともに、感謝の意思を表明した。この視察の結果を受け、日本政府は、IMFの技術支援活動に対するJSAによる資金拠出を通じて、強力な支援を継続している。これまでに実施された視察一覧、及び2011年度に実施された視察の概要は次頁以降に記載している。過去に実施された視察の概要については、既刊のJSA年次報告を参照されたい。

合同視察 1996年度～2011年度¹

1. フィジー及び西サモア（太平洋金融技術支援センター PFTAC）1996年3月
2. カザフスタン及びキルギス共和国 1996年6月
3. ザンビア及びジンバブエ 1996年12月
4. ロシア連邦 1997年7月
5. ブルガリア及びリトアニア 1998年6月
6. インドネシア、IMFシンガポール地域研修所及びタイ 1999年6月～7月
7. ベラルーシ及びスロベニア 2000年6月
8. アゼルバイジャン及びウィーン研修所 2001年6月
9. カンボジア及びIMFシンガポール地域研修所 2002年6月
10. モンゴル及び東ティモール 2002年9月
11. インドネシア及びフィジー 2003年12月
12. ボツワナ及び東アフリカ地域技術支援センター 2005年12月
13. カンボジア、IMFシンガポール地域研修所及びフィリピン 2007年3月
14. 中東地域技術支援センター 2008年5月
15. カンボジア、IMFシンガポール地域研修所 2009年1月
16. フィリピン及びフィジー（太平洋金融技術支援センター）2010年5月
17. ベトナム及びネパール 2011年5月

2011年度の合同現地視察

2011年度の視察先として、日本政府はベトナムとネパールを選定した²。視察団は、両国において完了したプロジェクトと継続中のプログラム計15件、具体的には財政、金融、統計の各セクターを対象として、長期常駐アドバイザー、短期専門家、及びセミナーを通じて実施された技術支援を見直した。全体として、視察団は視察内容に満足し、JSA資金による技術支援の奥深さと質への理解を深めた。視察団が各受益当局から受けたフィードバックは、技術支援の質の高さと技術支援に出資する日本の役割への感謝を、一貫して示すものであった。また、これらの分野

¹ スケジュールの都合上、2005年度には合同視察は実施されなかった。

² 日本-IMF合同視察団のメンバーは、IMF日本理事室の下田知行理事代理、財務省国際機構課の角登麻子氏、及びIMF技術支援管理室シニアテクニカルアシスタンスオフィサーのHarish Mendis。

における支援継続の要請も絶えず受けた。

ベトナム 2011年5月16日～17日

ハノイにおいて、視察団は、公的財政管理（PFM）プログラム、歳入行政プロジェクト、銀行監督プロジェクト・プログラム、及び国民経済計算統計プログラムに関する会合を開いた。当局からのフィードバックは概ね、非常に肯定的であった。

PFMプログラムでは、財政報告、政府会計、及びマクロ財政予測に取り組んだ。歳入行政プロジェクトは、新しい個人所得税法の実施と高額納税者事務所の開設の支援を目的とする税務行政プロジェクト、及び税制上の優遇措置に関するセミナーで構成された。視察団は、財務副大臣、予算事務局の副理事、及び税務事務局の事務局長と会談した。当局は、JSA資金による技術支援が財政管理の重要分野で実施されていることに言及し、深い感謝を表明した。ベトナムは、特に幹部・中堅クラスの政府職員を対象とした研修、及びIMFの世界各国における運営経験の共有の面で、国際支援を必要としている。視察団は、日本が二国間及び多国間チャンネルを通じ、ベトナム支援に深くコミットしていることを明言した。課税局は、税制改革、特に個人所得税の改革の成果に満足していた。

通貨・金融セクター・プロジェクトでは、銀行監督アドバイザーを支援し、同アドバイザーの任期はその後、延長された。ベトナム中央銀行副総裁は、IMF技術支援への資金拠出について、日本に感謝を表明し、その効果と効率に言及した。同副総裁は、統計と予測の改善、国際基準を満たす会計システムの制度化、及び銀行システムにおける国際的なベスト・プラクティスの導入が、急務であると認めた。銀行監督庁の長官は、銀行セクターの評価及びオンサイト監査マニュアル・研修プログラムの作成・準備に関し、常駐アドバイザーの業績に満足していた。同アドバイザーは、多くの分野で当局を支援することができたと述べた。

国民経済計算プログラムの目的は、GDPと物価の推移に関するデータが、他の国のデータと比較可能になるよう、これらの数値を測定するにあたり、持続可能なプログラムを利用する能力を強化することであった。国民経済計算局の副局長は、2009年に実施された技術支援のおかげで、2011年から支出ベースのGDPを算出することができるようになったと述べた。ただし、支出系列については、家計・企業調査が不十分であったため、さらなる作業が必要である。視察団は支出ベースのGDPの重要性を強調し、3カ年プログラムの終了時に、パートナーシップが目に見える成果を上げるよう期待を表明した。物価統計局の局長によると、ベトナムでは消費者物価指数が最も注目を集めているとのことで、データ収集プロセスを改善する必要がある。物価統計局は、JSAプログラムの中で提案されたアプローチに満足しており、同局長はその採用を待ち望んでいた。

ネパール 2011年5月19日～20日

カトマンズにおいて、視察団は、PFM、歳入行政、銀行監督、及び統計に関するプロジェクト・プログラムについて、会合を開いた。ここでも、当局からのフィードバックは概ね、非常に肯定的であった。

PFMに関する技術支援には、単一の財政会計（TSA）導入への道筋を特定するプロジェクト、常駐アドバイザーの任命によりTSAを実施するプロジェクト、同アドバイザーの作業に対し資金援助を継続するプログラム、TSAトランザクション処理の自動化を含め、財務局の全面的な近代化を図るプログラムなどがあった。一方、歳入行政プロジェクトには、次のような事例があった。

- 長期改革戦略と実施ガイドラインの策定に関し、税務局（IRD）の高額納税者事務所（LTO）及び関税局を支援するプロジェクト
- LTO内の監査担当のスキル向上、監査方法の選択・計画・モニタリング手続きの向上、及び能力強化の対象をIRDの他の機能局に漸次拡大する取り組みを支援するプロジェクト
- 2009年に特定された優先事項に、関税行政が取り組むのを支援するプロジェクト
- 歳入問題担当の地域アドバイザーをカトマンズに配属するプログラム
- 税制上の優遇措置に関するセミナー

財務次官（元税務次官）は、特にモニタリングにおいて、IMFが非常に有意義な支援を提供していると述べた。同次官は日本とネパールとの良好な関係にも言及し、日本の精力的な支援に対して、日本側視察団に謝意を表明した。

同次官によると、税務・関税当局の主な目標は、あらゆるトランザクション・システムの自動化である。また、歳入が数年連続で目標を上回ったことを、同次官は喜んでいて、依然として作業が必要な分野として、次官は関税の査定、関税局スタッフの能力強化、及びIRDスタッフの監査能力強化を挙げた。

会計監査長官は、TSAプロジェクトが成功裏に完了し、IMF専門家から当局へ知識が良好に移転されたと報告した。同プロジェクトでは、銀行口座の整理統合方法を実地説明し、TSAの稼働によって得られるメリットへの認識を高めた。常駐アドバイザーの指導の下、75官庁のうち23の官庁口座がTSAに移された。こうした試験的取り組みが完了した現在、他の管轄区でもTSA完了に向けた作業を進める準備ができている。視察団は、日本が出資した包括的な一連の

プロジェクトがTSA稼働という成果を上げたことを、国として嬉しく思うと伝えた。会計監査局は現在、財務報告及び公的支出財政評価（PEFA）実務の2分野において、能力強化を目指している。

税務局の総局長は、租税コンプライアンス、IT問題、課税執行に対処するには、LTO強化作業に一層取り組む必要があると指摘した。ただし税務局は、インセンティブ制度を用いて執行目標を達成したことに満足しており、新たに地域事務所が開設されれば、コンプライアンスは向上すると見込んでいる。関税局の総局長は、これまでの日本からの支援が、4カ年関税改革・近代化計画に不可欠であったと述べ、感謝の意を表した。

通貨・金融セクター・プロジェクトの目的は、銀行監督、規制、及び危機管理の改善であった。視察団は中央銀行の総裁、副総裁、常任理事、及び同行の金融機関規制局と会談した。当局は日本とIMFの支援に感謝し、IMF助言の卓越性に言及した。また、特に商業銀行のストレステスト実施、問題を抱えた銀行の破たん処理プログラム、吸収合併法や、ライセンス方針など、銀行関連の幅広い分野に関して、常駐アドバイザーによる技術支援の必要性についても言及した。視察団は、3カ年プログラムの期間中、いつでもネパール中央銀行を支援する準備ができていると伝えた。

統計プロジェクトでは、四半期国民経済計算の整備に関する技術支援を提供している。また、他国と比較可能なGDP・物価変動データを収集するために、持続可能なプログラムの実施能力を強化するプログラムも進行している。中央統計局の総局長は、四半期国民経済計算系列の公表が優先事項の一つであると述べた。IMFはそれに資する価値ある支援を既に提供済みである。同総局長は、これまでと同様に価値ある支援作業が、新プログラムの下で継続することを期待していた。



日本管理勘定 (JSA)
2011年度財務諸表

	特定活動にかかる 日本管理勘定		技術支援活動のため の枠組み管理勘定— 博士号取得のための 奨学金にかかるサブ アカウント		特定活動のための枠 組み管理勘定—特定 活動にかかる日本サ ブアカウント	
	2011	2010	2011	2010	2011	2010
(千米ドル)						
貸借対照表 (2011年4月末日、2010年4月末日現在)						
資産						
現金及び現金に準ずるもの	8,669	13,074	—	—	30,449	17,833
資産計	8,669	13,074	—	—	30,449	17,833
財源						
財源合計	8,669	13,074	—	—	30,449	17,833
損益計算書及び財源の変動 (2011年4月末日、2010年4月末日で終わる各年度)						
期首残高	13,074	22,442	—	1,137	17,833	—
投資収入	10	35	—	—	17	—
拠出金の受領	—	25,863	—	1,302	30,068	19,480
拠出金の移転	—	(18,062)	—	(1,418)	(400)	(400)
受益国へ又は受益国のための支出	(4,415)	(17,204)	—	(1,021)	(17,069)	(1,247)
財源の変動 (ネット)	(4,405)	(9,368)	—	(1,137)	12,616	17,833
年度末残高	8,669	13,074	—	—	30,449	17,833

注：IMF は、IMF本体の勘定についての年次監査と併せて、外部監査人によるJSAの年次監査を行っているほか、日本当局に提出するための独立した監査証明書も発行している。

